

第百六十六回国会
衆議院

教育再生に関する特別委員会議録

第十一号(その一)

平成十九年五月十五日(火曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 保利 耕輔君

理事 大島 理森君

理事 小坂 憲次君

理事 中山 成彬君

理事 牧 義夫君

理事 赤池 誠章君

理事 井脇ノブ子君

理事 稲田 朋美君

理事 猪口 邦子君

理事 木原 誠二君

とかしきなおみ君

西本 勝子君

原田 憲治君

二田 孝治君

やまきわ大志郎君

山内 康一君

市村浩一郎君

川内 博史君

佐々木隆博君

田嶋 要君

高井 美穂君

横山 北斗君

伊藤 涉君

石井 郁子君

糸川 正晃君

議員 田嶋 一成君

議員 高井 美穂君

議員 藤村 修君

議員 牧 義夫君

議員 松本 大輔君

議員 笠 浩史君

議員 保坂 展人君

議員 大口 善徳君

議員 田嶋 要君

議員 市村浩一郎君

議員 同日

議員 同日

文部科学大臣政務官 小淵 優子君

参考人 (京都市教育委員会教育長 門川 大作君)

参考人 (比治山大学非常勤講師) 荒谷 信子君

参考人 (前東京大学市教育委員会教 育長) 市川 昭午君

参考人 (国立大学財務・経営セン ター名誉教授) 中嶋 哲彦君

参考人 (名古屋大学大学院教育発 達科学研究科教授) 清野 裕三君

参考人 (名古屋大学大学院教育発 達科学研究科教授) 中嶋 哲彦君

参考人 (名古屋大学大学院教育発 達科学研究科教授) 中嶋 哲彦君

参考人 (名古屋大学大学院教育発 達科学研究科教授) 中嶋 哲彦君

参考人 (名古屋大学大学院教育発 達科学研究科教授) 中嶋 哲彦君

参考人 (名古屋大学大学院教育発 達科学研究科教授) 中嶋 哲彦君

参考人 (名古屋大学大学院教育発 達科学研究科教授) 中嶋 哲彦君

参考人 (名古屋大学大学院教育発 達科学研究科教授) 中嶋 哲彦君

参考人 (名古屋大学大学院教育発 達科学研究科教授) 中嶋 哲彦君

参考人 (名古屋大学大学院教育発 達科学研究科教授) 中嶋 哲彦君

参考人 (名古屋大学大学院教育発 達科学研究科教授) 中嶋 哲彦君

参考人 (名古屋大学大学院教育発 達科学研究科教授) 中嶋 哲彦君

参考人 (名古屋大学大学院教育発 達科学研究科教授) 中嶋 哲彦君

参考人 (名古屋大学大学院教育発 達科学研究科教授) 中嶋 哲彦君

参考人 (名古屋大学大学院教育発 達科学研究科教授) 中嶋 哲彦君

参考人 (名古屋大学大学院教育発 達科学研究科教授) 中嶋 哲彦君

参考人 (名古屋大学大学院教育発 達科学研究科教授) 中嶋 哲彦君

参考人 (名古屋大学大学院教育発 達科学研究科教授) 中嶋 哲彦君

参考人 (名古屋大学大学院教育発 達科学研究科教授) 中嶋 哲彦君

参考人 (名古屋大学大学院教育発 達科学研究科教授) 中嶋 哲彦君

参考人 (名古屋大学大学院教育発 達科学研究科教授) 中嶋 哲彦君

参考人 (名古屋大学大学院教育発 達科学研究科教授) 中嶋 哲彦君

参考人 (名古屋大学大学院教育発 達科学研究科教授) 中嶋 哲彦君

参考人 (名古屋大学大学院教育発 達科学研究科教授) 中嶋 哲彦君

参考人 (名古屋大学大学院教育発 達科学研究科教授) 中嶋 哲彦君

参考人 (名古屋大学大学院教育発 達科学研究科教授) 中嶋 哲彦君

参考人 (名古屋大学大学院教育発 達科学研究科教授) 中嶋 哲彦君

参考人 (名古屋大学大学院教育発 達科学研究科教授) 中嶋 哲彦君

参考人 (名古屋大学大学院教育発 達科学研究科教授) 中嶋 哲彦君

参考人 (名古屋大学大学院教育発 達科学研究科教授) 中嶋 哲彦君

参考人 (名古屋大学大学院教育発 達科学研究科教授) 中嶋 哲彦君

参考人 (名古屋大学大学院教育発 達科学研究科教授) 中嶋 哲彦君

参考人 (名古屋大学大学院教育発 達科学研究科教授) 中嶋 哲彦君

改正する法律案(内閣提出第九二号)

日本国教育基本法案(鳩山由紀夫君外五名提 出、衆法第三号)

教育職員の資質及び能力の向上のための教育職 員免許の改革に関する法律案(藤村修君外二名 提出、衆法第一六号)

地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律 案(牧義夫君外二名提出、衆法第一七号)

学校教育の環境の整備の推進による教育の振興 に関する法律案(笠浩史君外二名提出、衆法第 一八号)

派遣委員からの報告聴取

〇保利委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、学校教育法等の一部を改正する法律 案、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の 一部を改正する法律案及び教育職員免許法及び教 育公務員特例法の一部を改正する法律案並びに鳩 山由紀夫君外五名提出、日本国教育基本法案、藤 村修君外二名提出、教育職員の資質及び能力の向 上のための教育職員免許の改革に関する法律案、 牧義夫君外二名提出、地方教育行政の適正な運営 の確保に関する法律案及び笠浩史君外二名提出、 学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に 関する法律案の各案を一括して議題といたしま す。

〇門川参考人 おはようございます。京都市の教 育長の門川でございます。

このような機会をいただきまして、ありがとうございます。また、国を挙げて教育再生を最重要 視していただくことを本当に心強く思っております。

迷ったときは困難な道を選ぶ、今、京都の教 育界で合言葉にしております。一人一人の子供 を徹底的に大切に、一つ一つの学校を徹底的 に大切に、家庭訪問を大事にしよう、現場へ 足を運ぼう。人間、やもしますと楽な方を選ん でしまいがちですが、あえて困難な方を選ぶ、い ろいろな問題が起これば、制度の責任にせず、制 度の限界まで挑戦しよう、タブーに挑戦しよう、そ んな取り組みを、今熱意あふれる教職員が進めて いただいております。

〇門川参考人 おはようございます。京都市の教 育長の門川でございます。

このような機会をいただきまして、ありがとうございます。また、国を挙げて教育再生を最重要 視していただくことを本当に心強く思っております。

迷ったときは困難な道を選ぶ、今、京都の教 育界で合言葉にしております。一人一人の子供 を徹底的に大切に、一つ一つの学校を徹底的 に大切に、家庭訪問を大事にしよう、現場へ 足を運ぼう。人間、やもしますと楽な方を選ん でしまいがちですが、あえて困難な方を選ぶ、い ろいろな問題が起これば、制度の責任にせず、制 度の限界まで挑戦しよう、タブーに挑戦しよう、そ んな取り組みを、今熱意あふれる教職員が進めて いただいております。

〇門川参考人 おはようございます。京都市の教 育長の門川でございます。

このような機会をいただきまして、ありがとうございます。また、国を挙げて教育再生を最重要 視していただくことを本当に心強く思っております。

迷ったときは困難な道を選ぶ、今、京都の教 育界で合言葉にしております。一人一人の子供 を徹底的に大切に、一つ一つの学校を徹底的 に大切に、家庭訪問を大事にしよう、現場へ 足を運ぼう。人間、やもしますと楽な方を選ん でしまいがちですが、あえて困難な方を選ぶ、い ろいろな問題が起これば、制度の責任にせず、制 度の限界まで挑戦しよう、タブーに挑戦しよう、そ んな取り組みを、今熱意あふれる教職員が進めて いただいております。

〇門川参考人 おはようございます。京都市の教 育長の門川でございます。

このような機会をいただきまして、ありがとうございます。また、国を挙げて教育再生を最重要 視していただくことを本当に心強く思っております。

迷ったときは困難な道を選ぶ、今、京都の教 育界で合言葉にしております。一人一人の子供 を徹底的に大切に、一つ一つの学校を徹底的 に大切に、家庭訪問を大事にしよう、現場へ 足を運ぼう。人間、やもしますと楽な方を選ん でしまいがちですが、あえて困難な方を選ぶ、い ろいろな問題が起これば、制度の責任にせず、制 度の限界まで挑戦しよう、タブーに挑戦しよう、そ んな取り組みを、今熱意あふれる教職員が進めて いただいております。

〇門川参考人 おはようございます。京都市の教 育長の門川でございます。

このような機会をいただきまして、ありがとうございます。また、国を挙げて教育再生を最重要 視していただくことを本当に心強く思っております。

迷ったときは困難な道を選ぶ、今、京都の教 育界で合言葉にしております。一人一人の子供 を徹底的に大切に、一つ一つの学校を徹底的 に大切に、家庭訪問を大事にしよう、現場へ 足を運ぼう。人間、やもしますと楽な方を選ん でしまいがちですが、あえて困難な方を選ぶ、い ろいろな問題が起これば、制度の責任にせず、制 度の限界まで挑戦しよう、タブーに挑戦しよう、そ んな取り組みを、今熱意あふれる教職員が進めて いただいております。

〇門川参考人 おはようございます。京都市の教 育長の門川でございます。

このような機会をいただきまして、ありがとうございます。また、国を挙げて教育再生を最重要 視していただくことを本当に心強く思っております。

迷ったときは困難な道を選ぶ、今、京都の教 育界で合言葉にしております。一人一人の子供 を徹底的に大切に、一つ一つの学校を徹底的 に大切に、家庭訪問を大事にしよう、現場へ 足を運ぼう。人間、やもしますと楽な方を選ん でしまいがちですが、あえて困難な方を選ぶ、い ろいろな問題が起これば、制度の責任にせず、制 度の限界まで挑戦しよう、タブーに挑戦しよう、そ んな取り組みを、今熱意あふれる教職員が進めて いただいております。

〇門川参考人 おはようございます。京都市の教 育長の門川でございます。

このような機会をいただきまして、ありがとうございます。また、国を挙げて教育再生を最重要 視していただくことを本当に心強く思っております。

迷ったときは困難な道を選ぶ、今、京都の教 育界で合言葉にしております。一人一人の子供 を徹底的に大切に、一つ一つの学校を徹底的 に大切に、家庭訪問を大事にしよう、現場へ 足を運ぼう。人間、やもしますと楽な方を選ん でしまいがちですが、あえて困難な方を選ぶ、い ろいろな問題が起これば、制度の責任にせず、制 度の限界まで挑戦しよう、タブーに挑戦しよう、そ んな取り組みを、今熱意あふれる教職員が進めて いただいております。

〇門川参考人 おはようございます。京都市の教 育長の門川でございます。

このような機会をいただきまして、ありがとうございます。また、国を挙げて教育再生を最重要 視していただくことを本当に心強く思っております。

迷ったときは困難な道を選ぶ、今、京都の教 育界で合言葉にしております。一人一人の子供 を徹底的に大切に、一つ一つの学校を徹底的 に大切に、家庭訪問を大事にしよう、現場へ 足を運ぼう。人間、やもしますと楽な方を選ん でしまいがちですが、あえて困難な方を選ぶ、い ろいろな問題が起これば、制度の責任にせず、制 度の限界まで挑戦しよう、タブーに挑戦しよう、そ んな取り組みを、今熱意あふれる教職員が進めて いただいております。

〇門川参考人 おはようございます。京都市の教 育長の門川でございます。

このような機会をいただきまして、ありがとうございます。また、国を挙げて教育再生を最重要 視していただくことを本当に心強く思っております。

迷ったときは困難な道を選ぶ、今、京都の教 育界で合言葉にしております。一人一人の子供 を徹底的に大切に、一つ一つの学校を徹底的 に大切に、家庭訪問を大事にしよう、現場へ 足を運ぼう。人間、やもしますと楽な方を選ん でしまいがちですが、あえて困難な方を選ぶ、い ろいろな問題が起これば、制度の責任にせず、制 度の限界まで挑戦しよう、タブーに挑戦しよう、そ んな取り組みを、今熱意あふれる教職員が進めて いただいております。

〇門川参考人 おはようございます。京都市の教 育長の門川でございます。

このような機会をいただきまして、ありがとうございます。また、国を挙げて教育再生を最重要 視していただくことを本当に心強く思っております。

迷ったときは困難な道を選ぶ、今、京都の教 育界で合言葉にしております。一人一人の子供 を徹底的に大切に、一つ一つの学校を徹底的 に大切に、家庭訪問を大事にしよう、現場へ 足を運ぼう。人間、やもしますと楽な方を選ん でしまいがちですが、あえて困難な方を選ぶ、い ろいろな問題が起これば、制度の責任にせず、制 度の限界まで挑戦しよう、タブーに挑戦しよう、そ んな取り組みを、今熱意あふれる教職員が進めて いただいております。

実は、きょうから京都市議会本会議が始まりまして、この参考人意見陳述の話をいただいたときにお断りしようかなとも思っただけです。与野党意見の対立する法案の審議に現職の教育長が意見を述べる、いささかのちゅうちょもございましたが、あえて私も自分に負荷をかけて、ここで勉強させていただきたい、そのように思っただけで参加させていただきました。

また、今、教師に対する、学校に対する厳しいバッシングがございまして。教育委員会のあり方も問われております。しかし、現場から見ると、非常に困難な教育条件のもとで、課題が山積する中で、現場の多くの熱意あふれる教職員が懸命な努力をしております。朝から晩まで、校長先生、教頭先生なんかは土曜日でも日曜日でも、教育委員会も、全国で多くの方が頑張っておられます。今、学校教育は大きく前進してきております。

私は、しばしば申し上げておりますが、子供の教育を悪くしようと思えば子供の前の先生を悪くしようと思えばいい、地域の学校を悪くしようと思えばいい、地域の学校を悪くしようと思えばいい、現実には教育は悪くなりません。今、日本じゅうでそんなことが起こっているんじゃないかなと危惧しております。頑張る教師を励ます、教職員のモチベーションを高める、そして教育者がたつとばれるような世の中にしなければ教育の未来はない、日本の未来はない、そのように思っています。そんな現場の悲鳴とも思えるものもここでお話しさせていただきます。

それから、おかげさんで、教育を大事にしている、あるいは美しい国づくり、環境問題、あるいは歴史と伝統を大事にしている、そんなことが大きな課題になってきました。国民の価値観も大きく変わってきたんじゃないかな、再認識されてきたんじゃないかな。そんなときに、歴史都市京都が果たすべき役割にも大きなものがあると思っております。

今、樹本市長を先頭に美しい京都をつくっていく、そのために、この三月に景観条例などが通

りました。都心部のビルの高さ、四十五メートルから三十一メートルに、三十一メートルは十五メートルに規制する、屋上の看板は全面禁止する、建物のデザインを規制する、あるいはお寺や神社の借景を守っていく。市民の大きな自己犠牲もあります。そうしたことをしながら、さらに国に対して国家戦略としての京都創生をお願いしている、そして、いつまでも日本に京都があつてよかった、そんなことを実感していただける京都をつくっていく、創生していく、守っていく、そんな取り組みが始まっています。

そうしたときに、私も教育関係者の責任もなお感じています。ハードも大事でありますけれども、美しいものを美しいと感じる子供たち、次世代を育成していかなければなりません。そのためにみずから行動しなければなりません。先日の土曜日朝七時から梅津北小学校というところで、子供、教職員、地域の方々みんなで二時間かけて便所掃除をしました。百人を超える子供たち、PTA、地域の方が参加をしていただきました。便所を磨いて心を磨こう、便教会と言っています。便所の便に、キョウは教えるでしたけれども、教えるはちよつとおがましいかな、鏡でもいいな、響くでもないな、共にでもないな、協力の協でもいいな、みんなが思いを込めて便教会、そんな取り組みが一步一步進んでおります。

さて、教育改革であります。私は、最大のキーワードは当事者意識と参画行動であります。学校、家庭、地域、大学、経済界、企業、すべての大人が共に汗をする共汗関係が大事じゃないかな、そのためには大事なことが二つあるんじゃないかな。

一つは、学校現場、できるだけ子供に近いところに権限を移譲していく。人事の権限も予算の権限もできるだけ学校現場に移譲していく、そんな取り組みを進めております。同時に、現場に移譲するだけではだめ、そのときに教育委員会が適切な指導をするということも大事であります。一つ

はそういうことであります。もう一点は、学校、家庭、地域の連携と協力であります。学校と家庭、地域が足りないところを批判する関係やなしに、足りないところをともに高め合うような関係にしていこう、そういうことであります。そのためには、情報を共有する、学校が説明責任を果たすということが大事であります。

情報の共有は課題意識の共有になる、さらにそれを行動の共有へと高めていく、そして評価も共有する、子育ての喜びも共有していく、そんな関係をつくっていく。そのために、保護者、地域の代表が学校運営に参画する学校運営協議会を設置するコミュニティスクール、昨年度までに六十校に広がりました。学校からどんどん申請していただいて指名していきます。今年度中に百校を超える、小学校では半分以上の学校がコミュニティスクールになっていく、そんなことを進めております。

連携、連携といいますが、しかし、学校に閉鎖的な体質があれば、教師に信頼されないような行動があれば、連携は生まれません。連携、連携という、ややもしますと相手に物を求めます。しかし、まず連携とは自己変革であります。学校の閉鎖的な体質、教師の専門性を高めていく、そして同時に、地域の方々に、保護者の方々に、あなたの子供のために何ができますかということを大胆に提言していく。

おかげさんで、二万人を超える方々が、子供の安全確保、授業のサポート、障害のある子供のために、あるいは読書活動にいろいろな協力していただける、そんな関係が生まれてきております。同時に、連携とは重なり合うことである。家庭、地域の教育力が低下した、嘆いていても始まりません。それをともに高め合う、重なり合つて高まっていく、そんな環境をつくっていききたい、そんなことをやっています。

そのために、教師が変わらなきゃならない、指導力不足教員になつてはいけないということ

で、いろいろなチームを組み、教員評価制度を導入し、頑張る先生を応援する。

この五年間で二千八百人の先生を表彰してきました。同時に、課題のある先生にはいろいろな研修プログラムをつくっていく。そして、それでも変わらない先生には、残念ではありますが、十年間で百四十五人、この五年間で九十五人の先生に教壇から去っていただきました。しかし、だめな先生はほんの一部です。多くの先生は頑張っている。そうした先生のモチベーションを高めていく、そのことが何よりも大事じゃないかな。

京都市では、小学校一、二年生、独自予算で既に三十五人学級をやっています。そしてことしから、義務教育の終了であります中学校三年、三十人学級に踏み切りました。オール京都市では、財政危機の中で三千人を超える職員の削減を行っております。しかし、教師はふやそう、そして教師の処遇の改善も大事であります。それらにつきましても、ぜひとも国会での御英断をお願いしたい、そのように考えております。

次に、学力であります。ゆとり教育の見直しということが言われています。ゆとり教育という言葉自体、私は余り好ましい言葉でないと思います。誤解を与えます。しかし、この理念、画一と受け身から自立と創造へ、知識の量も大事ですけども、それを生きて働く知恵に変えていかなきゃならない。そのためには体験が大切だ。そうした理念は不変のものだ。その理念が実現しなかつたから、見直しであります。

そのために、教育条件の整備充実、教職員定数改善計画がストップしていますが、そういったこともふやさないでいきたいと思います。いろいろな条件整備、社会全体で受け入れていく社会総がかりの教育改革が重要ではないかと思っております。同時に、学力も大事。みずみずしい感性もつくっていくかなきゃならない。京都市では国の基準の10%を超える授業時間を確保しよう、そんなことで取り組みをしています。

教職員の人事異動は四月一日とおおむね決ま

たものでありますが、京都市では三月二十日に事
実上発令しました。そして、異動した先生は三月
二十六日には新しい学校に赴任して、新年度の準
備をしていただきます。そして、毎年ですと四月
の八日、九日が入学式、始業式ですが、こしは、
四月四日に入学式、そして五日始業式。桜の咲い
ている間に入学式ができる、地球温暖化で桜も早
く咲きますから。これは副次効果でありますけれ
ども、そんなことをしています。

また、榎本市長のマニフェストで、すべての小
中学校の教室にクーラーがつけました。そんな中
で教職員が、夏休みも短くしよう、さらには夏休
みに補習をしよう、そんな取り組みも現場の熱意
に支えられて進んでおります。

改正法案との関係でございますが、京都市で
は、既に保護者の代表が教育委員に参画しており
ます。さらに、スポーツ行政や文化行政は市長部
局において補助執行していただいています。一方、
私立幼稚園、私立高校の行政は、教育委員会
で補助執行しております。そして、オール京都市
として、子育て支援やあるいはいろいろな生涯学
習等々については、全庁的な体制をつくって進め
ております。ただ、学校行政については、政治的
な中立が大事だということで、教育委員会が果た
さなければならぬ役割が大事だと今思っています。

なお、評価が大事であります。京都市では、政
策評価、施策評価、それから千三百項目にわたる
事務事業評価を進めてきましたが、この五月市議
会で行政評価条例が制定されようとしています。
その中には、学校評価も条例化します。そして、
適切な評価をしていく、そして改善をしていく、
そんなことを今進めております。

地方分権が国の関与かということが論じられて
おりますが、私は、地方分権が基本であります。
ただ、伝家の宝刀的なものも必要であります。同
時に、そういったことが行使されないように、地
方が主体性を発揮して頑張らなければならない、

そんなことも感じております。

なお、教育条件の整備充実が何よりも大事であ
ります。教職員は本当に苦勞しております。教師
のたつとばれるような社会をつくるために、教職
員の処遇の改善、さらに教職員の増員をお願いし
たいな。

京都の教育改革を進めておりまして、やはり現
場主義が大事だな、同時に、教師の潜在能力を生
かしていく、こうした地域の力とそれを融合させ
ていく。今、堀川高校の奇跡という本がベ
ストセラーになっております。朝日新書でありま
す。十年ほど前に本当に厳しい条件であった堀川
高校が、今は四年連続で京都大学現役合格率が
トップになる、そんな改革が進んでいます。堀川
に続けと西京高校が、そしてこしは銅駝美術高
校、十年前、現役で国立大学進学はゼロでした
が、こし、九十人の卒業生のうち三十一人が国
立大学に入りました。

教師の潜在能力を生かしていく、そういうこと
によって学校は変わります。現場を激励してい
たきたいな、同時に、教師も頑張っていかなけれ
ばならないな。そのために、国の基準を上回る教
職員を配置しています。今、教育が大事なときに、
どうぞ国家政策として教師の処遇の改善、定数の
改善にも取り組んでいただきたいと思います。
同時に、厳しい社会環境であります。勝ち組、
負け組というようなものができないように教育条
件を整備していく、そんなこともぜひともお願い
したいな。謹んで皆さん方をお願いして、意見陳
述にかえさせていただきます。

ありがとうございます。（拍手）

○保利委員長 ありがとうございます。

次に、荒谷参考人をお願いいたします。
○荒谷参考人 皆様、おはようございます。広島
県の東広島市から参りました荒谷信子と申しま
す。

本日は、教育再生に関する特別委員会において
参考人として意見を述べさせていただきますこと
を、大変光栄に思っております。

私は、平成十八年六月末まで四年間、東広島市
の教育委員会の教育長をしていたしましたことか
ら、主として、東広島市の取り組みと現場から見
た教育行政の課題、そしてそれを踏まえて、今回
の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一
部を改正する法律案についての意見を述べさせて
いただきます。

最初は、東広島市の取り組みと現場から見た教
育行政の課題について申し上げます。
東広島市は平成十七年二月に一市五町が合併を
いたしました。それを機に町づくりの将来像は、
「未来にはばたく国際学術研究都市」となりまし
た。人口は十八万人ですが、広島県内一の人口増
加率、都市の成長力は全国十二位という数字を示
しております。

その中で、教育委員会では、新しい町の人づく
りを担い、学校教育改革と生涯学習の推進を車の
両輪とした、新しい時代にふさわしい教育改革を
進めてまいりました。定例教育委員会は月一回の
開催ですが、必要に応じて臨時教育委員会を開催
いたします。

市の中心市街地はマンション建設ラッシュで
す。中学校がマンモス化しておりますので、分離
新設するが通学区域を見直すかで夜間や土日にた
びたび臨時教育委員会を開催し、審議をいたしま
した。その結果、分離新設がよいという結論をもつ
て市長と協議をいたしました。このような重要案
件、大きな予算が伴うものについては、委員がそ
ろって市長に要望をしましたり協議をいたしま
す。

近隣五町と合併しましてからは、五町を持ち
回って開催しております。午前中は教育施設を
訪問し、お昼は子供たちと学校で学校給食を試食
し、午後からは教育委員会を開催いたします。

教育委員は五名です。産業界一名、他町教育長
経験者一名、幼児教育・スポーツ関係者一名、芸
術文化関係者一名、そして教育長という構成で
す。教育委員は、人格が高潔で、教育、学術及び
文化に関し識見を有するものの中から任命され

ますので、年齢が高くなりがちです。

東広島市の場合、会議は大変活発で、委員の方々
も御自分で参考資料を作成したり、よい情報
を資料として提供されておまして、議論は白熱
しております。教育長も、委員という立場からと
事務局を指揮監督するという両方の立場から発言
しております。ただ、教育委員会の責任体制はと
いいますと、必ずしも明確になっていないという
課題はございます。

教育委員会は公開で、教科書採択時など市民の
関心事には多くの傍聴がございます。教育委員会
の取り組みにつきましては、広報誌を年二回発行
し、保護者に配付いたしますとともに、教育機関
等で自由にお持ち帰りいただくことにしております。
第一回は七月に出し、一年間の方針や具体的
な施策を市民の皆さんにお知らせし、第二回は三
月に出して、成果と課題をお示ししております。
しかしながら、教育委員会の事務の管理、執行状
況の点検、評価をし、公表するところまで
には至っておりません。

教育予算につきましては、教育委員会が策定し
ております学校教育プランと生涯学習システムア
クションプラン、これは生涯学習推進のプランで
ございますが、この年次計画に沿ったものと緊急
に取り組まなければならないものをまとめて、事
業調整という形で市長に提示、協議します。

限られた予算の中から、市長の理解と議会
の応援を得なければなりません。そのためには、
平素より、市長や議会に対してタイムリーに情報
提供をしたり相談しておくことが大切と思ってお
りました。市長や議会の協力のもと、市教育委員
会として、国の基本的な教育制度の枠組みと県の
方針は踏まえつつ、東広島市の独自性を出した施
策は十分に行うことができたと考えております。

他の市や町も同じだろうと思っております。
広島県では、広域合併により八十六の市町村が
二十三の市町になった現在、各市町教育委員会は
これまで以上に切磋琢磨し、特色ある取り組みが
行われており、加速しているようにも思われま

す。
次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

戦後、我が国の教育は、教育委員会制度のもとで、政治的中立性の確保、継続性、安定性の確保、地域住民の意向の反映を求めて成果を上げてきました。国民からの教育委員会への安心感や信頼感は非常に大きいものがあると思います。その一方で、教育委員会に対して指摘されている問題も多くあり、制度そのものを廃止するとか任意に設置するなどの意見もございます。

これらの意見がある中、「新しい時代の義務教育を創造する」という中央教育審議会答申では、教育委員会制度の今後のあり方については、すべての地方自治体に設置することなど現在の基本的な枠組みを維持しつつ、制度をできるだけ弾力化するとともに、機能の強化、首長との連携の強化、教育委員会の役割の明確化のための改善を図ることが適当であるとしております。

文部科学省では、地方教育行政の弾力化と地方分権化を推し進めるべく、地方教育行政制度の改正を数次にわたって行い、努力をされてきております。今回の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案もその一環であり、これまでのあいまいであった点をより一層明確にしようというものであると高く評価しております。

また、地方分権が進む中、市町村は広域合併で規模が拡大しております。したがって、首長は、広範な事務処理に加えて多くの課題を抱えることになりました。教育の分野においても、教職員人事や学級編制など、市区町村の権限と責任が拡大することも考えられ、教育の専門機関としての教育委員会制度という仕組みはこれまで以上に必要かつ重要になってきますので、その機能の強化が求められます。

法律案を具体的に見ていきますと、法律改正により、教育委員会の事務の管理、執行状況の点検、

評価の制度化を図るなど教育委員会の責任体制が明確になることは、学校に対して点検、評価を求める教育委員会としては必要なことであり、また、教育委員の一層の自覚の喚起と市民に教育委員会というものをより理解していただくためには、不可欠であると思っております。

県費負担教職員の同一市町村内の転任については、最もその町の事情に精通しております市町村教育委員会の内申を重視すべきだと考えておりまして、待ち望んでいたことであります。

教育委員に保護者を含めることにつきましては、保護者の立場から見た児童生徒の様子がわかりやすくなりますし、任命に当たる市長も選任しやすくなるのではないかと思います。

市町村教育委員会の事務局に指導主事を置くように努めることにつきましては、社会教育法第九条の二には、「都道府県及び市町村の教育委員会事務局に、社会教育主事を置く。」と設置規定があるのと同じように、指導主事を置くの方がよいと考えます。

教育委員会の法令違反や怠りにより生徒等の教育を受ける権利が明白に侵害されている場合、もしくは緊急に生徒等の生命身体を保護する必要がある生じ、他の措置によつては是正を図ることが困難な場合、文部科学大臣は当該教育委員会に対して是正の要求を行うものとするという今回の改正案は、当然のことだと思っております。

平成十年から三年間、広島県教育委員会は、当時の文部省から全国で初めての是正指導を受けました。法令にのっとり、不適切な取り組みに対する是正であり、教育内容に関すること七項目、学校管理運営に関すること六項目の計十三項目について指導を受けることになりました。

その結果として、一つには、不適切な教職員の勤務実態が是正され、教育公務員としての自覚が見られるようになりましたこと、二つには、法令にのっとり実施する公教育の確立に向け、市町村教育委員会と校長等が一体となつて取り組む体制づくりが進み、学習指導要領に基づいた教育実

践及び研究が活性化するようになりましたこと、三つには、校長権限が確保されるようになり、多くの校長がリーダーシップを発揮するとともに、主任等の働きが活性化し、組織的な校務運営が行われるようになってきました。是正指導を機に、県を挙げて新たな「教育県ひろしま」の創造に向けて動き始めたのです。

私は是正指導後に市の教育長に就任しましたが、是正指導のおかげで教育現場は大変伸びやかになっており、広島県が、いち早く学校評価、人事評価も導入し、開かれた学校づくりが進んでいることを強く実感いたしました。

地方分権時代に国からの是正の要求や指示というものはいかなるものかとの意見もあると思います。これらを受けることは、教育委員会として恥ずべきことであつて、あつてはならないことであります。しかしながら、是正の要求や指示は、法令違反や児童生徒の生命にかかわるような場合に、義務教育に責任を負う国としての責務であると思ひます。

教育委員会の責任体制の明確化や体制の充実、教育行政における地方分権の推進と国の責任の果たし方について提出されております地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案の早期成立を望み、私の意見陳述を終わらせていただきます。

ありがとうございます。(拍手)

○保利委員長 ありがとうございます。

次に、市川参考人をお願いいたします。

〔委員長退席、中山(成)委員長代理着席〕
○市川参考人 市川でございます。

本日は、このように私の意見を述べさせていだきまして、大変ありがとうございます。

私は、公選制教育委員会のころから地方教育行政の調査研究に携つてまいりましたが、地方教育制度をいかに設計するかというのは大変難しい問題でございまして、絶対にこれがいいというようなシステムはなかなかつくりにくいと感じております。しかしながら、ここに参りました以上は、

何がしかの意見を申し述べなければなりませんので、地方教育行政の基本理念、教育委員会の体制、それから地方自治体の首長さんと教育委員会の関係、それから都道府県と市町村の関係、国と地方の関係に分けて、順次申し上げたいと思ひます。

まず、地方教育行政の基本理念はいかなるものであるべきかということでございまして、地域の実情に応じて教育の振興を図るということは言うまでもないことでございますが、いかなる内容の教育の振興を図るかということもまた大事なことでないかと思うわけでございまして。いかなる内容の教育がいいかということとは、これはそれぞれお考えが異なるかと思いますが、基本的には、国民の教育を受ける権利を保障する点において、国民ないしは住民に責任を持つて行われることが肝心ではなからうか、こう考えております。

昨年改正されました教育基本法の十六条三項では、地方公共団体が主に担う役割は、その地域における教育の振興を図るために、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施することとであり、国の主な役割は、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図ることとなっておりますが、今回の改正法を見ますと、このいずれもが地方の分担のようにも書かれておりまして、この教育基本法と学校教育法の改正法案との関係がどうなっているのかということが若干わかりにくいところでございます。

次に、教育委員会の執行体制をいかにして整備拡充するかということでございまして、世間から一番求められておりますのは、教育委員会の活性化ということでございまして。これは以前から言われておることですので、教育委員の方々の自覚ということも大事でございまして、その権限の強化ということも大事ではございまして、狭い意味での教育委員会が事務局に対してなぜ影響力が乏しいかということは、これは非常勤であるとかいろいろな理由もございまして、もう一つは、一応法律上の権限はあるわけですが、私

は、権威が少し足りないのではなからうか、こう思うわけでございます。

なぜ権威が足りないかといえば、事務局の職員も教育委員もいずれも任命制でございまして、その点では同じでございます。そういう点から申しますと、やはり教育委員に権限だけではなくて権威を持たせるためには公選制にする必要があるのではなからうか。首長さんが権限と同時に権威を持つていらっしゃるの、これはやはり公選、住民から選ばれてきた、授権されているというところにあるのではなからうか、こう思うわけでございます。

今日、世間ではレマンコントロールを強化する必要があると言われております。確かにレマンコントロールの原理を徹底することは大事でございますが、同時に、プロフェッショナルリーダシップを確立するというのも教育委員会制度の根本的な考え方でありまして、この両面が必要であるわけであります。

そのためには事務局職員の専門性を高めるという点からいいますと、今回の改正案で市町村教育委員会に指導主事を置くことに努めるという規定がありますのは、理解できるところでございます。ただ、ここ十数年来の地方分権改革におきましては、いろいろな専門職員の必置制をなくしていくという基本方向にあるようでございまして、これとどのように調整されるのかという点が気にかかるところでございます。

それから、改正案では、学識経験者の知見を活用して教育委員会の活動状況を点検、評価するということがございます。無論それも結構でございますが、単に学識経験者だけでなく、保護者とか住民の知見を活用することもまた肝要であり、それによって初めて地域の実情に合った教育の振興が可能となるのではないかと考える次第でございます。

三番目に、地方教育行政に関しましての首長と教育委員会の関係でございますが、この点で改正

案はやや混乱しているような印象も受けます。それは、一方で教育委員会の権限を縮小し、他方では拡大しようとしているところでございます。

文化、スポーツの事務を首長に移譲するという規定が一方にあり、それで、他方では、私立学校に関する首長の権限を教育委員会に移譲するかのとき表現もあり、基本的に改正がどちらの方向を向いているのかという点が理解しかねるところでございます。将来的に、文化とスポーツだけでなく、社会教育や生涯学習、施設設備などの権限も移譲されていくのか、そうなりますと、結局、教育委員会は学校委員会のようなものになっていく、スクールボードになっていくわけでござい

ますが、そうなりますと民主党案に近づいていくような印象も受けるわけでございしますが、その点いかがなものでございましょうか。

四番目は、都道府県と市町村の関係でございますが、これは市町村の規模との関係があるわけでございまして、これは教育委員会制度発足以来の難問なのでございます。

発足当時は一万ぐらいの市町村がございまして、それが昭和の大合併で三分の一に減り、それから、平成の大合併でさらに減ってきているわけでございます。しかしながら、なほ弱小市町村というものが残っているわけでございまして、これとの関係で、行政能力とそれから民意の反映という、とかく矛盾し相克する関係をどう調整するかということが課題として残っているわけでございます。

また、改正案では、市町村の教育委員に対して都道府県や文部科学省が研修を行うというようにも規定してございます。研修をさせて悪いということはないでしょうが、ややもすれば、国、都道府県、市町村が上下関係にあるような印象も与えますし、そもそも、改めて研修する必要がないような教育委員を任命すべきではないかということも考えられるわけであります。

最後に、国の地方に対する権限でございますが、改正案は、国の地方に対する権限を拡大する

方向に基本的にあるんだろうと思います。地方分権改革によりまして削除されました諸権限が復活していくというような方向にあるかと思うの、でございますが、しかし、四十九条の改正は、現在地方自治法にもほとんど同じような規定があるわけでございます。これで、地方自治法二百四十五条の五の規定でなぜだめなのかということがよく理解できません。

それから、五十条は、さらに強い権限を国に持たせようということでございしますが、しかしながら、地方自治法二百四十五条の三がうたっておりますように、地方の自主性及び自立性に配慮し、国及び都道府県の関与は必要な最小限度のものにすべきだということとの兼ね合いも必要かと思

います。

また、生徒等の生命身体を保護する必要があるという緊急事態に文部科学大臣が是正、改善の指示をしても、実際には間に合わないんじゃないか。それだけでなく、文部科学省が関与してまいりますと、これは市町村から報告を上げて、さらに都道府県に報告を上げ、文部科学省に報告を上げていくわけでございしますから、その事務にいろいろ振り回されまして、対応がええつておくれることになるんじゃないか、こんなふうにも考えるわけでございします。

時間が参りましたので私の意見陳述はこの辺で終わりますが、民主党案なども大変興味深く読ませていただきましたが、時間の関係で意見は省略させていただきます。(拍手)

(中山)成委員長代理退席、委員長着席

○保利委員長 ありがとうございます。

次に、中嶋参考人をお願いいたします。

○中嶋参考人 中嶋哲彦と申します。

名古屋大学の教育発達科学研究科で教育行政学、教育法学を研究し教育をすることともに、大山市教育委員会の教育委員として、もう六、七年になりますけれども、仕事をしています。その立場から今回は発言の機会を与えていただいたものと思います。ありがとうございます。

それでは、まず法案の個別の点に入る前のところで、私の地方教育行政に関する一つの考え方として提示しておきたいと思っております。文部科学省による国の教育行政とは別に地方教育行政が存在している、しかもそれが地方公共団体の自治事務として位置づけられているということの意味は、これは大変重く受けとめなければならぬだろうと思います。これは、地方自治というのは憲法上の制度でありますし、それから、国と地方の役割分担の中で、住民の生活に近い領域については地方にゆだねるのだということが憲法それから地方自治法の定める大きな原則だと思

います。

その中で、教育委員会というのはどういう位置にあるか。それは、私の考えるところ、教育の地方自治を制度的に担っていく、制度的に担う行政機関であると考えます。ここであえて制度的というところを力を入れて申し上げたのは、それは、教育の地方自治を担うというのはもう行政機関だけではないと思うんですね。それぞれの町に住んでいる保護者、住民、これが真の担い手であるということとは変わりはないと思

います。それぞれの町の教育、教育行政に対して最終的な責任を持つているということはとても大事なことで、その上で、それを制度として一つの意思としてまとめていく際に、教育委員会制度という一つの行政機関の制度が設けられているということだと思

います。

その意味で、教育委員会というものが果たしている役割は、その地域に住む住民の意思を行政に生かしていく、公教育を具体的に地域でつくり出していくという役割、これを制度的に果たしていくものであるかと思

とによつて住民の意思を教育行政に反映させていくことができるものだと思っております。その点で、今回の地方教育行政法改正において教育委員会の公選制というものが提案されていないということについては、大変残念なことだと思つています。

それでは、その上で、今日の地方教育行政における一つの大きな問題は一体どこにあるか、教育委員会がそれぞれの町ごとに教育の地方自治を展開することを困難にしている原因というのは一体どこにあるかということを考えてみると、これは、一つは文部科学省の影響力がかなり強過ぎると思つています。

文部科学省が、例えば全国学力テストを実施しましたが、実際に参加しなかったのは私の犬山市だけでした。ただ、これは、事前にベネッセが昨年の段階で調査をしているんですが、その調査では、教育長の二・三・数%の人たちが全国学力テストには否定的なお答えをしています。それから、校長の三分の一の方々がやはり否定的なお答えをしています。

そのような状況にあつてなお、この全国学力テストが犬山市を除くすべての公立小中学校で実施されたという事態は一体どうしたことなんだろうと思つています。もっと自立的に、自分の町の教育だから自分の町に即して考えてみると、もっと多様な対応があつてよかつたのではないかと思います。が、実際にはそうはなりません。

私の知っている限りでの他の教育委員会の方々に聞いてみると、これは国が実施する政策だから、文科省がやると言っているから参加するのは当然なんだということで、事務局報告だけで実施してしまつたところがあった。これは決して少なくなつたようです。このようなことは、地域の教育にみずから責任を負つていく教育委員会という役割は果たせないのではないかと考えます。そこを改めていく必要があるだろうと思つています。

その点で、今回の地方教育行政法改正を見てみ

ると、事前に資料をお配りしましたけれども、一ページから書いてあるのは、教育委員会制度を文科省としては何としても維持していこうというお考えであるということとは理解できます。何としても教育委員会制度を残すというのは、文科省として国の政策を地方の末端にまで及ぼしていくルールとして教育委員会制度を多分残したいのである。うということとは理解しますが、そのようなお考えであろうと思いますが、そのために、例えば教育委員会の広域での共同設置が可能になるということを書かれています。

二ページの方に図を書きましたけれども、これは、共同設置することによつて、それぞれの町から教育行政が固有の機能としては失われることを意味します。これは住民と教育行政の間がさらに開いていくということの意味しているわけで、そのようなことで地域の考え、地域の保護者、住民の考えに基づいた教育行政が果たして行えるのかということについては、非常に疑問があるところ

です。また、条文には、五十五条の二には「地域」という言葉が出てまいりますが、この地域というのは、幾つかの市町村をあわせて広域のことを地域と呼んで文盲が使われていますが、教育基本法十六条第三項及び十七条第二項における「地域」は、これは市町村を領域とした地域という言葉の使い方をしています。非常に近接した、関連し合つた法律の文言において地域の意味がこのように変わつていくということは、今後の地方教育行政において混乱を引き起こす可能性がある文盲の使い方であると思つています。この点、果たして法案作成過程においてしっかりと調整が行われていたのかどうかということをかなり疑わしく感じています。

それから、スポーツ、文化の行政に関しては先ほど御意見がありましたので、ここでは割愛させていただきます。それから、次の四ページのところに、教育長への教育委員会権限の委任ということを書いておき

ました。五ページに図がありますように、教育委員会がこれまで果たしてきた役割が、教育長そして首長へ委任するという形になります。

したがつて、この図にありますように、教育委員会の職務権限が、実際に教育委員会によって担われる職務権限は小さくなつていくということになります。その上で、教育委員会は、教育事務の管理、執行の基本的方針に関するところであるとか、規則の制定、改廃に関するところ、そして教育委員会の点検、評価に関するところというように、機能が非常に狭くなつていくわけです。

ところが、基本的方針の決定というものは、やはり日常的な教育行政を直接担う立場になれば基本方針なんというものは定めることはできないわけで、その意味では、日常的なところを教育長に委任し、基本原則は教育委員会が審議するといつても、これは結局のところ、教育長が提出してきた基本方針案を追認するだけの委員会になつてしまふ可能性が非常に高いのではないかと。

その意味では、委員五人で合議することになつていくはずの教育委員会の実質が失われてしまつて、結局のところ、教育長制、教育委員会というのは一つの殻であつて、殻になつてしまつて、実質は、その中に教育長がいて、その教育長が実質的な権限を行使するということになるのではないかと考えます。教育長独任制というのは、教育委員会制度が持つている、合議によつてさまざまな意見を教育行政に反映させる、そのことによつて政治的、宗教的中立性を維持するというところに大きく反するのではないかと考えます。

次に、六ページをのぞいてください。六ページには、地方教育行政に対する国の関与のことです。これについても先ほど御意見がありましたので、なるべく重複は避けたいと思つています。

是正の要求が第四十九条に定められています。これは七ページのところに書いてあります。先ほど御意見がありましたように、地方自治法に既に是正の要求の制度がありますので、基本的にはそれに従つて、国、地方関係を形成していけばよいと

考えます。

ただ、今回のこの法案の中で一つ注目すべきなのは、是正の要求をするに当たつては講ずべき措置の内容を示して行、文部科学省としてどのような是正をするかという講ずべき措置の内容を示すということが書かれています。これは、地方自治法が定める関与の原則とは異なるものであるという点で、地方自治法の原則からはみ出していくものであると考えます。その点で、この是正要求の四十九条と地方自治法の関与の原則との間には矛盾が生じてしまふ可能性があるのではないかと考えます。

また、冒頭で申しましたように、現在、文部科学省と教育委員会の関係は、指導助言という形で行われておりますが、その指導助言が既に十分に地方教育委員会に対しては強い影響力として機能している。これは、先ほど申し上げた学力テストもまたそうです。地方自治体で判断して行うべきところ、実施すると言つただけでそれをそのまますぐ実施してしまふという結論を導いてしまふという点では、あえて今回ここで地方自治法とは別にこの第四十九条と五十条を定めることによつて、ますます地方教育委員会を萎縮させることになるのではないかと考えます。それではまずい、問題があるのではないかと考えます。

次に、九ページをのぞいてください。ここには、教育委員会の自己点検・評価制度に関する事柄です。

この自己点検、評価というのは、まさに、教育委員会としてみずからの行政を行つていく上で必要な反省をし、それに基づいて次の施策を講じていくという点ではとても重要なことで、私も犬山市でも、「学びの学校づくり」という文書を毎年度作成し、それに従つて一年間の活動をし、また、そこで総括をしながら次の年度の施策を講じていくということをしております。その意味で、みずからの計画を立て、実施し、それを総括するシステムというのは、とても大事なことでと考えています。

ただ、今回ここで行おうとしている自己点検、評価というのは一体どのようにして行うのか。どのような項目について、どのような基準で、どのような内容の評価を行うかということについては、何もまだ示されておられません。これは、それでは地方教育委員会にゆだねられるのかと考えると、必ずしもそうではないのではないかと。

このような場面においては、しばしば文部科学省が自己点検、評価のガイドラインを設定し、指導助言文書としてそれを教育委員会に示すことによつて、実際には、すべての市町村の教育委員会、都道府県教育委員会は、その文部科学省が示した自己点検、評価のガイドラインに従つてみずからの評価を行うということになつてしまつたろうと思ひます。ところが、地方における教育というのは非常に多様性に富んでいるわけで、一つの基準を示して、それに従つて評価を行えば適切に活動が評価できるかといへば、そういうものではないと思ひます。

しかも、たぐさんの評価基準を設ければ設けるほど、実は、人間というのはそれがすべてを網羅した最もよい基準であると考えがちになつてしまつて、実際にはそうではなくて、個別具体的な事柄に応じてみずからの評価をしていかなければならないという点で、多くの基準を設ければそれでよいというものではない。毎年度毎年度同じ基準で評価をすればよい教育行政が行えるかというと、そういうものではないと考えます。

最後に、十ページになりますが、私立学校に対する管理強化という点です。

これは、先ほど御意見がありました、都道府県教育委員会に対して、知事は、学校に関する専門的事項についての助言または援助を求めることができるということになっていきます。このことは、知事が学校に関する専門的事項についての助言または援助を必要とするような行政活動を行うことを前提にしなければ、このような助言または援助を受ける必要はないわけです。

のは、その設置であるとか学校法人の認可であるとかというところに限られてきているわけで、このような文言が入つてきたということは、今後は私立学校における教育課程や具体的な教育内容に対する関与をしようとしているのではないかと、そのようなものになるのではないかと考えられます。この点で、私立学校関係者の立場から見ると大変問題があるという指摘があるのではないかと感じています。

以上です。ありがとうございます。(拍手)

○保利委員長 ありがとうございます。

○保利委員長 これより参考人に対する質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。赤池誠章君。

○赤池委員 自由民主党の赤池誠章でございます。

きょうは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案を中心にしたしまして、参考人の皆様方から貴重な御意見を賜りました。時間は短いですが、質問をさせていただきますと思ひます。

きょうは、門川参考人から、まさに安倍内閣が進めようとする教育改革、教育再生を既に先取りなさつておられて、そういう面では、京都がまさにこれからの日本の道筋をモデルとして示していただいているのではないかと、そんな思いを強くさせていただき、聞かせていただきました。迷つたときに困難な道を選べとか現場主義というように、教育のみならず、すべての分野に通ずる非常に貴重な御意見、本当にありがとうございます。

そんな中で幾つか質問をさせていただきたいというふうにいるのは、今回、地教法の中で、教育委員会の責任体制の明確化ということで、特に基本理念というものを明記させていただいており

ます。つまり、国と地方との関係、これは是正の要求や指示などにもかかわつてくるんですが、日ごろ教育行政に実際に携わつていらっしゃる方、国との役割分担、国との関係というものをどういう形で感じられ、また教育行政を行っているのか。その点、門川参考人から御意見をちょうだいしたいと思います。

○門川参考人 ありがとうございます。

とりわけ義務教育につきましては、国が最低限必要な基準をつくるということが必要と思ひます。同時に、地方が、創意を生かして、当事者意識を持つてそれぞれの地域の子どもを社会の宝として教育を充実改善していく。その関係が大切だと思つています。

中教審の論議にも参加をさせていただきましたが、国の関与と地方分権の流れを大切にすることが、そうした対立軸でもつて議論しているような報道がなされていきました。私は、ここでも徹底して現場主義に徹すべきじゃないかな、一人一人の子ども、一つ一つの学校、そのことをイメージして論議に参画しました。

もちろん、地方それぞれが創意を生かして仕事をしていく。細かいところまで文部科学省が指示する、文部科学省の顔色を見なければ教育行政ができないということになったら大変なことだと思います。そういうことは決してならないと思つています。これは地方の責任においてそういうことをしていかなきゃならない。

同時に、異常な事態が起こつたときに伝家の宝刀のものがこれは必要じゃないか。例えば先ほど、京都市でどんな学校運営協議会を設置して、できるだけ学校に権限を移譲しております。しかし、地域のいろいろなあつてきが学校現場に入つてくる、校長のリーダーシップが発揮できない、公教育の責任が果たせないという危惧も正直ございます。

そういうときに私どもは、例示としては不適切かとは思ひますが、教育委員会の外郭団体として、第三者機関として専門委員会を設置して、そ

して、学校運営協議会が正常に機能しないという答申をいただいたときには、教育委員会は、校長の申請等に基づいて学校運営協議会を解散することができるといふ権限を担保しています。そういう担保があつて、どんな校長先生は安心して学校運営協議会をつくつて保護者、地域に参加していただく、そうした関係ができる。

したがいましては、私は、あくまでも学校現場に、地方に権限をゆだねていただく、しかし、異常な事態があつたときには、国が適切な関与、それは抑制的なものでなければならぬし、透明性、公開性を求めていきたい、そのように思ひます。

○赤池委員 ありがとうございます。

そういう面では、国と地方との適切、公正、相互協力という今回の法の基本理念の趣旨というのは、評価をしていたのだのではないかと、このとお伺いをさせていただきました。

同様な考え方の中で、特に荒谷参考人の御発言の中で、広島県教育委員会のいわゆる一連の不正行為の中で、まさに文科省の是正指導がなければ広島県の教育の改革、再生は進まなかつた、そういう非常事態の中で国の適切な関与があつたからこそということの御発言もいただいております。

その点、幾つかの視点の中で御説明をいただいておりますが、荒谷参考人からも国と地方との今回の基本理念に関して御見解をお伺いしたいと思ひます。

○荒谷参考人 文部科学省、国の方からいろいろな規制があつて地方は身動きができないというふうな御意見もございすけれども、地方としてはそういうふうな受けとめはしております。これは義務教育でございますので、当然ながら、国の方で法律によつて大枠は示していただく。その中で、また今度は県というのがございす、県でも県の特長ある取り組み、そういうものを市町村としては踏まえながら、市独自のさまざまな人的資源、物的資源、そういうものを生かし、それぞれの歴史的背景、文化的な背景、そういったも

の生かし、そして、その町の市民の方の御意見を十分に尊重しながら、市独自の取り組みというものには十分に、自由闊達にこれまでできてきたと思っております。

そうした中で、非常事態と先ほど先生がおっしゃいましたけれども、広島県は法令違反をしておりまして、全国で初めて是正指導というのを受けたわけですが、これは本当に最後のとりでというんでしょうか、そういうときに国の方が関与していただき、そして指導していただいたということになります。

しかしながら、それはずっと文部科学省の方で指導があったのではなくて、自治能力というんでしょうか、県を挙げて、県知事さんも県議会も市町村も校長会も、そして県民も、市民、県民総参加の教育改革ということを三年間やってまいりました。それで、新たな教育県広島島の創造に向けて一歩一歩今踏み出していつてるところでございます。その動機づけを国にさせていただいた、このように考えているところでございます。

○赤池委員 ありがとうございます。

そういう面では、国そして地方、まさに、今回の基本理念に明記をされたということが既に大きなことだということを両参考人から御意見をいただいたと思います。

その中で、既に京都ではいわゆる活動状況の点検、評価が行われて、相当詳細になさっているということも聞いております。今回、教育委員会の責任体制の明確化の中に法規として位置づけるわけなんですけれども、京都の実例として、点検、評価することによって、どのような形で学校現場が、また子供たちが変わっていったのか、短く御意見、御見解をお伺いしたいと思います。

○門川参考人 参考としてちよつと資料をお配りさせていただいてますけれども、まず、学校、家庭、地域が育てるべき子供像を共有していく、そしてそれぞれがみずからを振り返る。

京都では、すべての児童生徒が授業評価をやっています。しかし、学校の先生の授業をいかに悪

いか一方的に評価するんじゃない。あなたは先生の授業をしつかり聞いていますか、ノートをとっていますか、わからないところは質問していますか、同時に、先生の授業はわかりますか、質問に答えていただいていますか、学校は楽しいですかというような問いかけをしています。学校、家庭、地域、子供、それぞれがみずからを振り返り、また評価もし、ともに高め合うような評価でなければならぬ。どうも今の世の中、自己中心的で、相手ばかり批判しているというような傾向がありますけれども、そういうことではなしに、ともに高め合うような評価でなければならぬ。

それからもう一つ、地方分権が国の関与かという非常事態のときの議論がたくさんあるんですけども、それよりも、国が画一的な物差しで全国の学校を評価していく、私は、その方が学校教育活動を萎縮させるんじゃないかな。それぞれの地域がそれぞれのところで評価をしていく、その評価が機能しているかどうかということを教育委員会が評価し、そして国もそれを評価していく。あくまでも、この評価においても地方主権というものを大事にした評価でなければ、日常の教育活動が萎縮するような評価であってはだめだな、そんなことも感じております。

○赤池委員 ありがとうございます。

教育委員会の体制充実の中で、今回、教育委員の研修を進めるという項目も入れさせていただいているんですが、京都の場合は、そういう教育委員会の研修制度みたいなもの、また、実際どんな形でなされているのかもちよつと実例をお伺いしたいと思います。

○門川参考人 研修、いろいろな説明会もやっておりますし、何よりも、学校現場、直接いろいろな現場を見てもらうのが一番の教育委員の先生方の学んでいただくことではないか、超越な言い方ですが、そう思っています。

同時に、このたびの改正法案の研修というのは、いろいろな制度についての理解を深める、文

部科学省が一つの価値観を持って教育委員を研修するということではなしに、いろいろな教育行政の制度でありますとか、あるいは教育界の流れであるとか、そういうことを学ぶ機会をつくっていくということではないかと思えます。

それで、実態としては、文部科学省が一方的になされるんじゃないに、都道府県なり市町村なりの教育委員会とともに協議をしながら進めていかれるものになるかと、そのように思っております。

○赤池委員 ありがとうございます。現場主義の考え方というのをまた聞かせていただいたと思います。

それから、教育における地方分権の推進の中で、今回、保護者の教育委員への選任を義務化するというところで、既に京都では保護者の方を入れていくということをお伺いさせていただきましたが、保護者の方が入る前、入ってから、その辺の教育委員会のあり方なりその辺の効果みたいなものがありましたら、門川参考人からお伺いしたいと思います。

○門川参考人 教育委員会制度の根本はレーマンコントロールでございます。そして、審議会ではございません、合議制の執行機関です。そして京都では、京都市全体のPTAの代表が教育委員になられました。私の上司であります。これは非常に重たいものであります。その方に理解していただかなければ教育行政は進まない、これは非常にいいことだと思っております。

そして、このたびの改正法で教育委員の人数についても弾力化を図っていく。より保護者の参画の道が開けるということは、いいことだというふうに思っております。

○赤池委員 そういふ面では、私も子供を持つ親として、教育行政に対してどういう形で反映をするかということで、PTA団体だけではなかなか伝わらない部分、そういうことでは、我々の代表が教育委員として入っているということは、今、門川参考人のお話にあったとおり、大事なことで

はないかということを感じました。

それから、今回、文化、スポーツの事務を、いわゆる教育委員会から首長の担当できることがあるというところで、疑義を示される部分もあるんですが、既に京都では文化、スポーツ分野は首長部門でやっていらつしやることなんです。その辺の教育委員会から首長部門に移した経緯それから効果みたいなものを、ぜひ門川参考人からお伺いしたいと思います。

○門川参考人 総合行政としてやっていくことが大事じゃないかな。京都市の場合は、より一歩含めまして、文化財行政も、市長部局で、市長と教育委員会との覚書によりまして、権限は教育委員会ですけれども、市長部局で執行していただいています。国宝の二〇％が京都市内にあります。文化財行政だけで教育委員会は手いっぱいになります。教育行政が分離独立しているのは、やはり学校行政に政治的な中立、安定性が大事、これが根本で、そういう意味では非常に大事だと思います。

文化財行政とか文化行政、これは総合行政だということ、同時に、総合行政を教育委員会も含めてきちつと市長のもとに総合的に管理していく、そこに教育委員会も的確に参画していく、そんな行政が進められております。

○赤池委員 そういふ面では、本当に地域の実情、特に京都というのは、門川さんが御指摘になったように、文化財というのが大変な貴重な部分ということでもありますから、そういう面での今回の規定というのは重要ではないかということをお聞かせいただきたいと思います。

それから、教育における国の責任の果たし方ということに既に伺っております。伝家の宝刀という言葉に象徴される部分ではないかというふうに思います。

今回、これは、いじめの問題とか未履修の問題ということが起こった中で教育委員会への批判ということが背景にあったわけでございますし、分権化と一面批判がありますが、国の関与のあり

方、これはまさに適切な役割分担ではないかというふうには感じておりますが、京都における、特に今回問題になったいじめ対策みたいなものを具体的にどうなさっているかということも、ぜひ門川参考人の方からお伺いしたいと思っております。

○門川参考人 いじめ問題は、今の教育界の大変大事な問題であります。この問題から、今の教育界の、また日本の大人社会の多くの問題が見えてきます。

私ども、いじめ問題につきましては、まずこれも子供を中心に考えようと。子供たちがいじめをなくすアピール活動を全市の学校で展開していく、それを先生方が適切に指導する、そして子供のみずみずしい感性を引き出していく、そんな取り組みがこれも現場主義で起こってくる、それを教育行政が的確に条件をつくっていく、指導していく、そんな取り組みが進んでおります。

同時に、見逃しのない観察、手おくれのない対応、これらは教育委員会、学校を挙げて取り組んでいかなければならない、そういうふうな考えております。

○赤池委員 ありがとうございます。自主的にやっているとところの発想がすばらしいのではないかということをお聞かせいただきました。

荒谷参考人も、東広島市での教育長等の体験の中で当時いじめ対策で御苦労もなさっていたのではないかと思います、事例も踏まえて御見解をお伺いしたいと思います。

○荒谷参考人 私は、教育長に就任いたしましたときに、子供たちの生徒指導というのは学校教育を指導する課の中にございました。私が就任いたしました、それを分離いたしました、学校教育は教育内容について推進していただく、充実させていく。そして生徒指導につきましては、子供たちを学校の中と外を切り離して考えることはできませんので、生涯学習部という他のセクションに移しまして、そこに指導主事を置き、そして学校内外での子供たちの生徒指導に当たるような対策をとってまいりました。

したがって、学校は、学校教育とそれから生涯学習の両方に支援を求めていくというふうな体制をとっております。

その中では、常に学校には、スクールカウンセラーそしてメンタルアドバイザー、これは、県それから市のそれぞれの派遣職員を学校に週一回あるいは週二回配置して、学校では相談に当たる。そして、学校の外では心の教育総合アドバイザーというものを、これは退職校長先生なんですけれども、家庭に入っていく。ひい話をすれば、子供たちを起こしに行く。朝起きない、お母さんも一緒に寝ている、そんな家庭を起こしに行つて家庭訪問してもらい、そのようなアドバイザー制度も設けております。そして、そこには大学院生あるいは大学生が、サポーターとして、チームとしてその総合アドバイザーと一緒に子供の健全育成にかかわる。

学校内外での一連の対策を、青少年育成課というものを設けて対策を講じておりました。

○赤池委員 ありがとうございます。

今回、私立学校に関する教育行政という形で、必要と認めるときは、教育委員会に専門的な事項については助言、援助を求めることができるといふ条項も入ったんですが、京都の場合、私立学校との関係で、お話がなかったたので、門川参考人からも見解をいただきたいと思っております。

○門川参考人 私学の権限は基本的に知事でありまして、指定都市といえども余り権限的なものはないと思いますけれども、私学ともいろいろな取り組みをしています。

例えば、私立幼稚園と公立幼稚園、一緒に教育研修をやる、教育相談をやる、こどもみらい館というふうなものをつくっております。同時に、高校行政も私学とともにやっております。それで私学と公立がよさをともに発揮していく、そんな関係ができていくんじゃないかな、このように考えています。

○赤池委員 時間が参りました。

今回の法律の改正の意義、具体的な実例を踏まえてお話を伺いさせていただきます。

今回、法的な部分とは直接関係ないんですが、日ごろから教育委員会の行政の中で思っているのは、いわゆるレマンコントロールといいながら、教育行政における専門性、専門職員の充実、つまり、ほかの部署を数年で終わって、教育行政もまさに数年で職員がかわるようなことがあってはいけません。それとともに、学校現場の中も、校長の在職年数というのも非常に大事だということに思っております。

今回、資料を文科省からいただきましたところ、全国で校長の在職平均年数が、小学校で三・一年、中学校で三年、高等学校で二・七年、特殊教育の諸学校で三・一年。京都市においては、小学校が十年、それから中学校が八・三年、高等学校で八・五年、特殊教育でも四・三年。そういう面では、やはり現場主義に徹せられて、校長を十年務めれば、当然そこには成果、発想が出てくるなということを感じていただきたいと思います。

私の質疑を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございます。

○保利委員長 次に、西博義君。

きょうは、四人の先生方、大変多忙なところ、こちらまでおいでいただきまして、貴重な御意見をちょうだいいたしました。それぞれの皆さん方に若干の御質問を申し上げたいと思っております。

初めに、門川参考人の方からお願いをしたいと思います。

先ほど、みんなが悪口を言えば本当に悪くなる、教育者がとうとばれる社会をつくっていくことが大事だということをおっしゃられました。まさしく、教育というのは先生方がするものですか、人間がするということ意味ではそのとおりだろうな。家庭においても社会においても結局はどちらが先かということになりますが、尊敬される人物になるということは、当然のことですが、裏返して言えばそういうことなのかなというふうに、な

るほどというふうに思わせていただきました。

前半、京都市における活動といいますが、教育行政についてのお話が種々ありましたけれども、一点、その中でコミュニティースクールのことについてお聞きをしたいと思っております。

私も実は、教育の地方分権の行き着くところはこういう形なんじゃないかなと。すべてがすべてこういうスタイルにするという必要はないとは思いますが、一つの方向性じゃないかなとずっと思っております。勉強もし推進もしてきたつもりですが、京都市では大変多くの学校が、もうすぐ半数に近づくとようなお話もありましたけれども、推進をされている。やはり、地域の住民が学校を支えるという基本的な中で子供たちが教育を受ける、非常にすばらしいことだということに思っております。

今まで推進したこの現場の状況を少しお聞きしたいと思うんですが、長所、短所それぞれあるかと思っております。まず、今のコミュニティースクールの設置に対してどういう評価をされているのかということが一つと、それから、実際にやってみて、幾つかの課題があれば教えていただきたい、このように思います。

○門川参考人 コミュニティースクール、学校運営協議会を設置する学校ですけれども、当初、私どもも慎重に進めました。しかし、すばらしい成果が上がってくるということで、今、大胆に、これをボトムアップで、校長先生が地域と相談してやりたいという学校を募集して、始めております。去年、五十校かなと思いましたが六十校になりました。今年度中に百校かなと思っております。

そして、学校運営について保護者、地域の参画を得る、学校運営方針等について地域の承認を得る、あるいは人事についての意見を聞く、こういうことが法令上の要件になっていきますけれども、そういうことを超えまして、子供を真ん中にして学校、家庭、地域が、足りないところを批判し合う関係から、足し合う関係にしていこう。

それで、学校運営協議会の委員がいます。それにプラスしまして、企画推進委員、学校教職員を含めまして大体百人、多い学校だったら二百人入っている。ともに学校を高めていく、そんな関係ができております。

それで、部会を五つ、あるいは学校によっては十二の部会をつくる。国際化委員会、読書活動委員会、野外活動委員会、そういうことをして学校の図書室の開放をしたり、地域ぐるみで子供をはぐくんでき、そんな関係ができていっているな。

ただし、課題もあります。繁忙であります。先生方は確かに大変であります。これを、地域の参画を得て、学校の先生の負担も相対的に減っていく、それへ向けていくのが次の課題やないかな、そんなことも感じております。

○西委員 ありがとうございます。

いずれにしても、皆さん方、種々お聞きする中で、やはり人的資源が足りない、先生方が忙し過ぎるということについては、参考人の皆さんも同様の御意見、私も地方に公聴会で行かせていただきますけれども、そういう意見が確かに多いことは現実でございます。

続きまして、先ほどの委員からも若干質問がありましたけれども、私立学校のことにつきまして、これも若干法律とも関係するんですが、この行政については教育委員会で補助行政をなさっているというふうな御説明が先ほどあったかと思うんですが、このことをもう少し詳しく教えていただけないか。補助行政というのはどういうことをやっていただいているのかということでございます。

○門川参考人 私立学校の設置認可、補助金を出す等の事は都道府県知事の仕事ですので、政令指定都市といえども少し違うわけですが、指定都市に、私立の学校にいろいろな補助金を出したりということも、指定都市であろうともしております。

そういうときに、市長部局でやるか教育委員会でするかということですが、基本的には市

長部局の仕事やないかなということがあるんですけれども、市長と教育委員会で覚書を交換しまして、教育委員会で事務を補助執行する、そんな形でやっています。

そして、例えば私立幼稚園、京都の場合は九割が私立幼稚園であります。私立幼稚園と公立幼稚園、さらに保育園も含めて、子育て支援総合センターなどもいろいろあります。そして、そこで先生がともに研修をする、ともに教育相談、保育相談をする、そういうことをやっていく。そのときに、主たる所管を教育委員会にやった方がいいだろう。

あるいは、中学校と高校の連携協力が大事であります。京都の場合、私立高校が京都市内に二十五、公立が二十五、これだけ私立の多いところがあります。そこで、私立と中学校と連携する、このときに、やはり教育委員会が所管した方がいいだろうということで、私学行政も京都市としては教育委員会が実質上させていただいている。

そして、ともに行動することによって、子供たちにとっても教員にとってもプラスの作用をしていく、そういうことだと思っております。それが決して私学の建学の精神を侵すことにはならない、そのように感じております。

○西委員 この点について私どもは、教育委員会は中立的な行政機関としてやはり大きな価値を持つものだという思いをしております。若干、若干と順番がずれるんですが、今の京都市の方向性について、中嶋参考人、急に振って悪いんですが、一言、御見解があればお教えいただきたいと思っております。

○中嶋参考人 お答えします。

今、京都市さんの御説明があったのは、京都市教育委員会としては、私立学校行政について、とりわけ私学の設置認可とか教育課程にかかわる事柄について権限をお持ちじゃないわけですね。権限を持たない立場において、町の子供たちの教育をよりよいものにしていくために私立学校と公立学校で協力してこういう活動をなさっている

る、そういう御説明だったと思うんです。それはそれとしてまことに結構なことだと思っているんですが、今回法律案として出てきているのは、権限を持っている知事について、そこで専門的な助言や援助をするというものですから、今回、法律の論点と今の御説明のところはちよつと違うことであらうと思っております。

○西委員 私も実は、すべてがすべて分離をするということではなくて、いい意味できちつとお互いの双方が納得して、そしてプラスになるような形で行政がやられていくというのは、教育委員会そのものの中立性といえますか、独立性とはまた違う形のものではないかなというふうな感じで聞いておりました。

今の議論どうしても混同しがちな部分もありますので、うなずいてもらいたいと思いますけれども、市川参考人、このことについて何か御見解がございいますか。

○市川参考人 この問題は二つあるかと思うのでございます。

一つは、先ほど中嶋参考人もおっしゃいましたように、教育行政が、私学の教育の実践面と申しますか、内容面にどこまで踏み込むべきかという問題が一つございいます。

それからもう一つは、教育委員会と私学の理事会との関係でございます。教育委員会は公立学校の理事会に相当するものでございいます。そうしますと、この公立学校の理事会に相当します機関が私立学校を監督するということは、これは、かつての鉄道省が民間の私鉄を監督したのと同じような関係になるものでございまして、これはちよつとまずからう、そういうこともあらうかと思っております。

御案内のように、その点で私学団体は大変敏感に反応しております。現に、高校の単位未履修の問題に関係しまして幾つかの地方公共団体では、該当校に対して私学の補助金を削減するという措置をとっているようにございます。未履修問題は

公立高校にもあったのでございますが、公立高校に対して支出金を削減するという話はいまだ起こっていないわけございまして、そのようなところから、私学行政と公立学校行政との関係というのは大変難しい問題があらうかと思っております。

○西委員 続きまして、荒谷参考人をお願いしたいと思います。

先ほどお話があった、平成十年からの文部省による是正の要求に関してのことでございますけれども、十三項目あったと。当事者ではない県の方に要求があったのではないかな、どちらか私ちよつと存じ上げないんですが、この十三項目の中にこういうことがあったことを何点かもし例示いただければ、どんなことだったか教えていただきたいと思います。

○荒谷参考人 是正は十三項目ございまして、そのうち教育内容関係の項目でございますが、一つは卒業式、入学式の国旗掲揚、国歌斉唱に関すること、それから人権学習の内容に関すること、それから道徳の時間の名称とかその指導内容に関すること、国語の時間割りに関する等々でございます。それから学校管理運営関係につきましては、教員の勤務及び勤務時間にかかわる管理とか、主任等の命課の時期及び人選、主任手当の拠出、職員会議の運営の実施等でございます。

○西委員 続きまして、市川参考人をお願いしたいと思います。

実は、昨日も地方公聴会に行つてまいりました。市長さんにも来ていただいているいろいろお話を伺ったんですが、今、市長さんの教育に対する関心は、今というか昔からそうでしょうけれども、大変高い。御自身で公約も掲げられていろいろなことをおやりにならうとする、これも大変重要なことでございます。

その首長さんの教育に対する方針と、それから、一方で中立的な教育委員会がございまして、お互いよく話をしながらやっているんだというお話がありましたけれども、議会等で私どもも大臣

に質問しているというのは、これはある意味では政治家も関与しているんですが、政治的中立性ということをおっしゃって、今の教育委員会制度のよさというのはそこにあるというふうに言われているんですが、首長さんの教育行政に対する関与のあり方という基本的な問題について教えていただければ幸いだと思います。

○市川参考人 お答え申し上げます。

首長さんの教育行政に対する関与は地方教育行政法によって規定されているわけですが、地方教育行政法に首長さんの権限として掲げられていることにつきましては、当然首長さんの方針でやりになることでありまして、財政とか私学、それから大学、高等専門学校などにつきましては首長さんの権限になっておりますから、それは当然でございます。ですから教育委員会は、初等中等教育の学校教育、それからそれ以外のものということでございます。

ただ、これも絶対的な線引きというのは必ずしもないわけでございます。これまでも、例えば生涯学習などは首長さんに部局を置いておられるところもございますし、それからまた、文化行政につきましても、文化財保護は教育委員会、文化活動は首長さんという自治体もございます。それからまた、私学につきましても、逆に私学行政を教育委員会に委任されている県も四つございます。そういうふうな、別に今までも実際にそういう窮屈なものではないんじゃないだろうか。それぞれの自治体で協議されて行われる。

結局、例えば同じ私学と申しまして、東京都のように、私学を扱います学部が数百人の職員を擁しているところと、地方へ参りますと係長が一人しかいない県もあるわけでございます。それを同一の尺度でやるということとはなかなか難しいことだろうと思うのでございます。

ですから、それはやはり各自治体で、原理原則を踏まえながらも、そこで弾力的に運営されるのがよろしいんじゃないかと、こう考えております。

○西委員 次に、教育における国の責任の果たした方の問題です。

私学の問題もございしますが、ここが今回の焦点の一つじゃないかというふうな私どもも思っております。相当内容について限定的に、それでも先ほど門川参考人からは、伝家の宝刀的なもの、最後の手段としてあってもいいんじゃないかというお話がございました。また、荒谷参考人からは、具体的な正の要求に関して改善が見られたということがございました。

私も、原則といいますか本筋からいけば、これは、地方分権という中であって、国の関与という最後の手段としてあってもいい、それはしかし極めて抑制的、門川参考人の言葉を使えば、伝家の宝刀的な最後の手段ということなんでございますが、このことについて中嶋参考人はかなり反対というお気持ちをお示しになられたんですが、私どものこの気持ちに対してコメントがあれば、厳しいコメントだと思いますが、一言お願いいたします。

○中嶋参考人 どうもありがとうございます。

国の責任の果たした方というのは、これは国としてやはり教育に対して責任を負うということは必要で、教育を受ける機会がきちんと保障される、権利を保障するというための国の責任の果たした方は当然あると思います。

その上で、教育というものがそもそもどう位置づけられているかというと、これが地方公共団体の自治事務として位置づけられているという点をこれはかなり重視して考えなければいけないことだと思っております。

それで、自治事務については、地方自治法は基本的に地方公共団体がみずから判断すべきことだということをお定めていて、それに対する国の関与のあり方は抑制的であるべきだ。自治事務については、基本的には、関与することをお非常に強く抑制する。さらに、是正の要求に関して言えば、これは極めて例外的な制度として地方自治法は位置づけている。

なぜそこまでしているかということですね。これは、国として国民に対して責任を負っているにもかかわらず制度として抑制的であるのは、自治事務というのは、その地方公共団体がみずからその法令の解釈権があるということですね。まず第一にその地方公共団体に解釈権があつて、その解釈のもとに運用をし、そして行政施策を展開するということだと思っております。そのことが尊重されなければならぬので、自治事務に関しては、とりわけ強く国の関与が抑制的にされているということだと思っております。

昨年の教育基本法の改正の議論の中で、文科大臣の答弁の中で、国も法令解釈を誤る可能性があるということはおっしゃっているわけですね。ということは、国が法令解釈を誤って、そして是正の要求なり指示なりをした場合に、そうするとこれは、地方公共団体として適正に法令解釈をしている、そして行政を行っていると考えているにもかかわらず、そこに国として強い力でそれは法令解釈を間違っているということになってしまふと、これは、地方自治の原則からすると大変問題があるんじゃないかと思っております。

とりわけ教育の領域においては、教育内容にかかわる事柄については、とりわけこれは強く行政的な関与自体が抑制的であるべきだということからすると、今回の法令は一律に投網をかけるような形で国の関与が可能になっていきますので、より極めて限定的にしていかなければ、このままでは権限の濫用になる可能性があるのではないかと、このことを恐れているわけです。

○西委員 貴重な御意見、大変ありがとうございます。

終わります。

○保利委員長 次に、松本大輔君。

○松本(大)委員 民主党の松本大輔と申します。

きょうは、それぞれのお立場から大変御貴重な御意見、本当にありがとうございます。制度の限

界に挑戦しようというふうにおっしゃっているのか。これは文科省におっしゃっているのか。というふうな私受けとめさせていた。だいたいですけれども、さすがは、迷ったときは困難な道を選ぶというふうにおっしゃられるだけであつて、あえて苦言を呈されたのかなと、私は大変感銘を受けた次第でございます。

そこで、国の権限強化についてまず各参考人の皆さんにお伺いしたいと思っております。五十条の指示の話ですが、これは、当委員会審議でも実は文科省から答弁がありまして、「五十条の指示の場合の児童生徒等の生命身体の保護が緊急に必要な場合に該当する」というのは、これはケース・バイ・ケースでございますけれども、例えば悪性の伝染病の予防のために学校を臨時休業しなければならぬようなとき」というようなことが答弁をされているわけでありまして、悪性の伝染病がはやっていくようなときに教育委員会が何もしないなどということが果たしてあり得るのかと、私は強い疑念を持ったわけなんです。

実際、先日、私は山形の地方公聴会に伺ったんですけれども、国の権限強化についておむね賛成というふうな山形市の教育委員長さんもおっしゃっていたんですが、では、一体全体どういうケースで是正指示権が必要になると思われまつかという、これは保健展人委員の御質問だったわけですが、それども、そのときに教育長さんは、私は正直言つてイメージができません。大臣が出る前にまだ解決できる方法が多々あるのではないかなというふうに思います。おむね賛成だけれども、では、一体全体どういうケースで必要になるのかといえば、正直言つてイメージできないという非常に正直な御意見を吐露されていたわけであり

きょうの参考人の皆さんの意見陳述の中では、門川教育長は伝家の宝刀は必要である、荒谷参考人は当然であるというふうにおっしゃっていましたが、市川参考人はどういふお言葉でおっしゃっていたかというと、生命身体の危機の場合には、

文科省の指示はもう実際に間に合わないんじゃないかというふうなお話をされていたかと思えます。

そこで、四人の参考人の皆さんに、一体全体、この五十条の指示が必要になるようなケースというのは具体的にどのようなケースだとイメージされているのかをそれぞれ伺いできればと思います。

○門川参考人 世の中には常に想定外というようなものがあるんじゃないかな。したがって、私どもとしては、教育委員会が、議会が、そして知事、市長が、常に伝家の宝刀が抜かれぬように全力投球すべきであります。

しかし、子供の立場に立つたとき、学校の立場に立つたときに、教育委員会に言うても、議会に言うても、知事、市長に言うても自治能力が発揮されない、そういうときに伝家の宝刀というのはあるんじゃないかな。しかし、それが行使されないように地方は緊張感を持って頑張るべきだ、そのように思います。

○荒谷参考人 今、想定外というのがございましたが、私も具体的に言わせていただこうと思うとなかなか浮かんでまいりませんけれども、広島県ではそういう正指導という経験がございました、これまでよしとしてずっとやってきた慣例が、それは法令に照らしてみると抵触していたというところで正指導を受けましたので、私は、本当に一生懸命やっています、そういった予想されないような事態というものは起きてくるのではないかとこのように思います。

こういうことは決してあつてはならないことで、日常的に、市町村教育委員会は、いじめられている子供たちあるいは不登校の子供たちの名前まで把握しております。ですから、こういう正の要求、指示というものを受けないようにしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

○市川参考人 私は、教育委員会が非常事態に対して適切な対応ができないというようなケースが

もしありましたならば、それは、その教育委員会が所属します地方公共団体の議会がこれをチェックするのが使命であるし、本来のあり方だと思えます。

それから、無論、想定外の事態というのはあるかもしれませんが、それは基本的に、現在の地方自治法が想定して規定しているわけでございますので、それで足りるのではなからうかと思えます。

それで、今回の改正案は、昭和三十一年の地方教育行政の組織と運営に関する法律を復活させるようなものでございまして、最初は教育長の任命承認権もあつたかに聞いております。私は、昭和三十一年の地方教育行政法を起草された木田元文部次官のもとで七年間働きました。それで木田先生は、二年前に亡くなられましたけれども、いわゆる伝家の宝刀は抜いてはだめなんだ、抜かないところに意味がある。ですから、門川参考人がおっしゃったように、想定外というのが一番適切な答弁であろうかと思えます。

具体例を挙げて説明すると、こんなことはあり得ないという指摘が必ずなされるわけでございまして、実際にこういう場合に抜きますよというようなことを言わず、ただ持っているところに意味があるんだというふうに、起草された木田先生からはお伺いしたことがございます。

○中嶋参考人 これについての私の考えは、レジュメの八ページから九ページにかけてのところにも述べておりますので、またそちらもごらんいただければと思いますが、今回のこの正の指示に関しては児童の「生命又は身体保護のため」ということでかなり限定がかけられているわけではあります。その意味では、これについては行使する場面というのはかなり小さいのではないかと、また、それを実際に行使しようとする、先ほど市川参考人からも御意見がありましたように、実際に使えるものではない、この方法にまで到達する前のところで解決しなければならぬ問題だと思えます。

その意味では、伝家の宝刀ということが何度も使われていますが、恐らくそういう意味を持つものであろうと思えますが、ただ、先ほどの御意見にもあつたように、伝家の宝刀を行使されないように頑張らなければならないという考えは、これはやはり、文部科学省の御意向がどういふものであるかということ伺うという姿勢を強めさせるという効果を強く持っていることだと思えます。

その意味では、これを与えることによって、文科省に対して、より地方が、文部省はこれをどう考えているのかということをお伺いを立てたりとか、実際に問い合わせるから物事を行うということに資することになるのではないかと。実は、いじめの対策等々についてもそういう側面があつて、地方がみずから判断して行動すべきところを文科省に尋ねて行動してきたというところに、今回さまたげな問題を生み出した原因の一つがあつたのではないかと考えています。

以上です。

○松本(大)委員 国の権限強化については、後ほど時間が残れば、ぜひさらに突っ込んでお話をさせていたいただきたいと思えます。文科省に果たしてそういうことを言うような、権利と言つたらちよつとあれですけども、文科省だけ責任逃れするような法案内容でいいのかという点については、時間が残ればぜひ意見交換をさせていただきたいと思えますが、次の質問に移ります。

たしか二年前の五月だったと思えますけれども、私、我が党の委員と一緒に京都の御所南小学校を訪問させていただきました。そのときに大変印象に残っているのはいわゆるコミュニティスクールでありまして、先ほど門川教育長からもお話しありましたとおり、あれは放課後だったと思えますが、夕方から夜にかけて地域の住民や保護者の方が御所南コミュニティ総会に参加をされて、積極的に学校運営について意見交換をされていた姿というのが大変印象的でありました。今回提出をしております我が党版の新地教行法

は、この学校運営協議会をさらに一歩進めて、学校理事会という形でさらに保護者や地域住民の学校運営への参画を図っていくんじゃないかという内容なわけですけども、こういった地域に開かれた学校運営について、さらに一層保護者や地域住民の参画を進めていくんだという考え方についての門川教育長のお考えをお聞かせいただければと思います。

○門川参考人 京都は、文部科学省ができる前に地域住民の力で学校をつくりました。地域の人々がみんなでお金を出し合つて、知恵を出し合つて、汗をかいて、地域の子供は地域で育てようという形で学校をつくつて学校を運営された。日本の学校というのはそもそも地域がみんな支えてきたんじゃないかな、その原点を大事にしよう、そういうことであります。

したがって、社会の宝として、学校と家庭と地域社会、それに経済界も企業も含めて、協力して子供を育てていく。ただし、そういうようにどんどん現場に権限を移譲していきます。しかし、難しい問題もあります。対立が学校現場に持ち込まれるとか、本当にいろいろな問題があります。そのときにやはり、逆に、教育委員会の専門的な指導というのも大事であります。

政治的に中立を保つた教育委員会が時には大事な指導をしていく、そういうことも含まれての学校運営協議会、そういうことで私は、この教育改革のキーワードは学校運営協議会を進めていくということだと思えます。できるだけ現場に権限を移譲していく、しかし、そのときに、やはり教育委員会の専門性も大事やなというふうにも感じます。

○松本(大)委員 我が党案におきましては、学校理事会においてその運営に支障が生じた際、先ほど御懸念のような場合に、教育監督委員会、これは、今の教育委員会が監査、チェック機能が特化した形になるわけですが、この監督委員会が苦情の申し出のあつせんを行う、あるいは首長が直接働きかけを行うという形で、あるいは最後には、

学校理事会の理事の任免権を行使することで最終的には解決が図られるという担保措置は幾つも盛り込んでいくわけなんです。

京都で行われている現行の学校運営協議会の今後の課題の一つとして、先ほど、教育長は繁忙ということを挙げられていらつしやいました。また、冒頭の意見陳述の中では、教師はふやすべきだというようなお話もありました。一方で、政府の行革推進法には、児童生徒の自然減以上に教職員の削減を進めていくというような規定もあるわけなんですけれども、この規定が存在していることについてはどのように受けとめていらつしやいますか。

○門川参考人 教育を最重要視される現内閣のもとで、それらについては必ず乗り越えていただけるもの、そのように確信いたしております。

○松本(大)委員 必ず乗り越えていただけるものというふうにおっしゃっていらつしやるんですが、それは今後への期待であつて、我が党案では、既に今提出済みの環境整備法において、この行革推進法五十五条の、教職員の総数について、「児童及び生徒の減少に見合う数を上回る数の純減をさせるため必要な措置を講ずる」というこの規定の削除を盛り込んでいくわけですが、この我が党案の考え方についてはいかがでしょうか。

○門川参考人 京都で教育改革を進めております。先見、先進、先導、先を見て、先に進んで、先んじて未来をつくろう、そのときに、同時に先立つものも必要やと。お金が必要であります。教職員の増員も必要であります。どうぞ、国会においてもよろしゅうお願いしたいと思っております。

○松本(大)委員 ぜひ次回は民主党の参考人としてもいづれ御出席をいただいて、我が党案の補強の意見陳述を行っていただければというふうに思います。

次に、先ほど御紹介した国と地方の関係の見直しといいますか、国の権限強化についてちよつとお話を戻したいと思います。

員会が適切に機能していなかった、それは確かにそうなのかもしれませんが、いじめについては、文科省は、九九年以降までゼロ、小中高校生の自殺総数は七年间でたしか九百人を上回つていたと思ひますが、にもかかわらず、いじめが原因のものではゼロであるという報告をそのまゝうのみにしていただけております。その感度の鈍さというものも指摘されました。

それから未履修の問題については、これもやはり九九年以降、長崎、熊本、広島、兵庫と繰り返されてきたわけでありまして、広島においては、当時の教育長は文科省からの出向者でありました。そして、広島、長崎ではその後未履修が再発した。かつ、二〇〇一年度、たしか十一月から二〇〇二年二月にかけてだと思ひますが、文科省自身の調査で、四百を超える大学の大学生に対する調査で、世界史の未履修の学生は一六%だという調査結果もわかつていたわけなんです。

つまり、文科省自身の、こうなると、これはもう感度というよりも私は資質だと思ひますけれども、つまり、情報の関連づけができない、みずから行った調査についてその対応が打てない、放置してきた、不作為を続けてきた、この怠慢については大いに責められるべきであるというふうには私に考えております。

そのような文科省の権限を、今回、教育委員会が悪かつたんだということにして責任逃れを図るような形で焼け太りをねらう、こういう姿勢についてはいかがなものと私は大いに憤つていますが、その点につきまして、この文科省の権限強化について、市川参考人と中嶋参考人に改めて御意見を伺ひたいと思ひます。

○市川参考人 文部科学省に限らず、どこの役所でも予算と権限は大きいほどいいわけでごさいます。それはごく自然の姿ではないかと思ひます、客観的に見ますと。

ただ、その必要があるかといへば、私は必要はないというふうに通つていけるわけでごさいます。現行法でやつていけるんじゃないかろうか、こ

ういうふうな考えております。

○中嶋参考人 今回の法改正の中で新たに国の権限を強化しようとしているわけですが、そのことが一体何を指しているのか、ここでは問われるんだらうと思ひます。

大事なことは、これは、地方自治法改正をすることによって、地方の教育がやはり現場主義的に現場においてより活性化していく、それを教育委員会がサポートしていくことができる体制をつくつていくということがとても大事なことで、思ひます。今回の権限強化がその方向を向いているのかどうかということが問われるんだらうと思ひます。

今回の権限強化は、地方がみずから判断する、法解釈をしなごうという政策を立てていくか、ということとをむしろ困難にする要素を強く持つていと思ひます。そのほかに、教育委員会制度を維持するという点で共同設置等がありましたけれども、これは決して教育委員会の機能を強化するものにはならないと思ひますので、むしろ教育委員会の機能を低下させ、その一方で国の権限が強化まつてしまつて、現場主義とは違ふ方向、中央集権的な方向になるものだと思ひます。

以上です。

○松本(大)委員 本日はもつとも意見交換をしたんですが、残念ながら質疑時間が終了したようでごさいます。

どうもありがとうございました。

○保利委員長 次に、石井郁子君。

○石井(郁)委員 日本共産党の石井郁子でございます。

本日は、地教行法の一部改正案を中心として、参考人としておいでいただきまして、また貴重な御意見、それぞれ伺うことができました。本日にありがとうございます。

まず、市川参考人と中嶋参考人にお聞きをしたと思ひますが、戦後、日本国憲法、教育基本法が制定されて、教育委員会制度ができました。ところが、一九五六年に今の地教行法の形に変えら

れたわけですね。当初発足した教育委員会制度は、教育委員の公選制と財政権限の独立があつたと思ひます。今日、教育の地方自治の原則、また、地方分権という流れが強まつていくわけですが、そう考えますと、やはり当初の制度の方向性をとるべきではないのかというふうには思ひますが、この点での御意見を伺ひたいと思ひます。

○市川参考人 旧教育委員会法におきましては、おつしやるとおり、教育委員は公選で地域住民から選出されております。それから、財政は、完全に独立しているわけではございせんが、三権分立の規定もございせんので、完全独立というのは無理で、ただ、現在よりも強い権限を、例えば独自に予算を編成して協議するとかいったような、それから、協議が調わない場合には教育委員会と首長さんと二つの予算を議会に提出するとか、そういった、完全に独立ではございせんが、現在よりも相当強い権限、最高裁判所に準じたような権限を持つていたわけでごさいます。

私が先ほど申しましたように、もし、行政委員会としての教育委員会の制度を維持し、しかも、それが形骸化したものでなくて、実質的なものとして活性化させるという御意向がございせんらば、それはやはり、ほかにいろいろ、権限強化とかいったこともございせんけれども、一番基本的には、やはり権限を持たせることである。

それで、権限というものはどこから来ているかといへば、この民主主義の世の中におきまして権威を与えてくれるのは選挙民、戦前は天皇陛下、戦後は選挙民でございまして、ですから、その選挙民からの支持を得てきたということにおいて、首長さんに対して対等の発言力が出てくるわけですし、それから事務局に対しても、事務局の職員とは違ふという立場がそこで確立されるわけでごさいます。

そういう点で、本日に期待されるのであれば、もし形式的なものであつていいというのであれば任命制でも結構ですが、いろいろ、注文だけは

されるわけですから、注文されるのであるならば、その注文にこたえるためには公選制が必要条件ではなからうか、こう考えております。

○石井(郁)委員 中嶋参考人にも同様の趣旨の質問でよろしく願います。

○中嶋参考人 私、まず公選制に関して申し上げますと、住民の公選によって教育委員を選ぶということが、今、権威を与えるということのございでしたが、住民意思に基づいて選ばれた教育委員によって教育行政が行われるというのは、その権威を与えるとともに、民主主義をより確かなものにしていくという点でとても大事なものだと思っています。

首長が選挙で交代した場合、教育委員は辞職すべきであるという議論がしばしばあります。私どもの町も、昨年首長が交代しましたので、それに伴って辞表は出さないと首長から聞かれました。これは教育行政の独立性という点から見て、今の任命制は極めて問題があると思います。私どもはそれを受け入れませんでしたが、それでも、それが当然であるかのような考え方というものを導き出してしまっているというのが、この任命制の大変問題のあるところだと思っています。

それから、財政権の独立性というの、今の御意見にあったように、大変制約を受けたものではありましたが、予算提出権を持つという点で、これは、市民に対して、市民の代表である議会に対して直接に教育委員会が作成した予算を出し、そこで審議を受けるという点で、大変重要なことだと思っています。私どもも今、教育委員会の中で、施策を講じて、それに対して必要な予算を首長に対して要求するという点で、大変重要な予算が削減されてしまう、議会で審議する以前にそこでカットされてしまうという点で大変悔しい思いをしているわけです。これは、財政権の独立というのは、重要な点だと思っています。

○石井(郁)委員 中嶋参考人は愛知県犬山市で教

育委員も務めていらっしゃるということでございますので、ちよつとその点に関して伺うんですが、犬山市が、先ごろ行われました全国一斉学力テストに参加を決められたわけですが、それで、不参加を決めるに至った法的根拠についてちよつと改めて伺いたいということ、教育委員会ではどのような議論が行われたんでしょうか。また、やはり保護者がいろいろと御意見を持っていらっしゃるわけで、保護者との間ではどのような議論が交わされたのか、伺いたいと思います。

○中嶋参考人 お答えします。まず、法的根拠ですけれども、これは文科省の実施要領の中にも書かれているんですが、全国学力テストそのものは文科省が実施するけれども、それに参加するか否かは市町村教育委員会が決定することであるということは、実施要領にも書かれています。

それは、教育委員会には学校管理権がありまして、設置者管理主義のもとでの学校管理権が保障されている、そのもとで学校の運営に関する事柄について教育委員会が決定する権限を有している、それに基づいて犬山市としては全国学力テストは参加しないということを決めたわけです。

それに至った教育委員会内部での議論ですけれども、犬山市は二〇〇一年ごろから改革を進めてまいりました。その方針は、ともに学ぶ学校をつくって、いこうというものです。点数だけを争うような学力を高めるのではなくて、子供たちが一緒に学び合うということを通じて学力を豊かに形成していきたいんだということを考えたわけです。ただ点数を上げたいということではなくて、学力を獲得するプロセスであるとか、あるいは自分分が獲得した学力を友達と一緒に学ぶ中でより高めていく、共有し合っていく、そういう人格の完成を目指していきたいんだということで改革を進めてきたわけです。

ところが、今回行われる全国学力テストには、そのような観点が大きく欠落していると考えます。むしろ、これを実施することによって、競

争的な意識を子供たちあるいは保護者、教師たちの中に埋め込んでいくことになって、犬山市として進めていきたい学校づくり、学校運営を大きく阻害するものであると考えるわけです。先ほど申しました設置者管理主義の立場からすると、そのような国の施策がそうであれ、これは地方の観点、現場主義の観点からすると、それは受け入れられないのだというのが教育委員会としての考え方です。

これについては、保護者の方々とさまざまな議論をいたしました。昨年の二月に、文科省が実施するということの報道があったときに、既に私どもは、これは疑問があるということを提起して、その後、昨年の四月には、毎年つくっている教育施策の文書の中でそれについて指摘をし、実施しない方向で考えるんだということを市民に伝えてあります。また、秋には、シンポジウムを開いて、その中でこれについての議論を交わしました。保護者の方からもさまざまな御意見をいただきました。そしてまた、ことしに入ってから、学校説明会を開いて、実施しないということについての理由を説明しました。

保護者からは、どうして競争させてくれないのかという御意見も出ました。でも、競争すること、子供たちにとって決断していいことではないのだということについて、教育委員会として事務局の力もかりながら御説明をし、おおむねの納得はいただきながら進めることができたと思っています。これについては、恐らく全国のどの町の教育委員会や保護者よりも多くの議論をこの全国学力テストについてはしただろうと思っています。

○石井(郁)委員 どうもいろいろありがとうございます。

以上です。全国学力テストをめぐることは、本当にさまざまな議論があるかと思いますが、また、これからも真剣に尽くしていかなければならないというふうに思っていますが、やはり、学力とは何かという定

義もありますし、中身もありますし、また、私は今お話を伺って、みんな高め合っていく、その話し合いを尽くしているという点では、本当に地域に根差した教育ということはそういうことなんだらうというようにも、いろいろと学ぶところが多いわけですね。

それで、中嶋参考人にもう一点伺いたいと思うんですが、今、そういう教育委員会の活性化とか教育委員会の機能をどう強めるかという議論の中で、また、大学の教員という立場から、地域のそういう教育委員を務めていらっしゃるということ、実践もされていると思うんですね。

そういう点でいうと、強調されましたように、本当に、地域にまさに根差す、地域の住民の要望をききつつと組み入れる、そして聞きながらその地域に責任を負う教育行政を進めていくというように、ことごとく思うんですが、住民と結びついて教育行政を行うとか教育委員会を活性化させていくということがなぜ大事かということ、そのために本当にどういうことが必要になつていくんだらうかという点について、もう少し経験を踏まえて何かお聞かせいただければと思います。

○中嶋参考人 住民と結びついていくことの必要性ということなんですが、教育委員会も、教育及び教育行政についての専門的な立場から真剣に考えながら、そこに住民の意見を盛り込んだ形で運営していくということが必要なので、文科省から出される施策というものはそれなりの体系性を持って提起されてきて、また、国の予算配分などもそれによって行われますので、それに従っていくことが、差し当たり、余り問題なくという点では、比較的に円滑に進めることになるんだらうと思うんですが、しかしながら、それが果たして本当にいいかどうかという点について考えなければならぬんだらうと思うんです。

先ほど、学力の定義ということもありました

が、文科省は、この間、一時はゆとり教育と言ひ、一時は確かな学力と言ひというように、ここ十年の間にかなり大きな流れをしてきていると思うんです。これは、国が学力とはこういうものであるというように号令をかけて、そのもとで全国が動いてきた、それで振り回されたというのが実態だと思ふんです。果たして現場の教師たちあるいは保護者たちが、本当に考えながら、自分の子供にどういう力をつけてほしいのかということを考えながらこの十年間が来たのかといへば、恐らくそうではなかったらうと思ひます。

住民の考え、あるいは保護者の考えを教育行政に取り込んでいくということ、その中で、自分たちなりに、学力とは一体どういうことなのか、自分たちの子供をどういうふうに育てたいのかということ現場で一生懸命考えるということがまず必要なんだと思ふんです。その意味で、まずもって、住民あるいは保護者との関係を教育委員会が築いていくということが必要だと思ひます。

もう一つ重要なのは、教育委員会にとってさまざまな情報が外から来るわけですが、その多くが国発信の情報なんです。国の施策として提起されるものが情報としてやってくるということがあります。ただ、それは国の視点なんです。国の視点で教育を考えるというのは、それはそれとして大事なことだと思ひます。経済政策とか財政政策の中で教育を考えることも大事ですが、その一方で、地域の子育てという視点を持って教育を考えるという別の視点も必要で、それがより合わされたところに現実の教育が多分生まれるんだらうと思ひます。

その意味では、地方視点の教育の観点をより高めていくためには、教育委員会同士の連合をもっと強めていく必要があると思ひます。単独で教育委員会が仕事をすることはなくて、他の教育委員会との連合を高めることによって、地域の視点をその中で醸成していくということが大事ではないかと思ひます。

〔委員長退席、中山(成)委員長代理着席〕
○石井(郁)委員 どうもありがとうございます。

私も、先ほど来の、本当に、学び合うとか助け合う教育ということが、今、これから日本の社会、子供たちに求められていると思ひますし、地域には本当にいろいろな、今教育再生と言われているけれども、再生の芽という力があるんだと思ふんです。その力を、そしてまた住民と子供たちが望んでいる力を引き出すならば、私は本当に日本の教育はよくなっていく方向はあるだらうというふうに通うんですけれども、今言われたように、やはり、上を見て、国の号令や国の指示を仰いで教育をしたら果たしてどうなるのかということが今問われているんだらうというふうに通うんです。ちよつとそういう御意見を伺わせていただきます。

最後に、門川参考人に伺いたいと思ひますが、先ほど冒頭の陳述でも、教職員の勤務実態のことにも触れられましたし、定数改善、京都なりに努力していらつしやるというお話も、中学校で三十人に踏み切るというお話も伺いましたけれども、やはり定数改善の必要性ということを大変強調されたというふうに通うんです。

今、職場の実態からして、本当に、どういう教員がどういふところでどのようにならなければならないかというふうなことに、もう少しお聞かせいただければと思ひます。

○門川参考人 それぞれの学校、地域に課題があります。その課題に的確に対応できる教育体制が必要であります。

そういう意味で、例えば特別支援、障害のある子供の教育、あるいは生徒指導、あるいは、先ほども申し上げましたけれども、中学校三年で三十人学級にしていこう、そういうこともあります。同時に、学校のマネジメントが大事である。教師が授業に専念できるように、私は、このたびの法律でも出ておりますが、校長とともに、副校長とか主幹教諭とか、そういうものも必要であると思ひます。

そうしたトータルとしての学校力を高めるための教職員の増員をぜひともお願いしたい、そしてめり張りのきいた教職員の処遇の改善もお願いしたい、そのように感じています。

○石井(郁)委員 今回の法案で提出されております副校長とか主幹とか、そういう人たちが本当に教師の多忙化を解消する一助になるのかどうかというのには私は大変懸念があるところでございます。本当に教師が今多忙で、また健康破壊と直面しながら勤務している実態からすると、定数改善が今見送られているわけですから、それをもとに戻すということなども本当に大事だというふうに通うんですが、そういう御意見を伺いまして、それで、少し時間が残りましたので、もう一点、荒谷参考人に伺いたいと思ひます。

今回の地教行法の改正で、文化、スポーツに関する事務では、条例で首長に担当を移管するというふうになっております。そのことも先ほど触れられましたけれども、文化、スポーツ、生涯学習の分野というのは、学校教育、社会教育の分野と密接にかかわる分野でもあるということですね。その分野が首長さんのところに行つて、そして教育委員会から切り離すということについては、やはり何らかの問題があるんじゃないか、あるいは、どういふ問題があるとお考えになつていらつしやるか。もう残りの時間が少しですので、短く御答弁いただければと思ひます。

○荒谷参考人 東広島市におきましては、社会、文化、スポーツ行政はすべて教育委員会にございまして。私個人の意見といたしましては、これは教育委員会が安定的に所管していた方がいいと思ひます。

といひますのは、生涯学習の分野におきましては、首長部局に移管して、首長さんが熱心に生涯学習に取り組んでおられた、全国にもそういう例がたくさんございまして、その首長さんがやめられると同時にちよつとダウンしてしまつたというふうな事例が、そしてまた、教育委員会

に戻された、所管が移された、そういうふうな事例もございまして。

しかし今回は、社会教育は残つて、文化、スポーツは選択していいということになっておりますけれども、私個人としては、教育委員会が持つべきだ方がいいと思ひます。そして、学校教育も、学校教育と生涯学習が互いに相互乗り入れて非常に充実した教育内容が構築できる、このように考えております。

○石井(郁)委員 時間が参りました。

以上で終わります。どうもありがとうございます。

○中山(成)委員長代理 次に、保坂展人君。○保坂(展)委員 社民党の保坂展人です。

まず、市川参考人にちよつと総括的に御意見を伺いたいんですが、私は、内閣が、教育再生、こういう言葉を使つて、これに実は違和感を持つていて、このことを繰り返してこの委員会でも述べてまいりました。この委員会も教育再生に関する特別委員会となつておりますし、教育再生会議、こういう名前、現にただ議論も多々ありますけれども、再生再生、こういうふうに通うんです。その再生会議では、「公教育の機能不全、こういう言葉まで出てきているわけですね。

私は、八〇年代から、校内暴力の現場あるいはじめの相当ひどい事件、親や子供、学校などにずつと聞いてきた、活動してきたんです。ジャーナリストとしては、これは危機的な事態だということを皆さん書いてきましたけれども、国や内閣が教育再生ということをやつていくことについて御意見を伺いたいと思ひます。

○市川参考人 私も、教育再生という言葉には若干違和感がございまして。

その理由は二つございまして、一つは、再生というのを辞書で引いてみますと、死んでいるあるいは死にかけている人を生き返らすと。そうすると、日本の教育は本当に死んでいるのであろうか。あるいは死にかけているのであろうか。もし

そうであるならば、それはいかなる診断によってそういう見立てをしたのかということが明らかではないからです。

それから、もう一つ違和感がありますのは、再生という言葉は、企業とか、破産宣告されたような場合の、最近個人再生という言葉もあります。そういう点で、どうも経済的な破産のイメージ。

そういうのをそのまま教育に持ってくるのはいかなるものかという点で、無論、言論は自由ですから、いかなる表現を使おうといわねえでございすけれども、余り適切な表現ではないのではなからうか、こんなふうと考えております。

○保坂展委員 次に、門川参考人に伺いたいんです。

私も、地方公聴会で、自身は公聴会に先駆けて山形と愛媛の学校を見てまいりました。もちろん、我々をセッティングするという学校ですから、地域の中で比較的うまくいっている学校なのかなと思いつつも、いろいろな努力や試み、きのうは、松山市でおじいちゃん、おばあちゃん、デイケアと子供が交流して、給食の時間、一緒に食べている。おばあちゃんとも話をしましたけれども、学校の空き教室を使つてなかなかいろいろなことをやっているという思いを持って帰ってきました。

そこでなんですが、先ほど、学校や教育に対するパッシングがひとときである、ただ、頑張っている学校や教員もたくさんいるんだということをおっしゃっていただいたんですが、この点について、今の市川さんに聞いた点とも重なるんですが、例えばいじめ対策でも、文科省のカタログを見て、私から見ても相当いいなと思う実践がかなり紹介されているんですね。しかし、どうも外に出てくるメッセージとしては、こんなにだめだ、こういうメッセージが強過ぎるというふうに思っているんですが、現場から見るとどうでしょうか。

○門川参考人 現場ですばらしい実践が多くなされていきます。私も、中学校二年生の一人が三千三百の事業所に五日間お世話になります。そうしますと、受け入れていただいた事業所の方々が、今どきの中学生と思つたけれども、すばらしいですねというように言つていただけます。直接情報は大事だな、つくづく思います。

マスコミの方にもお願いしたいと思うんですが、報道される。だから、私たちは、そう、京都に行こうじゃないに、そう、学校に行こう、JR東海じゃないでいいけれども、そして、どんな学校に来ていただく、そして学校の子供の姿を見ていただく、参観をしていただく、参観を参画にしていって協力していただく、そんな学校づくりを地道に地域から起こしていかなければならない。そして、教育者がたつとばれるような世の中にしなければならぬ。同時に、教師も頑張らなければならぬし、学校の閉鎖的な体質があれば、それも改革していかなければならない。そのように思っております。

○保坂展委員 異常な事件といえば、けさも福島県で、首の一部を持った少年が警察にあらわれるというふうな、またショックな事件がございますので、これは、私、ニュース速報で全くそれしか見ていませんけれども、何か起こると、すべて学校制度のシステムだというふうな短絡するのだけは我々もやめたいというふうな、冷静な議論をしなければいけないと思っております。

中嶋参考人にお聞きしたいんです。先ほど大山市の、なぜ学テに参加をしなかったのかという経緯をお話いただきましたが、今回の地教行法が成立をしたときに、大山市で行われている教育実践やあるいは教育委員会のあり方などに何か変化が起こってくることは想定できるでしょうか、それとも、余り変化はないでしょうか。

○中嶋参考人 変化を起こしたくないと思っております。これまでの方針を貫いていきたいと思つてい

います。懸念されることが幾つかあります。それは、一つは、教育委員会評価制度、自己点検・評価制度が一体どのような形で実施されるか。多分ガイドラインを文科省が出すんだろうと思いますが、それによって国の施策に基づいた具体的な活動をしていくということを求めるのではないかと心が配られます。

それからもう一つは、今回のこれとは違いますが、学校教育法改正案の中で、学校の自己点検、評価が制度化される、義務づける、努力義務ですが、ありまして、それについては、文部科学大臣が学校教育法施行規則によって実施の方法について定めるということになっていきます。そういうことになると、教育委員会を飛び越して文科大臣が学校の自己点検、評価に関与することができるようになります。その中で、例えば全国学力テストの結果についてもその評価の対象になっていくということになれば、これは教育委員会として、学校管理権があるにもかかわらず、その学校が学力テストを実施することを指をくわえて見ていなければならないということになりかねないんではないかと思っております。

その点で、もちろんこれまでどおりのものを貫きたいとは思ふものの、今回の法改正が持つていることから見てみると、それが阻害される要因が生み出される可能性があるというふうに見えてい

ます。以上です。

○保坂展委員 もう一点、中嶋参考人に伺いたんですが、教育委員会の共同設置で教育行政を広域化する、あるいは一部事務組合にゆだねていくというふうなことがこの法案の中にあり、自治体なり住民から乖離をしようんじやないか、また、国や文科省が広域化、共同設置を推進するということや動きをあわせて考えると非常に懸念があるとおっしゃっています。これについて、もう少しお話しただけですか。

○中嶋参考人 教育委員会は、それぞれの町に設置されて、その町の人々と意見交換をする中で一

体どういう政策を進めていくことがふさわしいのかということをお考えということが教育委員会の基本だと思っております。

今後はその道をさらに歩んでいく必要があると思ふんですが、共同設置された場合には、実は、それぞれの個別の町にはそれぞれの事情があるわけですね。大きな町と小さな町では違いがありますし、それから、住んでいる住民の階層によってさまざまな違いがあります。それによって地域ごとの望んでいる教育のありようというのは具体的に違つてくると思うんです。それをまたく形で教育委員会が設置されると、本来はどの意見も尊重しなければいけないけれども、それに対立があるならば、あるいは矛盾があるならば、意見にそれぞれ違いがあるということになると、実はどの意見も尊重できないというのが実際のところだろうと思ふんです。

どれか一つに考えが偏つてはいけないということになれば、どの町から出てくる意見にも耳をかくことができないということになれば、これは教育行政が非常に抽象的なものになってしまう。地域の具体性を持って進められなければならない地方教育行政が抽象化してしまう。そうなるのであれば、国が提起する施策に従っていくという力学の方がより強く働いてしまつて、地域から乖離した教育行政の仕組み、言つてみれば、文科省の道具としての教育委員会が地域にばらまかれていくという状態をつくつてしまうことになるのではないかと懸念しているわけです。

○保坂展委員 次に、門川参考人と荒谷参考人に伺いたいんです。先ほど同僚委員から、いわば文科大臣の是正要求、そして指示について、具体的には、教育委員会が、法令違反や怠りによって生徒等の教育を受ける権利の侵害が明白になっているときであるとか、あるいは緊急に生徒等の生命身体等を保護する必要がある場合には、それらは正要求、指示、こういうことが盛り込まれているんですが、現在の地方自

治法のスキームを使って十分できるのではないかと私どもは考えております。

実はこの質問、山形でも、そしてきのう松山でも教育委員長に聞きましたけれども、全くイメージができませんということでした。イメージができないものをあえて新設する必要はないのではないかとこの点について、御意見を願いたいと思います。

○門川参考人 それぞれの地域が自治能力を発揮する、まず学校が、そして教育委員会が、議会が、そして知事、市長、町長がそういうことをきちつとやっておれば、この伝家の宝刀というようものが想定されない、私はそのように思います。それが想定されるような日本の教育であつてはだめだと思います。

ただし、いろいろな課題があります。そして、子供の権利が、人権が侵されていて、自治能力が発揮できないときに伝家の宝刀というのがあるんだと思います。我々は、自治というのは、一定の緊張関係があつたらいいんじゃないか。子供を大切に、そして子供に焦点を当てて、地域で全力投球する。その自治能力が発揮されないときには、伝家の宝刀というものがあつて、自治権というのは、もともと安定的にあつて絶対的なものである。これも大事であります。同時に、いざとなれば国が関与する可能性がある。それを絶対に許さない、そんな緊張感のもとに、私どもは、統括と自治の調和、あるいは緊張関係というものを、そんな緊張関係でもって子供の教育に責任を持つていく、そんなことが大事じゃないかなと思つています。

○荒谷参考人 世の中、非常に先行きが不透明でございまして、また、家庭の状況も大変多様化しております。その中であつて、東広島市では最近虐待される子供が本当にふえておりまして、今、学校もそれから教育委員会も、振り回されるといふんじゃないんですけれども、本当に学校外のこととで大いに神経を使つていふような状況もございまして、不測の事態がいつ生じるかわから

ないという状況がございまして。

そういったときに、先ほど申しましたように、最後のとりでとして、本当は地方公共団体でやっていかないといけないんですけれども、それでも見逃してしまうことがなきにしもあらずということもございまして、そういうときには義務教育の責任者としての国が関与をしていくことは当然のことと先ほど申し上げました。

○保坂(展)委員 ただ、具体的にはイメージできないというのが皆さんの共通の点なんです。具体的な例は想定できない、しかし緊張感としてあつた方がいいだろうというお話でした。

私は、市川参考人に伺いたいんですけれども、いじめ自殺が九九年以降ずつとなじやないかという点も、具体的にファイルを出して、これは文科大臣に調べてくださいと。国の方で再調査して、この中には、やはりいじめがあつて、亡くなった子が相当数いたということがわかりました。

しかし、これは教育委員会だけの責任ではなくて、いじめ自殺が出ましたということをやつと、各県教委あるいは市町村教委の中で、ああ、問題を抱えているんですねということ、なかなか出しにくいという体質は、これは文科省を含めて共同責任だろうというふうに思つています。未履修の問題もわかりだろうと思つています。

という中で、こういった権限が強くてできるということが果たして改革に値することであるのかという点を市川さんにお聞きしたいと思つてます。

○市川参考人 改革に値するかどうかということ、は、改革という意味をどう定義するかによるわけだ、改革という意味をどう定義するかによるわけだ、改革に値するかどうかというふうなことを言つても余り意味はないと思つてます。

いじめという定義も、これまで再三変わつていくわけですね、文部省で。それで、だんだん定義が緩くなつてきておりまして、いじめを受けた方がいじめと感ずればいじめであると。そうする

と、これはもう無限大に広がる定義でございまして、したがつて、今までの統計でも、あるときこふえる。これは、定義が変わつたからふえるところが随分ございまして。

それと、それが表へ出ない、あるいは適切な対応がとれないということ、これはやはり、そういった場合にかなるパッシングを受けるかということがあるわけだと思つて、個々の教職員あるいは個々の学校の責任ではないことが、すべて学校の責任であるのかと、また役所の責任であるのかと、マスコミで報道される、そういった世の中の情報の流れ方、これが一番の問題ではないかと思つていられるわけだと思つてます。

やはり、そういった情報が、悪いことではなくて、発覚とかそういう言い方じゃなくて、これは発見していくんだ、そういう前向きな姿勢でこの事態を受けとめるようになれば、もう少し情報の流れ方もスムーズにいくのであろうかと思つてございまして。そうした点で、やはりマスコミその他の報道陣のあり方にも問題があるのではなからうかと思つてございまして、そうした点もあわせて改善していただければ、こんなふうになつておられます。

○保坂(展)委員 ありがとうございます。

今お話しした点は、実は、警察庁はかなり詳しい統計を持っております、学齢期のお子さんでみずから亡くなった子の中に、学校問題というジャンルで入れている子が多数いたんですね。ところが、その数と文科省の統計が、母数からいって全然違うわけですね。このことについて、共有をするべきだということを繰り返し迫つてきた、これは不登校の問題を考える会のお母さんがいらつして、この数をちゃんと把握してくださいと繰り返し言つてきたのに、ずっとゼロ発表を続けていたということがありまして、これは、国が地方をチェックするということがあり得るなら、地方から国が今やつていふことはおかしいんじゃないかということをしつかりチェックする、相互チェックの体制をつくらなければいけないと

いふふうに思います。

という意見を申し上げまして、きょうは、ありがとうございました。終わります。

○中山(成)委員長代理 次に、糸川正晃君。

○糸川委員 国民新党の糸川正晃でございます。本日は、四人の参考人の皆様方に大変貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございます。私も、二十分という持ち時間の中で質問をさせていただきますというふうに思います。

まず、門川参考人そして荒谷参考人の両参考人には、教育現場に最も近い、門川参考人におかれましては現職の教育長でいらつしやいます、荒谷参考人は前職の教育長でいらつしやいますので、そのお立場から御意見をいただきたいと思つてます。

財政負担を伴う政策に関しまして、市長部局との連携が必要でございまして。現実的には、市長部局との連携関係については今どのような状況にあるのかというのを尋ねたいのと、また、学校図書費用、こういう諸費など、地方交付税で手当てされているはずの予算、これが実際には別の目的に流用されているというような事態も仄聞されるところではございまして。特に予算面での教育分野への配慮、これはどのようにしていったらいいのかということ、御所見をお伺いしたいと思います。

○門川参考人 教育行政の独立は認められていますが、知事が持つておられます。

そこで、京都市の場合は、地方分権、それをさらに組織内分権にしていこう、原則的に教育委員会あるいはそれぞれの局にできるだけ予算の編成権も移譲していこう。そして、市長のところでは、策案というのを持つて、あと教育委員会、それぞれの局で予算の編成権を持つ。例えば、現業職員を一人減らせれば、それは八百万円としてほかの仕事に回してよろしいとか、そういうことをどんどんやつていっている。教育委員会が、教育委員会に与えられた枠内で、ここを減らし、ここをふや

○荒谷孝考人 冒頭でも少し触れさせていた、だきましたけれども、東広島市の場合は、予算編成権はまだなかなか移譲されるというところまで至っておりませんで、市長部局で予算編成が行われておりまして、ぼつぼつ、この時期になりますと、事業調整というような仕組みがございまして、市長に対して来年度予算について提案をしていくと、というのがございます。

て、そして、どのような点に重点を置かれていらっしゃるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○門川参考人 教育委員会制度というのは、レーマンコントロール、素人支配ということで、各界の代表の教育委員と、それから教育長、そして教育委員会事務局、専門職との総体だと思っています。

○荒谷参考人 京都市の教育長さんもおっしゃいましたように、やはり、教育委員の皆さんに現場を知っていただくということが一番大事ではなからうかと思えますので、特に、合併いたしましたので、合併町を今重点的に巡視しながら教育委員会を開催しておりますけれども、できるだけ現場に行っていたらいいと思いますということと。

国からの是正要求、それから指示について、文部科学大臣も、本来は、地方自治が有効に機能していれば発動は不要なんだ、こういうような答弁をされていらつしゃいますが、これは、言葉をかえますと、伝家の宝刀というんでしょうか、こういうような位置づけになっているように思ひます。

の執行につきまして、これは当然議会の責任であります、それからまた、首長さんも、教育委員を任命しているわけですから、任命権者としての責任があるかと思うんですが、そういう当該地方公共団体の首長さんと議会がチエツ

ク機能を果たすべきだということが議論されず、いきなり都道府県教育委員会とか文部科学大臣がチェックするという話になつてくるのはおかしいのでなからうか。全くそれが不要と言つていゝるわけではないわけでごさいます、その前に、それぞれの自治体が自治権の範囲内でチェックすることが優先されるべきじゃないか、こういうことでごさいます。

それからまた、もちろん、都道府県あるいは国が全く関与してはいかぬとか関与する必要がないと言つてゐるわけではなくて、ただ、現に、現行法におきまして、地方教育行政法及び地方自治法におきまして、関与する手段はあるわけでごさいますね。ですから、それを使つて運用されれば、それで足りるのではなからうか、こういう考え方でございます。

○糸川委員 では、残りの三人の、門川参考人、荒谷参考人、中嶋参考人に、今と同じ質問なんです、この教育委員会の活動を監督する立場の首長それから地方議会がその機能を発揮するためにはどういふ方策をとればよいのか、それぞれの立場からお考えをちよつとお示しいただきたいと思ひます。

○門川参考人 首長が議会の同意を得て教育委員を任命されております。まず、教育委員の任命を、やはり権限をきちつと行使して適切な人を選んでいくということが大事でありますし、そうしたことで自治能力がまず発揮できる。同時に、そうした問題が起こつたときには、もちろん教育委員会にも議会にも、知事、市長、町長にも行くでしょうし、その自治体で調査委員会をつくるなり、教育委員会だけで機能できないなら、そうしたことをして適切な対応をまずするのは当然のことです。

しかし、そういうことができないからいろいろ問題が起こるということが想定される、まあ想定されないことが想定されるわけですから、そうしたときに国が関与する。しかし、それはあくまでも抑制的、かつ透明、手続はきちつちりして

く、そうしたことが大事じゃないかと思ひます。

○荒谷参考人 教育委員会で起こつておりますことは議会にも常に報告し、また首長にも常に情報提供はしております。それから、議会の方でもチェック機能は果たしていただいていると思つておりますけれども、やはり、不測の事態が生じた場合に、国の関与というものは必要ではなからうかと思つております。

○中嶋参考人 まず、首長には、教育委員会を監督する権限はないんだらうと思ふんですが、任命する権限がある。任命権者として教育委員会とかかわるということになると思ひますが、その際に、適切な委員を任命することが首長として求められてゐるというのは、先ほど御意見のあつたとおりだと思ひます。それから、議会も、市川参考人がおつしやつたように、議会の機能を通じて教育委員会の活動を、執行機関の活動をチェックするということが必要だと思ひます。

ただ、そのときに一つ重要なことは、節度を持つて行ふということだらうと思ひます。議会が教育行政に関与するというのは、一方で執行機関をチェックすると同時に、その向こう側には学校教育あるいは社会教育があつて、その社会教育及び学校教育の政治的中立性であるとか宗教的中立性であるとかということがとても重要な領域ですから、そこにおいては、関与の仕方というのは節度が求められてゐるのだらうと思ひます。

今回の改正は、その意味では、現実の教育行政の実態がどういふところにあるかということから見てみると、必ずしも、今、法案が出てゐるような方向で解決できる問題ではないのではないかと要するに、現実の今抱えている教育行政が、委員の先生がおつしやつたようなところに問題があるとなれば、もう少し違ふ方向で解決していかなければならぬんだけれども、今回出ている文科省の権限強化という方向では、これは対処できない課題だらうと思つてゐます。

以上です。

○糸川委員 ありがとうございます。では、最後に、門川参考人にお尋ねをしたいと思ひます。

教育長というお立場でございます。教育を受ける側である子供たちの立場に逆になつていただいた場合、今回のこの改正案、これは足りないと思はれる部分があるのではないかなというふうにお考えんですが、もしあれば、この点についてお答えいただきたいと思ひます。

○門川参考人 例えば、副校長を置くとか主幹教諭を置くとかいうことも法案の中にありますけれども、それらにつきまして、やはりトータルとしての人員増を伴わなければならない。そうしたことにつきまして、今、中教審でも教育振興基本計画等の策定が急がれてゐますが、教育条件の整備充実、現場を激励する、教師のモチベーションを高める、そうしたことも一層お取り組み願ひたいなと存じます。

○糸川委員 本日は、大変貴重な御意見をありがとうございます。これで私の質問を終わりたいと思ひます。

○保利委員長 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、参考人各位に一言御礼を申し上げます。

参考人の皆様には、貴重な御意見をお述べいただきました。まして、まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。（拍手）

参考人各位におかれましては、御退席ください。結構でございます。ありがとうございます。

○保利委員長 この際、各案審査のため、昨十四日、第一班富山県及び第二班愛媛県に委員を派遣いたしましたので、派遣委員からそれぞれ報告を聴取いたします。第一班大島理森君。

○大島（理）委員 富山県に派遣された委員を代表いたしまして、その概要を御報告申し上げます。

派遣委員は、私、大島理森を団長として、理事野田佳彦君、委員馳浩君、田島一成君、伊藤渉君、石井郁子君の六名であります。

昨十四日、現地において、富山市立桜谷小学校を視察した後、富山市の名鉄トヤマホテルにおいて会議を開催いたしました。

なお、現地視察におきましては、授業参観、学校関係者との意見交換、給食をともにして児童たちと触れ合うなど、学校現場の生の声に接することができました。

会議におきましては、まず、私から、派遣委員及び意見陳述者の紹介並びにあいさつを行った後、富山市長森雅志君、富山県教育委員会委員長八木近直君及び富山国際大学付属高等学校長西川弘君の三名から意見を聴取いたしました。

その内容について簡単に申し上げますと、まず、森君からは、教員免許更新講習の具体的な運用に当たり、子供及び学校にとつて大きな負担とならないよう配慮が必要であること、教育委員会の点検、評価を他の行政委員会に先行させるのはバランスを欠くこと、中核市への教員人事権の移譲が行われるよう制度改革を求めること、次に、八木君からは、副校長等の新しい職の設置については、現状の定数枠の中で配置した場合、学校現場の負担が一層増大することが懸念されること、文部科学大臣の教育委員会への是正の要求は地方自治法の範囲内であり、指示については、恣意的にならないよう基準を設けて運用すること、教員免許更新制の導入に当たっては、新たに県負担をすべきではなく、地方における受講機会の確保など、国の責任において実施体制を整備すること、

最後に、西川君からは、私学の自主性、独自性が損なわれることを懸念してゐたが、助言、援助としたことは評価できること、中小の経営規模の私学にあつては、毎年免許更新講習に必要となる非常勤講師の確保が困難なことなどの意見が述べられました。

次いで、各委員から、陳述者に対し、中核市へ

の人事権の移譲についての見解、教育委員会の必
置規定の見直しについての見解、修士課程修了を
要件とする教員の資質向上策の妥当性、私学に関
して知事が教育委員会の意見を求めることの妥当
性、国と地方の権限の所在及び責任のあり方など
について質疑が行われ、滞りなくすべての議事が
終了した次第であります。

以上が会議の概要であります。議事の内容は
速記により記録いたしましたので、詳細はそれ
によって御承知願いたいと存じます。議事録は、本
委員会の会議録に参考として掲載されますようお
取り計らいをお願いいたします。

今回の会議の開催につきましては、多数の関係
者の御協力により極めて円滑に行うことができ、
深く感謝の意を表する次第であります。

以上、御報告申し上げます。

○保利委員長 次に、第二班小坂憲次君。

○小坂委員 愛媛県に派遣された委員を代表いた
しまして、その概要を御報告申し上げます。

派遣委員は、私、小坂憲次を団長として、理事
牧義夫君、西博義君、委員西村明宏君、高井美穂
君、保坂展人君の六名であります。

昨十四日、現地において、松山市立清水小学校
を視察した後、松山市の松山全日空ホテルにおい
て会議を開催いたしました。

なお、現地視察におきましては、特別支援教室
を含めた授業参観、学校関係者との意見交換、児
童及びいきがい交流センターの高齢者との給食を
ともにした触れ合いなど、現場の生の声に接する
ことができました。

会議におきましては、まず、私から、派遣委員
及び意見陳述者の紹介並びにあいさつ等を行った
後、松山市市長中村時広君、愛媛県教育委員会委員
長井関和彦君及び新田高等学校長片岡至君の三名
から意見を聴取いたしました。

その内容について簡単に申し上げますと、
まず、中村君からは、教員の人事権を中核市に
移譲すべきであること、教育分野において市全体
での取り組みが求められていること、教員免許状

更新講習の導入に当たっては、地方自治体等が独
自に実施している既存の研修等への影響に配慮す
べきであること、

次に、井関君からは、教員免許状更新講習の導
入に当たっては、代替要員や財政措置等、地方自
治体の負担が過重にならないよう考慮すべきであ
ること、中核市に教員の人事権を移譲するなら
ば、その給与についても一体として取り扱うべき
であること、授業時数等を柔軟に設定できるよ
う、学習指導要領の弾力的運用を可能とすべきで
あること、

最後に、片岡君からは、地方教育行政法の改正
に当たっては、私立学校の独自性や建学の精神等
に十分配慮すべきであること、私立学校の創意工
夫が生かされるためには、学習指導要領の改訂に
当たってその弾力化が必要であること
などについて意見が述べられました。

次いで、各委員から、陳述者に対し、文部科学
大臣による教育委員会への是正の要求、指示につ
いての見解及び想定される具体例、必修科目の未
履修問題及びいじめ問題発生の原因及び現行制度
の問題点、教員免許状更新講習の導入に際しての
教育現場への影響、教育分野における知事及び市
長のリーダーシップと教育委員会との関係、副校
長等の新設についての見解などについて質疑が行
われ、滞りなくすべての議事が終了した次第であ
ります。

以上が会議の概要であります。議事の内容は
速記により記録いたしましたので、詳細はそれ
によって御承知願いたいと存じます。議事録は、本
委員会の会議録に参考として掲載されますようお
取り計らいをお願いいたします。

今回の会議の開催につきましては、多数の関係
者の御協力により極めて円滑に行うことができ、
深く感謝の意を表する次第であります。

以上、御報告申し上げます。

○保利委員長 以上で派遣委員からの報告は終わ
りました。
お諮りいたします。

ただいま報告のありました第一班及び第二班の
現地における会議の記録は、本日の会議録に参照
掲載することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○保利委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

〔会議の記録は本号(その二)に掲載〕

○保利委員長 次回は、明十六日水曜日午前八時
四十五分理事会、午前九時公聴会を開会いたしま
す。

なお、今回の委員会は公報をもってお知らせい
たします。

本日は、これにて散会いたします。

午後零時十一分散会

第百六十六回国会
衆議院

教育再生に関する特別委員会議録 第十一号(その二)

(本号(その二)参照)

派遣委員の富山県における意見聴取に関する記録

一、期日

平成十九年五月十四日(月)

二、場所

名鉄トヤマホテル

三、意見を聴取した問題

学校教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出)、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案(内閣提出)、日本国教育基本法案(鳩山由紀夫君外五名提出)、教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案(藤村修君外二名提出)、地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案(牧義夫君外二名提出)及び学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案(笠浩史君外二名提出)について

四、出席者

(1) 派遣委員

座長 大島 理森君

馳 浩君

野田 佳彦君

石井 郁子君

(2) 現地参加議員

村井 宗明君

(3) 意見陳述者

富山市長

富山県教育委員会委員長

富山国際大学付属高等学校校長

森 雅志君

八木 近直君

西川 弘君

(4) その他の出席者

衆議院調査局教育再生に

関する特別調査室長

文部科学省大臣官房総括

審議官

午後一時三分開議

○大島座長

これはより会議を開きます。

私は、衆議院教育再生に関する特別委員会派遣

委員団の団長の大島理森でございます。

私がこの会議の座長を務めさせていただきます

ので、よろしくお願いを申し上げます。

皆様御承知のとおり、当委員会では、内閣提

出、学校教育法等の一部を改正する法律案、地方

教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改

正する法律案及び教育職員免許法及び教育公務員

特例法の一部を改正する法律案並びに鳩山由紀夫

君外五名提出、日本国教育基本法案、藤村修君

外二名提出、教育職員の資質及び能力の向上のため

の教育職員免許の改革に関する法律案、牧義夫君

外二名提出、地方教育行政の適正な運営の確保に

関する法律案及び笠浩史君外二名提出、学校教育

の環境の整備の推進による教育の振興に関する法

律案の審査を行っているところでございます。

本日は、各案の審査に当たり、国民各界各層の

皆様方から御意見を承るため、当富山市におきま

してこのような会議を催しておりますところでござい

ます。

この際、派遣委員団を代表いたしました一言ご

あいさつ申し上げます。

御意見をお述べいただく皆様方におかれまして

は、御多用中にもかかわらず御出席いただきま

して、まことにありがとうございます。どうか

忌憚のない御所見をお述べいただきますようよ

ろしくお願ひ申し上げます。

それでは、まず、この会議の運営につきまして

御説明を申し上げます。

会議の議事は、すべて衆議院における委員会議

事規則及び手続に準拠して行い、議事の整理、秩

序の保持等は、座長であります私が行うこととい

たします。発言される方は、その都度座長の許可

を得て発言していただきますようお願い申し上げます。

なお、御意見をお述べいただく皆様方から委員

に対しての質疑はできないことになっております

ので、あらかじめ御了承いただきたいと思いま

す。

次に、議事の順序について申し上げます。

最初に、意見陳述者の皆様方からお一人十分程

度で御意見をちょうだいしたいと思います。その

後、委員からの質疑に対しお答えを願いたいと思

います。

なお、御発言は着席のまま結構でございます

ので、よろしくお願ひします。

次に、本日御出席の方々を御紹介申し上げます

す。

まず、派遣委員は、自由民主党の馳浩君、民主

党・無所属クラブの野田佳彦君、田島一成君、公

明党の伊藤渉君、日本共産党の石井郁子君、以上

でございます。

なお、現地参加議員として、民主党・無所属ク

ラブの村井宗明君が参加されております。

次に、本日御意見をお述べいただく方々を御紹

介申し上げます。

富山市長森雅志君、富山県教育委員会委員長八

木近直君、富山国際大学付属高等学校校長西川弘

君、以上の三名の方でございます。

それでは、まず、森雅志君に御意見をお述べ

いただきたいと存じます。よろしくお願ひします。

○森雅志君 大変貴重な機会に発言をさせていた

だく場をいただきまして、まず冒頭お礼を申し上げ

る次第でございます。

私の立場としましては、恐らく、小学校、中学

校設置者の立場から、今御審議が進んでおります

各法律案について思うところを述べるといふこと

だろうと思っておりますが、何分甚だ不勉強であ

りますので、御案内をいただきましてから、ま

さにつけ焼き刃で少し勉強してきました。したが

いまして、網羅的にお話しすることはできません

が、ずっと目を通して中で何点かの改正案につ

きまして感じましたことを申し上げます。いただ

いて、その責めを果たしたい、このように思ってお

ります。

まず、教育職員免許法等の改正につきまして

の、いわゆる免許更新制について、一番大きな

テーマではないかというふうに思います。

もとより教育の質を一定程度維持し、かつ、そ

れを一層高めていくために教職員の質を高めてい

くことは当然のことでもありますし、求められる教

員像というものについても、時代の変遷に合わせて

変化があるんだろうと思っております。

そのためには、やはり子供が主体的に学習して

いく教育活動を実現する上で、豊かな教育経験を

蓄積してきた教員にあつても、絶えず最新の知識

を習得していくということは大変重要なことだ

いふふうに思います。しかし他方、知識や技術だ

けではない、教員一人一人の人間性でとか社会

観でとか、いわゆる広い意味での教養でとか

か、そういったこともあわせて教師の力と言え

るんだろうと思います。

したがいますと、十年の節目で教員免許状の更

新を、例えば試験をすることで研修をすることで

果たしてどこまで指導力不足でとか不適

格者というものは是正につなげていくことができ

るのか、若干疑問を感じないわけでもございませうが、しかし、考えようによつては、十年の節目節目で自分の来し方を反省してみたり、思い出ししてみたり、あるいはこれからの意欲というものを改めてつくる、そういうよすがにすることが、このような意味では、絶好の機会になるのではないかと、うふうにも思う次第であります。

ただ、仮に三十時間であれ百時間であれ、すべての教員に研修の機会を与えるということは大変大きなコストと労力と負担というものを生むわけでありまして、講習の期間や時期あるいは内容ということにおきまして、子供や学校にとって大きな負担とならないような配慮が必要ではないか、こんなふうに感じております。

それから、市町村の権限と責任を拡大するというような観点から、地方公共団体におきましても創意と工夫を凝らしながらお互いに切磋琢磨していくということが教育現場に導入することができるとしたら、それは大変意義のあることだろうと思っております。

その観点で、まず一つには、地方教育行政の基本理念を明記するとされましたこと、この改正につきましても、中でも地域の実情に応じた教育の振興が図られるよう、国との適切な役割分担あるいは相互協力のもと、公正かつ適切に行う、こういうふうな明記されましたことはまことに意義が深い、こういうふうな受けとめております。今後、ぜひ国において教育委員会のあるべき姿等について指針を示していただきたいもの、このよう

に考えております。

また、他方、教育委員会は学識経験者の知見を活用し、活動状況の点検、評価を行うこととするとの法律案でございしますが、もとより富山市におきましても、教育行政のみならず市政全般について事務事業の点検、評価を行っているところでございまして、予算を伴う行政事務の評価は、当然のことながら、その限りにおいて必要だろうというふうな思いです。ただ、こういうことの中で教育行政の点検、評価のみを法律によつて先行さ

せるということについては、他とのバランスにおいてという思いを若干感じております。今後、行政事務全体の中で法的整備を行っていくべきではないのかというふうな思いで法案を読ませていただきます。

次に、教育委員会体制の充実につきまして、市町村は近隣の市町村と協力して教育委員会の共同設置等の連携をというくだりがございしますが、教育委員会の共同設置ということになりますと、一つの教育委員会と複数の首長というような行政体制となりますので、こういう体制において教育行政が円滑に進められるのかということについて若干疑問を感じております。

恐らくこの背景にありますものは、小規模自治体の教育委員会が制度の期待どおりに機能するの

かということではないかと思ひますが、しかし、それこそ県教育委員会が積極的に支援をしていくべきではないのか、こんな思ひでおります。

また、教育委員の責務を明確化し、国、都道府

県が教育委員の研修を進めるといふような条文もございしましたが、もとより教育委員会の委員の資質を向上させることは大変大事であります、そのために研修を進めることはそれぞれの教育委員会で既に行っている事柄だろうと思ひます。

もとより高い見識の方が教育委員として選任されるということが一般的だろうと思ひますので、一人一人の資質という意味ではもととも持ち得ていらつしやる方々、しかし、制度のありようとか未来像ということについて研修をするという意味ではそれが相まつて教育委員会の質も上がるんだらうと思ひますが、ただ、国や都道府県から、ちよつと言葉が過ぎるかもしれませんが、上意下達のような形で研修を行うという法文構成ではなく、もつと市町村の求めに応じてサポートをする体制を整備していただく、そういうような条

文構成にすべきではないのかというふうにも思つた次第であります。

また、教育における地方分権の推進という観点では、一つには、文化、スポーツの事務を首長が

担当できるようにするという流れはまことにありますが、既方方向でありますし、現に、既に市長部局と教育委員会両方が担いながら進めてきているわけ

でございします。ぜひ法律で明確にこういう規定をしていただくことができれば、それぞれの市町村にふさわしい形で現場の事務が進むものだろうというふうな期待を申し上げたいと思ひます。

それから、県費の教職員の同一市町村内の転任について市町村教育委員会の内申に基づき行うというふうな案につきましては、現行制度下においても、同一市町村内の転任については、富山市の内申を尊重した異動が富山県教育委員会に行われているというふうな何つておりますが、ただ、管理職及び地教委間の異動につきましては、必ずしも市の思いどおりにはなつていない。もとより制度的にそうだと思います。これはやはり人事権が富山市にない状況ではやむを得ないことではないかと思ひます。

他方、平成十七年十月の中央教育審議会の答申においては、中核市への人事権移譲が提言されていたわけでありまして、私の立場としては、この際、このことについてぜひこのたびの改正案に反映されるように期待を持っていたところでござい

ます。恐らく、ほとんどの中核市におきましては、教職員の人事権の移譲によりまして、現状より柔軟で計画的、さらには一体的な教育行政をスピード感を持つて達成できるという判断をし、強く人事権の移譲に期待をしていたと思つております。

例えば国から各学校への指示命令系統につきましても、国、県、そして教育事務所に間に挟んで市町村教育委員会、それから学校、こうなつてい

るわけですが、このあたりが国、市、学校というふうなスピード感を持つて対応できるようにするのではないかと、これも含めて、ぜひこの人事権の移譲ということについてお願いをしたい、このように思つております。

中核市に人事権の移譲をすると、中核市以外のその他の自治体との関係において懸念があるとい

うような問題の指摘も伺つたこともございします。が、既に人事権を有していらつしやる政令指定都市とその周辺市町村との間で、それではそういう御心配のような問題が発生したかということについては、私自身としては聞いたことがないわけでありまして、先ほど言いましたように、小規模市町村の対応と中核市との差ということ、県教委がどういう仕事をしていくのかということによつて解決されるのではないかと、このように思つております。

また、人事権と給与負担は当然にして一体的な問題でありますので、もとより財源措置とあわせて、給与負担につきましても明確に権限移譲を検討されるように求めたいと思ひます。

実は、もう一つは、学級編制制といひますか、教職員定数に関する権限も一緒にセットされませんと、例えば一度富山県で小学校一年生、二年生だけ三十五人学級をというふうに進められたことがありましたが、市町村としては教室が足らなくなりまして、急にこの設置に苦勞したことがありますので、やはりこのあたりはセットで進めるやり方が望ましいのではないかと、このように思つております。

そして、最後ですが、教育における国の責任の果たし方という流れで、文部科学大臣による是正、改善の指示、その他是正の要求などについての規定、議会への報告、そういった規定がござい

ますが、これは恐らく教育委員会として全く機能していないとかやるべきことをやっていないというところが出現したとすれば、条文化せずとも、当然の法理として文部科学大臣は改善を指示するということ、これは恐らく現行制度でもできるのではないかと、こういうふうな思ひます。したがいまし

させていただきました。ありがとうございます。

○大島座長 ありがとうございます。

次に、八木近直君にお願いいたします。

○八木近直君 八木でございます。

本日は、このような場で意見を申し上げる機会を与えていただきましたこと、まことにありがとうございます。感謝申し上げます。

初めに、本県の教育について少し申し上げておきたいと思っております。

およそ教育と申しますものは、私たちの後を継いでくれる者を育てることだと考えます。育てるべき子供というものは、人間という共通の基盤の上にいろいろと咲き乱れる花のようなものだと思います。色も違えば形も違う、そしてまた、それに対する取り扱い方も違っていると思うのであります。さようにいたしますと、共通するものは大切にしないといけない。したがって、そういうことは非常に大事なことであります。同時に、違いに応じた対応というものも必要になるかと思えます。つまりは、根幹にかかわることに関して国の関与というようなことはもとより大事なことであります。しかし、同時に、実際に教育に当たる者の創意工夫が生かされる場というものが必要であらうと思っております。

本県の教育環境について申し上げますと、教育熱心な県民、熱意にあふれる子供たち、そしてまた理解に富んだ地域社会というものがあろうに思っています。

我が町の学校であるとか、あるいは地域の学校という昔ながらの風情がまだ存在しております。地域を挙げて応援団として学校を支えようという風情があるように思っています。したがって、本県においては、中学校の二年生が連続五日間の職場体験などに参加をする、社会に学ぶ十四歳の挑戦事業というものを行っており、規範意識であるとか社会性を高め、また将来の自分の生き方、そういうものを考えるということに大きな成果を上げていると思っておりますが、こうしたこと

もまさにそのような地域に支えられてのことだと思えます。

教員について申し上げますと、本県には、自主的な教育組織である小学校教育研究会、中学校教育研究会、高等学校教育研究会というものがありますが、それに教員のほぼ一〇〇%が加盟しております。そうして、主體的に、授業の仕方であるとか、あるいは温かい人間関係を持ったような学級づくりはいかにあるべきか、そのような指導力の向上を目指して日々研さんに努め、本県の初等中等教育というものを支えている、そのように思っております。

地域と一体感が非常に強い学校と、自主的で研究熱心な教員というのが本県の特徴ではないか、このように思っております。

このような本県においても、近年は学校現場にはいろいろな問題が生じてきている、そのことは事実であります。

その一つは、学校の多忙化ということでありまして、

特に、昨今、いじめであるとか不登校であるとか、そういうものへの対応、あるいはそれを未然に防止すること、中学校、高等学校における部活動の指導、土曜日、日曜日を問わず、教員は個人の時間を割いて業務に従事しているという実態があるものであります。

また、本県においても、日本語が使えない外国人の児童生徒、あるいはまた発達障害を持った児童生徒などが増加しているように思っています。今までもそうだったわけですが、一人一人に応じた丁寧な個別の対応がますます必要になってきております。加えて、チームティーチングや少人数指導の実施、総合的な学習時間の運営など、時間を要する業務が増加しているように思っています。子供とじっくり向かい合ったり、教員同士が指導法であるとか子供の伝え方について相談し合う時間がなかなかとりにくくなっていると思うのであります。

二つには、保護者の価値観の多様化という問題

があります。

特に、公のことより私のことを優先するような傾向が強くなってきているのではないかと思います。さような面では保護者への対応に教員が苦慮するところもあるように思っています。

三つには、児童生徒の変化というものがあります。

今が楽しければいいとか、自分がよければいいとかと考える子供が多少ふえたのではないかと思います。気がするものであります。将来に夢や希望を持つて学校生活というものをいかに過ごすか、学習への意欲をいかに持たせるか、そういうことについても、以前に比べてますます、より多くの工夫や努力が必要になってきているように思っています。

さような問題がある中で、昨年の秋、本県におきましては、高等学校で必修科目の未履修という問題が生じました。その背景に学校の熱意というものは確かにあったとは思いますが、

が、なすべきでないことをなす、そのことによつて県民の教育に対する期待と信頼というものを大きく損ねたという事実は変わりはないと思えます。まことに残念に思う次第であります。改めて深くおわびをしなければならぬと思っております。

県教育委員会といたしましては、関係者の処分を行うとともに、国に対しましては、例えば、学習指導要領における教育課程の運営をもう少し弾力化したのを今後とも考えていただけないかというようなお願いもいたしました。そしてまた、学校に対しては立入調査を行い、このような問題が二度と起こらぬようにしたいと思っております。同時に、県教育委員会としては、現場が抱える悩みあるいは問題というものをものごと的確に把握する必要があるというように感じております。みずからの姿勢を正して、失われた信頼の回復に努めたい、このように思っております。

それでは、次に、このたびの教育三法の改正案について主なものだけ申し上げたいと思いま

まず、学校教育法上の問題でございます。

副校長等新しい職を設置するという問題がございます。機動的な学校運営ができるというような点は望ましいことだと思っております。ただ、これらの職が学校に円滑に浸透し有効に機能するためには、それぞれの職に応じた処遇というものが、そしてまた定数配置が必要なのではないか、このように考えております。

また、学校の評価などに関する問題でございますけれども、本県では独自のややま型学校評価システムというものをつくっております。平成十七年度から実施しているのですが、開かれた学校づくりというのを推進したいと思っております。わかりやすい目標と数値的な指標、学校評議員などによる外部評価、そしてまた目標や評価結果の公表、こういうことを柱にしているものでありますので、そうした点が生かされるような形で対応が可能となるようにしていただければありがたいと思っております。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律について申し上げます。

特に、教育委員会の責任体制を明らかにすると、あるいは体制の充実を図るということは極めて重要なことだと思っております。

本県におきましては、定例会以外にも委員協議会を開催して教育委員の研修などに努める、あるいはまた教育委員が学校を訪問し教員や保護者の声を聞く、このような機会を設けるなど活性化には取り組んでまいりました。

そしてまた、文部科学大臣の教育委員会への是正指示権につきましては、基本的には現行の地方自治法第二百四十五条の五で大体いいのではないかと思います。今のところ、結局、生命などにかかわる場合に限定された形で改正案が提出されているのであります。こういう形になったということであれば、地方自治法の範囲内のものでないかというように思っています。実際、運用される場合には、一生懸命問題に取り組んでいる地方の状況への配慮を十分に行っていたら、恣意的

に運用されるというようなことがないように、また、極めて例外的な事柄に対する措置であることを明確にするような基準を設けていただいて、慎重に検討を進めていただければありがたい、そのように思います。

教育行政の評価について、効率的で結果を重視するような行政運営と、住民への説明責任を果たすという二つの目的とした事業評価に基づく点検評価を毎年行っております。そして、議会などの審議を通じて外部評価を受けているというように考えているのであります。それを踏まえて弾力的な運用ができるように配慮を願えればありがたいものだと思います。

また、市町村に指導主事を置くという話がございましたが、非常に有意義なことだと思います。ただ、国による財政的な措置というものが必要ではないかなというように考えております。

教育職員免許法の改正問題について、特に教員免許更新制の導入のことをお話し申し上げたいと思います。

都道府県の免許授与件数などが現行の場合より非常に大幅にふえるということが予想されるのであります。そういったことと、都道府県に新たな負担が生ずることのないようにお取り計らいいただければありがたいと思います。

さらに、地方における受講機会の確保であるとか放送大学などを活用した通信教育など、そういうものを大いに活用するような実施体制というものをぜひ整備をお願いできればありがたいと思います。

さらには、教員が大学などで行う自主的な研修、そういうものを更新講習として認めていただければなおさらよいのではないかと思います。教育公務員特例法の関係について申し上げますが、指導が不適切な教員に対する人事管理の厳格化ということは非常に大切なことだと考えます。今回の法制化を機に、指導が不適切な教員を分限処分する場合の基準などについてぜひ明確に示し

ていただければ、この条項がより生きるのではないかとように思っております。

以上、富山県教育委員会委員長として意見を述べさせていただきます。どうか教育熱心な風土のある本県の実情が生かされるように御検討をいただきたいと願うものであります。

まことに御清聴ありがとうございました。

○大島座長 ありがとうございます。

次に、西川弘君をお願いいたします。

○西川弘君 西川です。よろしくお願いいたします。

私がこの席に座っておりますのは、多分、肩書も何もない、単なる私立高等学校の校長ということとでありますので、私に求められているものは、いわゆる私学という立場での発言ということだろうと思っております。ただ、そうしましても、お聞きしてから時間がなかつたものですから、ほかの私学の方々から意見を集めたとか、討議をしたとかということではできませんでしたが、まさに富山国際大学付属高等学校長西川個人としてお話しさせていただきますというふうに思います。

今ほど八木教育委員長さんから富山県の教育というのを話されましたが、富山県では大変すぐれた教育成果というのを高等学校分野でなされていることは確かであります。ただ、本県の私学というのは、現在、高等学校九校、そのうち、七十周年をこし迎えるというのが二校、あとはほとんどが四十年前後、いわゆる第一次ベビーブームの生徒諸君の時期につくられた学校であります。

したがって、本県はもとそうなんです、私の口から言うとうかがいにくいかもしれませんが、官尊民卑という風潮が教育界の中にもあります。したがって、私どもに来る子供たちの中には、公立高校も受けたら、二つ受ければ自動的に公立に行くというのが本県の大きな特徴であります。進んで私立へ来る、私学へ来るというのには非常に少ない県民性。そういう中で私学が頑張っているということをまず最初に御理解いた

いただければいいかと思えます。

もつと極端に言いますと、私学の大半は普通科高校であり、上級学校への指導というものにも力を入れておりますが、公立の専門学科の方に受ければそちらへ行く、そういうような風潮が依然として残っているという中で、今、私学の者は、私学の独自性、私学の力量を高め、そして、県民に正當に認めてもらうということについて大変努力をしているということとあります。

そうした中で、今ここに話をさせていただく機会を得ましたが、今見せてもらいました種々の法律改正案を眺めてみまして、特に私学にとつて一番かわりのある部分について述べさせていただきます。

まず一つは、当然ながら、地方教育行政の組織に関する部分にあって、教育委員会の私学への助言、援助という部分であります。

当初、マスコミ等で発表されたところでは、指導という言葉が入っております。今、改めて見せていただきましたら、指導という言葉が抜けて、助言、支援という言葉になりました。この経過の中にはどんなことがあったか知りませんが、私が当初懸念した指導という言葉は、大変強く当たります。

先ほどお話ししましたように、私も私学の人間は、公立と絶えず競合しながら、競い合っている。その立場からすれば、公立を所管される教育委員会が私学も所管するというこの部分については、ちよつと不都合はないかなという印象を持ったからであります。ただ、今ここで見せていただきましたものの中からその指導という言葉が抜けて「助言又は援助」という表現になっておりますし、そして、「求めることができる」という表現になってきているということからすれば、私どもの気持ちも察していただけたんじゃないかなというふうに考えました。

もつとも、本県におきましては、本県の私学を管轄するのはもちろん知事部局でありまして、文

書学術課。この文書学術課の幹部職員の一人名は、教育委員会から教員職が向うの形で出向いております。さらに、文書学術課の課員の中には、教育委員会県立学校課の指導主事が併任という形ではあります。したがって、本県においては、私も教育委員会に求めるものはいつでも手に入る体制はでき上がっているというふうに思っております。

さらには、県内九校の私立だけではやり切れないのが、組織立った教員研修です。校内研修はそれなりにやっておりますけれども、学校を離れた教員研修はなかなか私学だけではやり切れません。この部分につきましても、例えば初任者研修や十年次経過研修等につきましては、教育委員会さんが企画、運営されているものに私どもの職員を入れていただいているというようにことからすれば、本県ではもう既にこの助言、支援というのは十分に受けているものと思っております。そういう意味からすれば、こうした文言に変わったというところであれば、今行われていることがそのままだと認識されていくというようなことではないかというふうに理解をしております。

もう一つ、私どもで気がなりましたのは、先ほど来話題になっております教員免許法、更新制の問題であります。この問題点につきましては、さきのお二方が既にお話しになりましたから、私は繰り返すことはいたしません。事私立でということでも多少つけ加えさせていただきます。

私も私立は、先ほど申しましたような情勢の中で、毎年入ってくる生徒が五十人、百人規模で増減します。したがって、その増減をカバーするのは、どうしても非常勤講師をお願いをしなくてはならないという部分があります。そうしましたときに、仮に十年ごとの更新ということがこのまま進められるとすれば、いわゆるペーパー免許所有者ですね、この方々が確実に十年ごとに更新されるかどうかという事です。いわゆるペーパードライバーが運転できなくなる、だけれども運転免許は持っている、何とか講習を受けて現場

へ戻つてきていただけないかということが非常にやりにくくなると懸念されます。

それから、これまでのお話の中にもありました、十年に一度ということになりますと、率からいいますと私学の中で毎年一割の職員が長期の研修で現場を離れるということで、教育というのは一番大切なのは教師と生徒との触れ合い、これなしにして教育というのは成り立たないといふ、長期間にわたつて教員と生徒が離れるといふようなことはいいか？ あるいは、そういうようなことを考えますと、私も私学では、これが進められるとすれば、少なくとも今確保している常勤教師の五割以上は余計に確保しておかないといけない。それだけの財政的なものがこの後確保できるかどうか、少子化の中でできるかどうかといふことで大変懸念しております。

もしこれがあるとすれば、先ほど財政的なものや講師の方々の確保といったようなものも問題になるとおっしゃいましたけれども、私も私学では、もう一つ、せめて、十年を飛ばして失効した者であつても再挑戦ができるように何とかしていただきたい。今失効はしたけれども、もう一度何らかの講習その他で取り直せるというふうな道を開いていただければありがたいなというふうに思います。

十年更新制を目指された教育本来の再生という目的からは、現実的なことしか話をしておりませんけれども、実際現場で運営するときには、そうしたことも非常に気になることであるといふことを御理解いただければありがたいと思います。

ただ、これといふゆる非行その他によつて免許失効することは全く別の話だといふふうに思つております。これはしっかりとやっていかなければならないし、殊に、私も私立といふのは、先ほど言ったような条件の中で一つの教師の落ち度、失敗が学校全体にダメージを与える、そういうような意識で全教員が取り組んでいるところであり、そうした部分について強化していくということ

については十分理解できることであります。

それから、最後に、評価の問題につきましては、私立高校はこのような厳しい条件の中にありますから、当然ながら自己評価はやっており、それをやらないうと学校そのものが生き残れないと全職員は思つております。そして、今、このように情報化が進んでいる時代で、匿名の手下なブログ一つで学校がぶつ飛んでしまうといふ時代になつております。それがどんなひとりで歩きています。したがって、私も、絶対そういつたようなことに立ち向かえるだけの自己点検、自己評価、そしてみずからしていることを訴えていく、これはどの私学でもやっているところであり、この点についても御理解いただければと思います。

以上であります。

○大島座長 ありがとうございます。

以上で意見陳述者からの御意見の開陳は終わりました。

○大島座長 これより委員からの質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。馳浩君。

○馳委員 きょうはよろしくお願ひいたします。今回、政府提案のいわゆる教育再生三法と民主

党さん提案の法律に関しては、時代背景として二つの要因が考えられると思つております。

一つには、五十九年ぶりに教育基本法が全面的に改正をされたといふことを受けての改正。

二つ目は、昨年、いじめ、自殺問題等が発生した、それに対応する学校当局、地方教育委員会の対応の仕方がマスコミ報道を通じて、こういうことでよいのだろうかといふ疑念が国民の中に生まれ、やはり国としての責任をどこかで果たさなければならぬのではないかと世論に後押しをされた部分があつたと思ひます。そして、もう一つは、私学を中心とした未履修問題でございます。

私も、大変言語道断であり、情けない話だと思つておりましたら、実は私自身も、石川県の星稜高校、私学の出身でございますが、体育と音楽が未履修の段階で卒業しておつたということがわかりました。もしかしたら、これは長年常態化しておつた、わかつていながらも何となく暗黙の状態であつた問題であり、根が深い問題なのかなといふことを思い知らされ、であるならば、今後、私学に対する教育行政の指導のあり方がどうあるべきなのかな、こういったことを背景に今回の法改正に結びついてきたのではないかな、こういうふうに時代認識をいたしております。

そんな中で、まず森陳述人にお伺ひいたします。中核市でありますので、人事の問題での御見解を改めてお伺ひいたします。

研修権を持つておられますね。富山市が研修権を持つておられるということで、こういう工夫をしている、ああいうこともできるというプラスの面と、研修権をくれるんだからほかの人事権も欲しいな、こういう御意見がありましたら、お伺ひしたいと思ひます。

○森雅志君 今御質問いただきましたことで、まさにそのものを象徴するようなことが一度ございました。

平成十四年だつたと思ひますが、市内の小中学校に外国人のALTの方が来て英語教育をやる、それを小学校に拡大しようとするときに、小学校教諭の皆さん方の多くが英語に對してしり込みしてしまつておられる中でALTの方だけが子供と授業をやつておられる、現場の問題があるといふことに気づきまして、ぜひ市の単独の事業として、市単の事業として、富山市の学校に勤務する小学校教諭を例えば二週間、三週間外国へ派遣して、夏休みには研修をするとかいふことをやりたいと私自身は強く思つたわけです。それで、制度をつくつてほしいといふことを教育委員会にもお願ひしましたが、確かに研修はできる、しかし、外国へ派遣しようとする、あるいは国内留学であつても派遣しようとするときのいわゆる旅費の部分について

は人事権との絡みにおいて執行が難しいんだといふお話で、頓挫したことがあります。

後で詳しく文部科学省さんにお聞きすると、それはやつてできないことはなかったといふことは確認はしましたけれども、しかし、やはり県の教育委員会との関係においてそういう難しさを感じた次第であります。

幸い富山市は市が設置運営しております外国語専門学校を持つておりますので、そこへ夏休みに派遣をして、小学校教諭にも英語の研修をしてもらうといふ、これはある意味で独自の研修として実施をしています。こういったことにつきまして、人事権とセットで運営させていただくといふと、今言つたような問題などにもつと積極的に富山市独自の研修といふものを展開できるのではないかと一ふうに思つております。

○馳委員 改めて森陳述人にお伺ひいたします。人事権といへば、分限免職もありますし、懲戒等もありますし、そもそも採用といふ問題もございいます。富山市の行政能力で採用、人事異動の業務を円滑に遂行できるという自信はありますか。

○森雅志君 採用試験についてどうしていかといふことは、具体的なテクニック、ノウハウだらうと思ひますので、そのことはそう問題なく実施できるのではないと思ひます。

問題は、異動につきましても、先ほども言いましたが、事実上、市の教育委員会における内申といふものがまずあつて、それを県の教育委員会に上申しながら具体的な教員人事といふのは動いていくわけですから、学校間のばらつきのないようにとか、あるいは適材適所といふようなことにつきまして、市の教育委員会が十分対応できるのではないかと一ふうに思つております。

しかし、それよりも、富山市に人事権があるといふ中で採用試験を受けようとする人の意欲といひますか、将来にわたつて富山市の教職員であるといふ思いで奉職しようとする者と、県の中でどちらへ異動されるかわからないという思いで仕事

につこうとする、受験をしようとする者の思いという意味では、やはり意欲について非常に大きなものを期待していいのではないかと思います。

加えて、採用する側の方からいいますと、施設整備は義務だ、人事権はないという今の状況より、全体が一本化される、パッケージされることによつて物も金も人も包括的に管理できるということのもたらしてくれる利益の方がはるかに大きいのではないかと思います。

○馳委員 八木陳述人にお伺いいたします。

以前は県の教育長をしておられたというふう伺っておりますが、それでよろしいですか。

○八木近直君 よろしゅうございます。

○馳委員 では、今の森陳述人の御意見については、日常的に富山市の言い分というのはよく御存じだと思ひます。

そこで、実は同じような問題は石川県と金沢市でもあります。人事調整機能、人事調整機構という形で、いわゆる過疎地域とか規模の小さな市町村と中核市等との人事の交流を担保しながら、身分は県の教職員、でも勤務しているのは市町村立小中学校というものは、これは帰属意識の問題にもかかわつて、教職員のモチベーションにもかかわる問題ではないのかな。そういうことを考えると、いわゆる中核市には一定の人事権を与えてもいいのではないかと意見もございします。そういった点、中教審でも議論が進んできた中で、経験者として八木陳述人の御意見をいただきたいと思ひます。

○八木近直君 中核市などに人事権などもセットで付与するという問題でございしますけれども、特に今の富山市などは、市町村合併の結果、非常に大きくなつております。逆に申しますと、富山県のほぼ三分の一ぐらいが今や富山市になつてゐるわけでありします。

これは以前からもあつたのでございしますけれども、県は県全体のこともやはり目配りをしなければいけない。そういたしますと、現状でも、他の市町村教育委員会などでは、富山市なりあるいは

中核市なりだけに囲い込まれるような形では困るという意見はまだ非常に強いのであります。ですから、その異動が可能であるような事柄を担保するといひますと、今の制度はその意味ではうまくできてゐる、そのようには思ひます。

ただ、森市長さんなどがおつしやつたようなお考えは、それはそれで一つの御見識だと思ひます。ですから、それでうまくいくような形の制度設計というものを考えないと、直ちにそういう方向に飛び込むのはちよつと問題がまだあるかなという気がいたします。

なお、身分は、一応、県費負担教職員制度の場合にはすべて県において採用も行ひ、それからということに相なりますが、私自身、採用されて最初に赴任いたしましたのは当時の石動町でありました。それから今度は県立学校の方に異動をいたしました。その間のことを考えますと、必ずしも帰属意識が高まらないということではあるまいというふうな気はいたします。ただ、これは個人によつていろいろと違うだろうと思ひますので、一概には申し上げることはできないと思ひます。

そういう状況でございしますから、もう少しよく考えて進めなければならぬ、それから、個々の問題は当事者でよく話し合つて決めていかなければならない、当面はそういう考え方で進むのが妥当ではないかなというふうに思ひます。

○馳委員 八木陳述人はもう少し時間をかけて当事者でよく話し合つてというふうにおつしやいましたが、改めて森陳述人にお伺ひします。

どのぐらい時間をかけてやればよいのかな。そして、当事者同士、つまり、富山市長であるならば富山県知事、富山市に教育長がおられるならば富山県の教育長とこの人事権移譲の問題で直接意見交換を合ふ、ぶつけ合ふ場というものはあるのでしょうか、お伺ひしたいと思ひます。

○森雅志君 先ほど申し上げましたのと違う角度からいひますと、都会には多様な教育機会があります、間口が広く、建学の精神がいろいろある私学というものがたくさんある。しかし、地方へ行

きますと、勢い公立学校というのが大宗を占めてゐるわけです。したがひまして、そういう中で選択肢としての多様性というものを教育現場にも導入しようとするならば、県の教育委員会のお立場からいひますと、県内の市町村の現場で提供されてゐる、展開されてゐる教育の中身が、なるべく均質で、同じもので、ばらつきがない方がいいというふうな発想されるのは、それはそのお立場上当然だろうと思ひますが、しかし、それではその選択肢しかないということが一層強まつていくわけで、私は、せめて市町村が独自でやりたいと思つてゐる単独事業その他についてももう少し柔軟に展開できる方向というのは今こそ必要ではないか、基本的にはそう思つてゐます。そのために、そこを突き詰めていくと、やはり中核市に人事権をい

に思つてゐます。

○馳委員 参考になるかどうかわかりませんが、離島などの多い長崎県は、県の教育委員会と長崎市の教育委員会でお互いに話し合つて、一定期間は離島に必ず勤務をするというふうなことを取り決めたをしながら、今人事のやりくりをしてもらいます。そういった観点から、中核市に人事権を移譲していただけるならありがたいけれども、今はうまくやつておりますというふうなところもございします。そういう意味では、今後、中核市の富山市側と富山県教育委員会側がさらに一層突っ込んだ話し合いがなされればよいかな、こういう印象を持ちます。

最後に、西川陳述人にお伺ひをいたします。

昨年、未履修問題は、実は富山県が出发点でありましたが、西川校長の学校にも未履修問題はございしましたか。

○西川弘君 はい、ありました。

○馳委員 前から知つていましたか。

○大島座長 馳君、こは追及の場ではないので、優しく言ひなさい。(馳委員「わかりました」と呼ぶ)

○西川弘君 前からあることは知つておりましたので、是正を進めてゐる最中でありました。

○馳委員 要は、私学の独自性ということからいへば、未履修は確かにけしからぬ問題ではあります。が、学校長も、教職員、特に進路指導の方々には、学習指導要領が三割削減された中で高等学校に進学してくる子供たちの学力の確保ということを考えて、私学という独自性の中で、学習指導要領を三割削減されても大学受験の厳しさ等は変わらないわけであつて、やむを得ずという側面があつたのは、私はよくわかるんです。

ただし、次の問題があるんですね。教育行政の指導とか援助ということに関して、日常から私学の現場が、これは教育委員会と言つたらいいんでしょうか、より具体的な教育行政の指導や援助を受けられる体制にあつたのかなと。

都道府県においては私学助成のお金を何か配る

教育再生に関する特別委員会議録第十一号(その二) 平成十九年五月十五日

戦録第十一号(その二) 平成十九年五月十五日

七

ているわけであります。同時に、学校において、子供のためであれば法令の違反などは少しぐらいはいいのだという考え方がなかったかといえ、やはり少しあったのではないかと。それはだめだということ徹底しなければならぬ。そういう意味合いで、学校への立入調査であるとか、それら件につきましてもいろいろと細かい点で、例えば教科書をどのように注文しているかとかという点までちゃんと調べるといふ話になっているわけであります。

一方、学校がそういうことまで踏み込んだゆえんのところをいろいろ考えますと、確かにそれは、時間数が減っているとか、それに対して大学が要求するところのものが余り変わっていないとか、そういう問題があることはあるんです。そこで、有識者会議を設置いたしまして、そういうことについても御議論いただいて、その結果などを踏まえた上で、国へも御要望を申し上げたという形になっております。

今後、そういった事柄については私自身が校長会などで話もいたしましたし、毎年毎年のことでありますので、そういった調査などのシステムはずっと続けていかなければならないだろうと思っているわけであります。

今後の問題として一番大きなことは、やはり信頼というものがなくと教育はそもそも成立しない。信頼を失うのは一日ですけれども、失われたものを回復するには、とても一日や二日ではできない。だけれども、それについて何らかの特別な処方せんがあるわけではない。なすべきことをずっとやっていくということ以外にはあるまいと思っておりますので、今後ともそのような姿勢で進んでいきたいと思えます。

地教行法との関係で申し上げます。
地教行法などについて特にこのような改正案ができたことについて、私どものような未履修の問題なども深くかかわっているというところは重々承知しております。したがって、言ってみれば、いろいろな規定が生じなければならなかったゆえ

に、教育委員会というものに対する一般的な不信の念があったということとは否めないのではないかと。思われる。でありますから、その点についてはみずからの姿勢を正し、進めていかなければならないというように強く感じております。

一方で、例えば地方分権ということが叫ばれているこの時代にあつて、今の法案では非常によくなっていると思えますので、先ほどちょっと触れましたけれども、地方自治法との関係で、二百四十五条の五というものでございますけれども、そういう範囲内におさまっているような改正案が示されているわけでありまして、これは教育委員会としては受忍しなければならぬ、当然のことではないかというようにも思うわけでございまして、ただ、実際の運用に当たっては十分に御留意をいただければありがたいというように思っております。

以上でございます。

○野田(佐)委員 西川さんにもお聞きしたいと思つたんですが、時間が終わりました。

どうもありがとうございます。

○大島座長 次、田島一成君。

○田島(一)委員 民主党の田島一成でございます。

本日は、お三方、貴重な御意見をありがとうございます。私の方からは、野田委員に引き続き民主党からということで質問をさせていただきます。

冒頭の意見陳述の中で、森市長さんの方が免許更新制のことについて触れていただきました。十年という節目での更新制が果たしてどこまで指導力不足と言われている現状を補えるか疑問だというふうな問題提起をしていただいたわけでありまして、その一方で十年間を振り返る絶好の機会だというふうな見方をお持ちだということに承つたところであります。

現在でも五年研修であるとか十年研修というのが経験者の中では行われているわけなんですけれども、ある意味では、振り返る機会は今でも十

分保障されているのかなというふうに思うわけですね。それよりも、今指導力が不適切な教員と言われている方々を一人でも生まない対策が必要ではないかなというふうなことから、民主党の免許法の中では、教員採用試験を受けるまでの、いわゆる学士四年間に加えて修士二年間をしつかり身につけた方々に教壇に立つていただくというふうな免許制度を提案させていただいたところであります。

教員の資質を高めていくこと、これは森市長もおっしゃったとおり当然のことではありますけれども、なかなか自信を持つて教壇に立てないというふうな現状等々からすると、ある意味では、今回の政府案のように十年間という出口でのチェックよりも、入り口のところでしつかりと資質の高い先生方に教壇に立つていただくということが大切ではないかというふうに私は考えますが、森市長さん、そして、できましたら八木委員長さん、あわせて西川校長にも、お考えをぜひお聞かせいただきたいと思います。

○森雅志君 結論から言いますと、ある種妥当性の議論をなさっていると思います。その理屈で言うところ、八年はもつといいんじゃないかということになるわけですね。問題はそういうことではないかと私は思います。仮に三年であろうが四年であろうが五年であれ、真に教育者としての資質をその人が備えているかどうかということを採用者側がどういうふうな目で判断をして、採用、不採用を決めていくのかということだろうと思うことが一つです。

冒頭でも申し上げましたが、知識、技能ということだけが教師の資質を決めるすべてではないと思います。年数を経るごとに教員として円熟していくという職業ではないかというふうにも思いますが、学校の中で経験を積んだ人、あるいはまさにフレッシュな人、そういったいろいろな方々が相まって学校としての教育の質を高めていくことが大事ではないかと思っております。

用の際にもう少し厳しくするという考え方であれ、大切なことは現場に質の高い教員をどう確保するかということですので、今言いましたように、四年より六年がいいんじゃないかと御質問されると、それは余り意味がないのではないかと、少し強い言い方になりますが、こういうふうに思っております。

○八木近直君 教育を行う当事者として、教員の資質というものが非常に大きな意味を持つておるといふことは全くお説のとおりなんです。ですから、そのような意味合いで、非常に質の高い教員というものが必要だという御意見、したがって、そこから生じてきた民主党案というものはその点ではまことに立派なものだと思っております。

ただし、実際には、修士であれば、そういうふうに入り口のところで立派にするとうまくいくかというところ、それは必ずしもそうはまいらないというのが実態でございます。いかなる集団であれ、そのときにはよかつたのですが、何年かたつた場合にもどうもぐあいの悪い人が出てくるということはあるように思います。

ですから、そのところで、考え方は大変いい点があると思うのですが、実際に言うとなると、それに見合つただけの、つまり二年ふやしたというところで実際に必要な人間が確保できるかどうかとか、そういう実務的な問題がやはりそこに含まれてまいります。そういうような点をもうちょっと考えないと、ぐあいが悪いかという気がしているわけであります。

以上でございます。

○西川弘君 私、現場で若い先生方を毎年見ますけれども、後でこれはと思うのは、最初に入つてきてすぐ自信を持っている先生。どこからこの自信が出てくるのかなと。よく見ますと、大学を出て二十二、三、高校生といふと十七、八、それだけの年代の違い、差というのは先生にとつては大変な財産になるんですね。それだけで生徒はついてきてくれる。それで自信を持つ。それはそれで結構でしょう。それからもう一つは、今の生

徒諸君というのはどんな学力的に幼くなつてきています。そうしますと、わずかに四年間の大学の差がつかつて以上に先生と生徒のいわゆる学力差を大きくしています。そうしますと、極端な話、自分で教材研究しなくても、ちよつとしたことならやつていける。そしてもう一つは、マニュアル化という中で自分がやつていけるという変な自信を持つて、みずからを磨くということが失われていく。そういうところに今の若い先生方が失敗する例をたくさん見ます。

やはり自分が教師として日々研さんをする。私はそのためにそういう先生方には幾つかのことを言つておきます。まず、勤めた以上はこの学校は自分の母校だぞと。先輩の先生方から盗めよと。それから、社会人になつた以上は、もはや学生じやないんだから、先生として一人前になる前に社会人として一人前になれよと。そのためには、本を読みなさい、芝居を見なさい、音楽を聞きなさいというようなことを、自分ができるといふのかというは別として、言わせてもらつています。

やはり、なつて、それから成長してくれる、実際の現場の中で育つてくれる、それが本場の先生になつていくというふうに思っています。

○田島(一)委員 あと一問、新しい職の設置について、八木委員長にぜひお尋ねをしたいと思ひます。

先ほどの御意見の中でも、いわゆる定数措置であるとか予算措置が必要だというようなことをおつしやつていただきました。その冒頭には、本場に円滑になるのかという疑問のお答えもあつたかというふうに記憶しております。

私も、今求められている副校長であるとか主幹教諭制度の導入、それ以上に、実際に現場では子供たちや家庭との対応に追われ、日々の教材研究以上に事務的な仕事量が非常にふえて、煩雑で休む時間もないといった教育現場の声を耳にいたします。午前中視察におじゃました小学校でも同じような御苦勞をされていて、休み時間は休み時

間で運動会の練習をされていたり、先生方も休む暇がない、そんな時間を目の当たりにしてまいりました。

そう考えますと、新しい職を設置する以上に、教員の増員であるとか、カウンセラーであるとか事務職員の増員といったところに私は本来メスを入れるべきではないかなという視点で今回のこの新しい職の設置の議論に加わつていまして、けれども、現場の先生方や学校を見ていただいてどのような御感想をお持ちか、お聞かせください。

○八木近直君 新しい職についてでございますけれども、現在の学校は、一般の教諭、教頭、校長という形になつております。そのことは、一つの観点から見ますと、全員がほとんど子供たちに向き合うことができるというような面では利点は確かにあるかと思ひますが、一方で、今新しい職を入れますと、学校が機動的に運営などに対応できるといふような面は確かにあるかと思ひます。現在のようないろいろな三段階しかない形よりも、もつという形があつた方がそれはよいだろうと思ひます。

ただ、先ほど申し上げましたのは、今の定数なりなんなりの中で行うということになると、現場の苦勞というものがさらに拡大することに終わるおそれがある。そういう点で、やはり適切な処遇と適切な定数措置というものがあれば、もつとうまくいくだろうなという感じがするということをお申し上げたわけでありまして。その思いは変わつていないわけでございます。

○田島(二)委員 ありがとうございます。終わります。

○大島座長 次に、伊藤渉君。

○伊藤渉委員 公明党の伊藤渉でございます。引き続き、陳述人の皆様にご質問させていただきます。

まず最初に、重ね重ね、きょうはお忙しい中をお時間をちようだいで大変ありがとうございます。

まず、今回の文部科学大臣の指示ということについて、森市長にお伺いをしたいと思います。

森市長におかれましては、国土交通委員会でも、この富山市は非常に先進的な公共交通の取り組みということをされておまして、さまざま貴重な現場での実践の結果というのを教えていただきましたことを改めて御礼を申し上げます。

今回の文部科学大臣の指示ということについては、私も抑制的であるべきであるという見解の持ち主でもあり、なおかつ、地方自治法の範囲内であるということが最大の要件であるというふうに考えてまいりました。そこで、改めて確認の意味でこの点について御質問をさせていただきます。

まず、この地方自治法の一般原則、釈迦に説法になつて大変恐縮ですけれども、自治事務への国からの指示については、国民の生命、身体または財産の保護のため緊急に自治事務の的確な処理を確保する必要がある場合等、国が必要と認められる場合に限定的に可能となつていまして。これが地方自治法の一般原則でございます。その上で、この自治事務については是正を行う指示については、地方自治法を根拠としてこれを行うことができません。

に、その関与のあり方については二百四十五条の二「関与の法定主義」というところで個別の法令の根拠を必要とするということが書かれていまして、今回、改めてこの点について地教行法に明文化をした。よつて、今回は明文化をしたんです。

が、あくまでこれは地方自治法の基本原則の中の話である、こういうふうには私は理解をしておるんですが、この点について市長の御見解を改めてお伺いいたします。

○森雅志君 冒頭申し上げましたが、つけ焼き刃みたいにして表面的に学習をしてきてここに臨んでおりますので、逐条的な細かい解釈については私見を述べる能力はありませんが、ただ、今先生がお話してございました内容を伺つておりまして、法律の解釈としては御指摘のとおりだろうと思ひます。

位置づけからいうと、最初に地方自治法があつ

て、その中で条文中に要請している規定をここに設置しようということでありまして、そうすると、自治法の範囲の外へ出るものではないと考えるのが妥当ではないかというふうに思ひます。

○伊藤(渉)委員 ありがとうございます。

この点についてははずつとこだわつて国会の質疑でも確認をしてきた内容なので、改めて御確認をさせていただきます。

もう一点は西川学校長にお伺いをいたします。私立学校に関する教育行政というところで、先ほど陳述の中でおつしやつていただきましたけれども、この点もお伺いして少し気になりましたので確認をします。

我々も、私立学校というのはあくまで自主的に教育を行つていただくという意味で、私立学校に対する国との関係というのは慎重であるべきだといふスタンスで常に議論をしてまいりました。

改めて私立学校に関する教育行政の法文の要約を少し読ませていただきますと、あくまで主語は知事でございますね。「知事は、私立学校に関する事務について、必要と認めるときは、教育委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言・援助を求めることができる」。つまり、あくまで知事が教育委員会に聞く。私立学校は知事部局の所管でございますので、あくまでこの関係に変化はないということでは私に理解を、であるからこそ、この条文については妥当であるという認識を私はしていただいておりますが、その意味で、もう一度先ほどの陳述の内容をわかりやすく、その御懸念の向きがあるならお述べいただけたらありがたいと思ひます。

○西川弘君 おつしやるとおり、主語は知事でありまして。ただ、私どもは、実は、独善的にやつていろいろの疑念、疑義がやつていく中で生じてまいります。公立高校さんの場合ですと、それはそのまま教育委員会へ質問なり指導なりというようないかなな形ではないかと思ひます。ただ、私どもではそれがなかなかそういう形にはいかないということ

でありますから、知事部局の所管のところへいつて、その上で必要であれば教育委員会に聞いていただくという、この文章ではそんなふうに理解しております。

○伊藤(渉)委員 つまり、はつきりと条文には書かれていないわけですが、今学校長おっしゃっていただいたとおり、私学の自発的な行動をどこまでも尊重していて、私学の方が知事に聞いていただく、知事がそれに対応できない場合に教育委員会に助言を求めてその私学の求めに應じる、こういう姿になっているという理解を私はしている。同じですか。

○西川弘君 私もそのように読んでほしいなというふうに思っています。

○伊藤(渉)委員 その点が確認できれば結構でございます。ありがとうございます。

次に、学校の多忙化ということが幾つかキーワードとして出てまいりましたので、この点について伺いたいと思います。

きょう、先ほども別の委員からありましたとおり、富山市立桜谷小学校を視察させていただきました。その中で、授業を参観させていただきました、また、六年生の子供たちと一緒に給食も食べさせていただきましたなど、非常に貴重な経験をさせていただきました。まして本当にありがとうございます。

その中で幾つか先生からのコメントとして印象に残ったものを御紹介申し上げますと、先ほど学校長でしたでしょうか、学力的には幼くなっているというようなことをおっしゃっていました。この小学校でも子供たちが以前に比べると全体的に幼くなっているという印象を受けるというところもおっしゃっておられました。

また、それ以外には、保護者とかかわりというところに以前よりも大変時間をとられるようになってきた。これはいい意味でもあると思います。それだけ保護者の皆さんが学校に注目をされているということだと思います。ただ、例えばそのための取り組みの一つとして、そこまでやっているのかと思つた事例は、毎日子供たちの

写真を撮り、それを保護者の皆さんにきょうはこうでしたというのをやっている先生もいると聞きました。これは大変なことだなというふうに思いました。

学校の多忙化という話は、ありとあらゆる局面で聞きます。当然のことながら、最も早い解決策は、やはり量の向上なんだろう。つまり、人をふやすということ。加えて、レベルも上げていただくということなんだろうと私は頭の中で思っていました。きょう、この学校を視察させていただく中で、これは校長先生にお聞きしたわけですが、校長先生が現場の教師として仕事をされていたときと今の先生方とどうですかということを実はざつとばらんに聞いてみました。校長先生のお答えはこうでした、今の先生方は大変によくやっています、昔の私ではここまでやれと言われたらどうだったかと。これが正直な校長先生の印象だったわけでございます。

そういうのを勘案すると、私も自分の認識を少し改めておまして、正直申し上げて、今、世の中全体が多忙化していると思つています。民間企業でも一緒だと思つています。団塊の世代の諸先輩方が一定の年齢に達してきて、しかし、コストを抑えるというところで人を同じだけ投入することができずに、じりじりと人が減る中で同じ仕事をこなしていかなければならないというのは、決して学校現場だけではないと私は実は内心思っていました。しかし、きょう、また改めて現場を見せていただいた、先生方のお話を聞く中で、さらにその仕事の内容が多様化をして、従来よりも人が減りながら、やらなきゃいけないことがふえているというのが現場の状況なのかなというふうに。

これはどこまでも、定量的な数値は少なくとも私は手元に持つておりませんので、難しいジャッジですけれども、端的に言ううと簡単に先生の人数をふやすとかできないわけですね。だけれども、本当にそれが必要であれば、しかもそこをきちつと立証できるのであれば、やはり国として根幹に

かわかる教育の問題ですから、これはまさに与野党を超えて取り組んでいかなければならない内容だと思つています。

ちよつとここまで長くしゃべつてしまいました。これは八木委員長と西川学校長にお伺いをしたいんですが、端的に、皆さんが教育現場を長い時間をかけて見られてきて、この変化はどうなのか、やはり最終的には人員の増加ということはどうしても避けて通れないことだと。現場を見ていてお二方はどうお感じになられるか、率直な感想で結構ですので、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○八木近直君 今委員がおっしゃったことは、大筋のところ私も大変もつともな話だと思います。現場について最終的には数がふえる、それはそれにこしたことはないと思うのです。ただ、実際問題としてそれがなかなか難しいということに相なれば、それに対する、例えば定量的その他それを補強するような資料というものが非常に新しくいというのが学校現場というものではないかというふうな気がいたします。

私は、昔、教員をやつておりましたとき、演劇部の指導など、自分では演劇などやったこともないのに、先輩の先生がおっしゃつたためにやりました。当時のやり方から申しますと、そもそも汗をかく子供たち、つまり、バドミントンのパレードの一生懸命やる者が全部いなくなるらないと、体育館などを使つて、やれ照明の様子はどういう時期になりますと、私が帰るのはいつも九時半とか十時になったものであります。そういうことについて別段苦労だとは思わなかったということはあることはある。そういうような面はいつでもあり得る話だろうとは思ひます。しかし、それにしても、当時、私は保護者の方から帰りが遅いなどという抗議を受けたという経験は全くないのです。そういう点は確かにちよつと違つてきたかなという気がいたします。

きょうな次第で、根本的な解決のために人員の

増は必要なことだなというようには思ひますが、それが社会全体としても非常にできないということに相なれば、今行つていような、教育委員会としてなすべきことは例えば報告書類などはできるだけ限り厳選をするとか、あるいは学校などにおいてもいろいろと協力をして、例えば作文の依頼であるとか図画の依頼であるとかというのは、このたびのどこどさんのものはこの学校が引き受ける、どこそこさんのものはこちらの学校が引き受けるというような工夫も必要になるのではないかと。そういうような気はするのであります。あるいはまた、OBや何かのボランティアの活用とかというようなことは、それは仕方がない、やらなければならぬだろうと思ひます。そういうことをどんどんやつていった上で、なおかつどうしてもパシクするというところに相なれば、先ほど申し上げたような人員増というところに行き着かなければならぬことにはなる、さようには思つております。

○西川弘君 大変難しい問題ですが、一言で言いますと家庭、地域の協力、これを回復すれば問題は解決するんじゃないかなという気はします。

私も若いころは部活動の指導をやり、毎日生徒の面接をやり、それでいて、口幅つたいですが、自分の教科の独自の研究もできた。今、なかなか今の先生方にそれだけのことを要求できません。実際に抱えている仕事は多いですし、その大半は生徒のためであると同時に保護者のためという部分もかなりある。そういう依頼心の強い保護者を育てたのは、私ら年代の教員の責任ではありますけれども。

○伊藤(渉)委員 率直な御意見、ありがとうございます。

まさに私が今四十少し前でございまして、その年代になつてくるんだらうと思ひます。確かに、今、依頼心が強い、依存心が強いというか、自分の責任じゃないというか、そういう傾向は認めざるを得ないかなと思つたところもあります。きょう、学校を視察させていただきました、そのお話

の中で、まさに家庭教育というか、そういうところにも踏み込んでいかなければならない時代になつてきた。実は、きょうお越しの議員と民主党の皆さんと超党派で、この学校教育ということとは少し違いますが、児童虐待ということについてもさまざまな勉強を重ねてきております。その中で、実はこの四月から、こんにちは赤ちゃん事業として、子供が生まれた御家庭にまさに家庭訪問をして、お子さんはどうですかみたいなことを行政サービスとしていよいよやるということになつております。これは多分昔であれば家庭の問題であり近所の人たちの問題であつたものが、いよいよ行政サービスとして取り組んでいかなければならない時代に入つてきたのかなというふうに思つております。そういう意味で、難しいのは、学校側としてもいろいろな取り組みをされていふと思ふんですが、学校が学校という場所であつて身で待つていてと一番聞いてほしい保護者に届かないという現実があるということも、実はきょうの現場の視察の中で先生のお話からお聞きをしました。

これは、やはり西川学校長にお聞きをしてみたんですが、まさに一番聞いてもらいたい保護者への、学校が家庭教育というところまで踏み込むのかどうかという議論もありますけれども、そういった取り組みを何かされていけばぜひ御参考までにお聞かせをいただきたいと思ひます。

○西川弘君 私たち、基本的には、保護者を教育するということにはいきません。保護者にはあくまでも子供のためにお願いをするという立場を絶えず貫いているつもりであります。ただ、例えば保護者の方へいろいろな御連絡をしても、一番聞いていただきたい方のところへは一番届きにくいというのは事実であります。

学校の方としては、従来は生徒を通じて文書を持たせる、これはまず親元へ届きません。そうしますと、この後は、電話でこれこれのものを持たせたから読んでくださいと。最近では、もしよろ

ければと、個人情報のごうした時代ですから、本人の了解をとつてメールアドレスを聞いた上で連絡をするというところまでやつております。ですが、そういう御家庭というのはやはりお忙しい、メールもなかなか開いていただけないというところで、最終的には家庭訪問、そういったような古典的なやり方でやつていかざるを得ないというのが実情です。

○伊藤(港)委員 ありがとうございます。

私の全般的な印象ですが、時代の流れとともに、まさに本来家庭にあつたもの、地域にあつたものを、行政のサービスあるいは学校側の取り組みの一環として請け負わざるを得ない状況があるのではないかと。もしそうであれば、それを補うに足る人、物を増強していくという方向は選択肢の一つとして十分とり得るのではないかと私は個人的に思つていふことを申し上げまします。私の質問を終わります。

○大島座長 次に、石井郁子君。

○石井(郁)委員 日本共産党の石井郁子でございます。

本日は、三人の方々、それぞれのお立場からの貴重な御意見をお述べいただきまして、本当にありがとうございます。

国と地方の教育行政のあり方、あるいは責任、権限の分担といふこと、どうあるべきかというようなことも今回の法改正の中の論点の一つ、焦点の一つになつていふふうに認識しておりますけれども、初めにその点から伺いたいと思つております。

森陳述人に伺いたいと思ひます。一般論として、日本の教育行政が、国、都道府県、市町村、学校、こういう上意下達の仕組みというシステムになつていふ感じがしないかというところが言われますけれども、地方から見ると、具体的にどういふあらわれ方を、やはりその点はまずい点だ、あるいは改善すべき点だといふふうにお感じになつていらつしやるか、率直なところをお聞かせいただきたいことが一点。

続けて、もう出ておりますけれども、今回、地教行法四十九条、五十条での例の是正の要求と指示が、これは国が要求するという形で新たに加わつたわけですね。この点で先ほど冒頭の御意見をいただきましたけれども、森陳述人は、これが本当に国の責任の果たし方としてどうか、条文化までする必要があるのではないかと、現行法でいけるのじゃないかといふことをちよつと言われましたので、どういふ点でこのままでいいのかわかるといふことをもう少しお聞かせいただければと思ひます。

○森雅志君 私の立場からは、教育の内容についてまで論議する立場ではありませんので、制度論というのか、そういう範囲でしかお答えできないといふことだらうと思ひます。

基本的な一本通つた考え方というものは、やはり国の中に教育全体の基本をきちつと示したものがあつて、それは当然のことだと思ひますので、したがつて、学習指導要領を初め教育基本法の考え方というものがまず示されて、それを踏まえながら、現場でそれをベースとしながら独自性をどこまで発揮できるかといふことなんだろうと思ひます。

その象徴が、一番わかりやすく言うところ、先ほど来議論のあります公立と私学との建学の精神の違いといふようなものは、現場の教育の内容に反映されていく、反射されていくのは当然だろうと思ひます。ですから、一本貫いていふものがまず踏まえられて、その上で派生して色彩については独自性が出る、そうあつていいのではないかと思ひます。その際に、手続あるいは伝達の仕方、そういったところにどうもスピード感がないといふ感じを受けているわけであつて、そこをもう少しスピード感を持つて現場ができるようにしていくといふことだろうと思ひます。

例えば富山市の教育委員会は、去年から始めて、ことしから夏休みを五日間短縮する、夏休みを短縮してそこで授業日数を確保する。行事が多からとかいろいろな現場がある。こういうこと

については市の教育委員会の判断ですぐにも実施できるということ。ところが、それはできないので、人事権に絡むことになるとできてこないといふようなことなどは先ほど来申し上げたように感じているわけであつて、そういう関与という意味では、なるべく現場に任せていける範囲のものは任せていくということが望ましいのではないかと思ひます。

さて、その際、後で御質問になりましたことですが、つまり、今この条文が要請されている背景にあるものは、冒頭のお話にもありましたが、地方教育委員会の中にはその対応にかなり問題があるといふようなところが、制度的にはそんなことはなはずですが、現実には起きてきた。そのことを踏まえて、それではそれを放置しておいていいのかといふような御議論だろうと思ひますが、当然の法理として、制度が期待しているように一つ一つの教育委員会が機能していいといふならば、それはあくまで独自に動いていい教育委員会だと、独立性があるとは申せその五人の教育委員に任せておいたのでは、国民、市民の期待にこたえられる行政を展開できない。その蓋然性が高いとすると、かなり限定的な縛りをした上で、上から、上というのは文部科学省であり県の教育委員会なり、さまざまな形で単位教育委員会に対して指導助言するといふことは当然のことだろうと思ひます。

そして、私は細かな制度をわからずに言つていますが、そのことは当然できるはずだろうと思ひますので、きちつと条文化することの意味はそれほど大きくないのではないかと。ただし、さつき伊藤先生の御質問にもありましたように、地方自治法の範囲といふような解釈を前提にするならば、重ねて条文化することによつて明確化するという意味では全く無意味ではないと思ひます。

わかつたようなわからぬようなことを言つていますが。○石井(郁)委員 ありがとうございます。同じような観点で八木陳述人にも伺いたいと思

うのです。

未履修問題では大変苦渋の中でいろいろな対応されたというふうに思うのですが、今も出ておりますけれども、今回の修正の要求、指示という問題が、これを一つの、私たちは口実というふうに言いたいぐらいですけれども、きつかけとして行われている、そういう政府からの答弁もあるわけですから、そういう教育委員会では、特定とか一部の教育委員会で起きたわけじゃなくて、当時、わかりましたけれども、四十四都道府県だったと思います。だから、これはほぼ全国網羅して起きたことだったのだと思います。

それで、私どもは国会でも、これについては教育委員会だけの責任ということではなくて、やはり文科省自身もどうだったのかというようなことも取り上げましたけれども、そういう意味で根の背景もあるし、いろいろなことから考えなければいけない問題をばらんでいた。私は、これはまだ十分解明されていないと思うのですけれども。

そういう中で、先ほども野田委員の方からも出ていましたけれども、ぜひ一つこれに関係して伺いたいのは、この修正の要求、指示の中身はどうも特定のことにとどまらないで、私たちは危険があると思うので、例えば国が学習指導要領を決める、その学習指導要領の範囲がきちんと守られているかどうかというように、その視野に入りそうだとすると、ちよつとこれは事が大きな問題になるのじゃないかなというふうに思うのです。学習指導要領自身は、例えば教科目をどれにするかということも、戦後を見てもいろいろと変更もしてきておりますし、国が決めることは大綱であって、その細かな内容は全部地域、各学校を縛るということになったのでは、教育の自主性ということが大きく損なわれるのじゃないかというふうに思っております。

そういうことで何うのですけれども、先ほど未履修問題で国へ要望も出された、弾力化は認めてほしいという言葉をちよつとお聞きしましたの

で、その要望の中身ですね、それは野田委員も触れたのですけれども、もう少しお聞かせいただければというふうに思いました。よろしくお願いします。

○八木近直君 国にいろいろお願いを申し上げましたのは、主として学習指導要領に関することなわけですが、今度さらに改訂の時期が来ておりますので、そのいろいろな御意見などが今飛び交っているところでございます。

そこで、これまでも学習指導要領が大綱として行われていなかったと申し上げるつもりはないのです。十分に大綱化はしていたと思います。ただ、学習指導要領を改訂、改訂、改訂と重ねていく段階で、例えば必修科目が非常に多くなったとか、それは多くなればなつたで、それをいろいろと組み合わせるときに、もう少し弾力的な取り扱いなどもできるようにすることが望ましいのではないかと。あるいは、情報などという科目、ちよつと細かい話になって申しわけありませんが、そういうものの必修化ということも取り上げられたので、そのこと自体を考えますと、今の世の中ではITというものが出てきております、それは私どもが昔は全然考えなくてよかったことです、ですから、そういうものを考えなければならぬというのには十分理解できます。ただ、それらを全部積み重ねて必修ということに相なりまうと、なかなか負担が重くなる。そういう点、例えばこういうものはほかの科目の中で取り扱うようなことでもいいのではないかと。いったようなお願いをしたということでございます。

これらの事柄は現在審議も行われていることでありますので、またいろいろと、私どもだけの考え方を通ればいいというものではございませんから、そういうことは考えておりませんけれども、そういう点も一つ配慮してお考えいただければもつといい姿になるのではないかと、こういうことでございました。

○石井郁委員 ありがとうございます。
次に、評価の問題をそれぞれお述べになりました

たので、これは西川陳述人と八木陳述人に伺いたいと思うんです。

もう既に学校評価はいろいろな形で工夫されて行われていらつしやるということですし、加えて、今度は国として、評価の項目、教育活動も含めて文部科学大臣が定めて評価を行う、そしてまた、点検もするし公表もするということになっていくかと思うんですけれども、その辺について、現在学校が独自に行つていらつしやるのを国が行うということについていろいろと懸念などがございましたら、今の行つていいる評価との関連で少しお聞かせいただければと思います。

○西川弘君 先ほど舌足らずで申しわけございませんでした。私どもがやつておりますのは、私学でいえば、それぞれの学校がそれぞれでやつていきます。したがって、必ずしも全部同じではありません。

それから、やるに当たりまして、当然、それらのものを見せたいだけに分につきましては見せていただいたり、それから公立学校でおやりのものも見せたいだいたりしながら、独自で自分たちに最も合うものという形で今進めてやつてきているところでありまして、これからはできればそのような形でやらせていただいた方がありがたいというふうには思います。

○石井郁委員 同じ質問で八木陳述人にお願ひします。

とやま型の評価システムを既に開発されていらつしやるというお話でしたので、それと今度国が行うということの関係について御意見をお聞かせください。

○八木近直君 現在でも評価ということは、これは昔からそうだったわけでありまして、今日日はつきりとした形で定めていかなければならぬというのとは当然のことだと思ひます。さようなこともあつて、現在、既に富山県では学校の評価ということも行いつつあるわけでございます。

そこで、全体的な一定の方向性を示す必要はあろうかと思ひますけれども、全部それというので

は、それぞれの学校、地域などの特性というものなかなか生かし切れないものも出てくるのではないかと。さような意味合いで、先ほど申し上げましたのは、私どもがやつていいるようなものが十分に生きていくような形でまたお考えいただければありがたいという意味でございます。

全体のものの方でその方向性を定めたいというところ自体は、それはそれで差し支へはあまるまいと思ひますが、その中で各地方ではいろいろなことをやつておるわけでありまして、そういうものがちゃんと生きていくような形が望ましいのではないかと、このように思ひます。

○石井郁委員 それでは、最後に一問、大きな質問になるかと思ひますけれども。

ずっと教育改革ということがもう十年、二十年来言われてきておりますから、これはある現場から、これは公聴会の御意見だったと思ひますが、教育改革と言われてテンポが速過ぎる、現場が振り回されていいるという御意見が多く出されたかと記憶しておりますけれども、それでぜひ率直なところを伺ひたい。

国会で審議されているこの委員会は教育再生の特別委員会という名称でございまして、決して教育三法じゃないんです。安倍内閣のもとで教育再生ということが言われているわけですが、教育改革と教育再生とどう違うかということもあるかもしれないけれども、教育再生と言うからには、今の日本の教育が本当にどうだめになっているのかということがあると思ひます。

私は、きょう、桜谷小学校を見させていただきまして、先生方も本当にしっかりと取り組んでいらつしやるし、先ほど来いろいろ問題はあつたかもしれないけれども子供たちも一生懸命学んでいいるというふうにも思ひます。だから、学校、教師、子供たちも、そしてその背景に在る親も、それぞれ悩みや要求を抱えながら努力をされているというのが地域の現実の姿ではないのかというふうに思つておりました。決して私はだめだというふうには思つていない。もちろん、日本の教育は解決

しなきゃいけない課題もたくさんあるかと思ひますけれども。

そういう中で、ぜひ皆さんに率直なところ、今、国会での審議、議論に際して、本当に教育の問題をどういう視点からどういう中身のことを審議すべきだというふうにお考えになつていらつしやるのか、お一人ずつお聞かせいただければ幸いです。

○森雅志君 個人的な見解を述べさせていただきます。この御質問だろと思ひますので、僕は、教育というのはひとり学校教育だけがすべてではない、当然のことですが、そのことをまずみんながもう一度考えることが大事ではないかと思ひます。

したがいまして、地域がどういう教育力を発揮するのか、あるいは、先輩、後輩というような人間の縦の關係を含めて、縦も水平も含めた子供を取り巻く環境の中で、一人一人がどういう役割分担をしてその子供の成長の中で教育的な効果を發揮していくのかということと一緒に考えていくことが大事だろ、こう思つています。

そういう中で学校教育はかなり大きなウェイトを占めるわけですから、その学校の教育現場におけるさまざまな問題があるとすると、それは、先ほど来どなたもお話でしたが、予算がどうかとか、あるいは今までの流れがどうかとかというようなことを少し飛び越えて、あり方論の議論は柔軟にやつていく必要があるのではないかとこのふうに思ひます。

もう一つは、この学校教育のもうちよつと狭い範囲で、今度は受験のための教育というのが世の中に大きなウェイトを占めていて、それは学習塾なども含むさまざまなものが入つてくるわけだろと思ひます。ですから、そういう中で行政がしっかりと責任を果たすべきもの、あるいは、ちよつと口幅つたんですが、我々が今の時代の地域のリーダーとしてどういうことを発信していくのかということ考えたときに、極端に限定的な領域ではなくて、地域の教育の問題だとか時代が

持つてゐるものに対して普遍的なものはどういうことをやつていかなきゃいけないのか、そういうことを大変多様な幅広い人たちがしつかり意見交換をしていくということが求められてゐるのではないかとこのふうに思つてゐます。

○八木近直君 教育の変革ということでございませうけれども、教育と申しますものは、なかなか一朝一夕にでき上らないという面があるのでございませう。したがいまして、その中にはいろいろな、つまり、長いスパンで物考えなければならぬこと、あるいは情勢の変化に応じて短いスパンで考えなければならぬこと、そういうことがいろいろとまじつてゐるように思ひます。

例えば、今、森市長の方から詰め込み教育云々というふうな受験教育の問題がございませうけれども、詰め込み教育などの弊害について演説が最初に行われたのは、二十世紀の初めのころ、文部大臣が行つておられます。それならそれで解決するかという、なかなかそれはまいらぬ。何十年かたつと、またそういう問題が起つてくるというふうな性格もあるわけがございませう。したがいまして、一概に改革のテンポが速過ぎるというふうなことはないのでと思ひますが、そう思はせるようなところは確かにあり得る、さように思ひます。

ですから、何度か何度か念を入れてやらなければならぬことあるし、世の中が変なればそれに應じた手を打たなければならぬことある。そういうような事柄を、全体をよくよく考えて改革というものは行なわなければならない。今の改革がすべて速過ぎるというのとはちよつとおかしいだろと思ひますし、さりながら、改革というものはもつとゆつくりいろいろ考へてやらなければならぬというところ、それは当たる面が確かにあるのだと思ひます。

制度などの問題一つ取り上げてみましても、制度疲労というものを起こしてゐるというふうなことはないかと言われれば、それはあるだろと思ひます。そういう点などをやはりよくよく

考へて、その都度その都度直していかなければならぬだろというように思ひます。

○西川弘君 難しいことはよくわかりませんが、ただ、私が若いころ、生徒を一生懸命教育してゐる、育ててゐるつもりで、何かの盆栽を育ててゐたというふうな反省をしてゐます。山の下の草を刈つて日当たりをよくしてやつて、木がその中で自分で伸びていく、そんなようなことをしてやらなかつたのかなという。こは枝ぶりが悪いから切つてしまへ、こは伸ばしてやれ、こは曲げてやれという、そんなような教育をしてきたということについて大変反省をしてゐます。

以上です。

○石井(節)委員 どうもありがとうございます。以上で終わります。

○大島座長 以上で委員からの質疑は終了いたしました。

一言ごあいさつ申し上げます。

森陳述人、八木陳述人、西川陳述人の諸先生方におかれましては、本当に御多忙中ありがとうございます。今、団長席に座つて意見を伺ひ、また、委員各位からの御質問を伺ひまして、国会の中でさまざまな議論をするのとは違つた、まさに現場のお声を率直に聞かせていただいた、このような感想を持ちました。皆さんの御所見を今後の審議に生かしてまいりたいと思つております。

また、この会議開催のために特段の御協力をいただきました関係の皆様方に、心から感謝を申し上げます。本日はまことにありがとうございます。

これにて散会いたします。
午後三時七分散会

派遣委員の愛媛県における意見聴取に関する記録

一、期日

平成十九年五月十四日(月)

二、場所

松山全日空ホテル

三、意見を聴取した問題

学校教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出)、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案(内閣提出)、日本国教育基本法案(鳩山由紀夫君外五名提出)、教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案(藤村修君外二名提出)、地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案(牧義夫君外二名提出)及び学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案(笠浩史君外二名提出)について

四、出席者

(1) 派遣委員

座長 小坂 憲次君

西村 明宏君

牧 義夫君

保坂 展人君

高井 美穂君

西 博義君

(2) 意見陳述者

松山市長

愛媛県教育委員会委員長

新田高等学校長

その他の出席者

文部科学省大臣官房審議官

中村 時広君

井関 和彦君

片岡 至君

合田 隆史君

午後一時一分開議

○小坂座長 これより会議を開きます。

私は、衆議院教育再生に関する特別委員会派遣委員団团长の小坂憲次でございます。

私がこの会議の座長を務めさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

皆様御承知のとおり、当委員会では、内閣提出、学校教育法等の一部を改正する法律案、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案並びに鳩山由紀夫君外五名提出、日本国教育基本法案、藤村修君外二名提出、教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案、牧義夫君外二名提出、地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案及び笠浩史君外二名提出、学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案の審査を行っているところでございます。

本日は、各案の審査に当たり、国民各界各層の皆様方から御意見を承るため、当松山市におきましてこのような会議を催しているところでございます。

この際、派遣委員団を代表いたしまして一言ごあいさつを申し上げます。

御意見をお述べいただきます皆様方におかれましては、御多用中にもかかわらず当委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。どうか忌憚のない御意見をお述べいただきまして、審査に御協力を賜りますようお願いを申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、まず、この会議の運営につきまして御説明申し上げます。

会議の議事は、すべて衆議院における委員会議事規則及び手続に準拠して行い、議事の整理、秩序の保持等は、座長であります私が行うことといたします。発言される方は、その都度座長の許可を得て発言していただきますようお願いを申し上げます。

なお、御意見をお述べいただく皆様方から委員に対しての質疑はできないことになっておりますので、あらかじめ御承知お願います。次に、議事の順序について申し上げます。

最初に、意見陳述者の皆様方からお一人十分程度で御意見をお述べいただき、その後、委員からの質疑に対してお答え願いたいと存じます。

なお、御発言は着席のまま結構でございます。

次に、本日御出席の方々を御紹介いたします。まず、派遣委員は、自由民主党の西村明宏君、民主党・無所属クラブの牧義夫君、高井美穂君、公明党の西博義君、社会民主党・市民連合の保坂展人君、以上でございます。

次に、本日御意見をお述べいただく方々を御紹介いたします。

松山市長中村時広君、愛媛県教育委員会委員長井関和彦君、新田高等学校長片岡至君、以上三名の方でございます。

それでは、まず中村時広君に御意見をお述べいただきますと存じます。よろしくお願います。

○中村時広君 御指名をいただきました松山市長の中村でございます。

本日は、小坂前文部科学大臣を初め、委員の皆さん、ようこそ松山にお越しいただきました。また、このたびの地方公聴会に松山市を御選定いただきましたまして、そしてこのような発言をさせていただく機会を与えていただきましたことを感謝申し上げます。

時間も限られておりますので、早速本題に入らせていただきます。

社会情勢の変化が著しい中で、子供を取り巻くさまざまな問題が提起されていることは、だれしもがひとしく享受しているところであります。こうした課題を解決するために、今回、教育再生という教育充実を目指した関連法案の見直しというのには非常に有効な解決策の一つであろうと私も認識をしております。

そういった観点から、時間は限られておりますが、幾つかポイントを絞って述べさせていただきます。

まず、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正案のうち、県費負担教職員の同一市

町村内の転任については、市町村教育委員会の内申に基づき都道府県教育委員会が行うこととなっております。一定の前進は見られるものの、隣に県教委委員長がいらっしゃって恐縮なんです。が、依然として人事権そのものは県教委が持たれておりますので、市という最も現場に近いところでは大変苦慮している実態というのもございます。

私も市が市長部局として持っているのは予算編成権のみでありますけれども、その場を通じて、市教委に求められた先生方の帰属意識というものは人事権を持つ県の方に向いているというところは、仕事を進める中で幾度か感じる場合がございます。

もちろん、それを克服するためにいろいろな取り組みはしてきたんですけれども、例えば、数年前に導入されました総合的な学習の時間、こうした時間の予算づけを行うときに、各学校から積み上がった総額の予算を保証し、確保いたしました。当然これは積み上げの段階での予算ですが、各学校ではばらつきがあるんですけれども、一たびフィルターにかかると、生徒数や規模といったもので再配分されてしまう。これでは、市長部局の考えというものが浸透できないということ、御破算にするか、最初のとおりの配分にするかという究極の選択を迫ったり、いろいろな工夫をして、予算権限を通じて一体感を出すようなことをしてきたんです。

そのときに、やはり予算査定場において、来ているんだというふうな姿勢がかいま見られるようなことを幾度となく経験しております。一体感を持つ市レベルで物事を進めていくためには、やはり人事権というものをどうするかということを実際に考える必要があるのではないだろうか、そんなふうにも思っております。もちろん、今、政令指定都市においては人事権が市の方に移っておりますけれども、当面は、中核市あたりまでぜひお考えをいただきたいということが第一点目の要望でございます。

二つ目は、今の話と重複しますが、教育分野における教育委員会と市長の役割分担でござい

ます。今回の改正案では、文化、スポーツの事務を市長が担当できることとなっておりますけれども、教育ニーズが非常に複雑、多様化してきておりますので、教育全般にわたって市全体で取り組むべき課題が増大しております。

例えば、子供の安全安心を守る、これはもう市全体で取り組む、まさに市民全体で取り組むべき課題でありまして、こういった問題については市が全面的にインシアチブをとる必要があるかと思ひます。あるいは、先ほどの総合的な学習の時間もしかり。そして、後ほどちょっと細かく触れさせていただきますが、いじめ問題しかり。こういった全市的な取り組みを必要とする課題がふえる中で、教育分野における市長の拡大が求められていることは間違いないというふうに個人的には考えております。

今のいじめと関連して次の課題に触れさせていただいたんですが、重要なテーマである国の教育における責任の果たし方についての議論であります。

今回の中身を拝見しますと、教育委員会の法令違反等に関し、文部科学大臣の関与を強化する条項が盛り込まれております。これはいろいろな議論の過程の中で随分と条件が附加されていったような経緯があるように思いますが、その中で、生徒等の生命の保護や権利の侵害に対して国が責任を果たすための最小限の条件整備として提案されたという内容に落ちついているように思ひます。

これは典型的にいじめの問題が想定されるのではなく、例えば、大変おしかりを受けるかもしれないんですが、去年来、全国でいじめが起こつて痛ましい事件が多発いたしました。そのことを受けて、国の教育再生会議が議論をし、一つの方向性を出されようとしておりましたが、ちょっと疑問を感じたんです。

教育再生会議のメンバーの方を拝見しますと、それぞれの分野で大変立派な足跡を残された方ばかりなんですけれども、心配なのは、現場を知りながらすくすくしないことです。必然的に、こうしたメンバーで議論されると、多分、目立つ答を出したいという欲望というものが当然出てくるだろうし、もう一つは、議論の前提が、現場はなっていないというところからスタートしかねない危険性があるんじゃないかなというふうに個人的には思っていました。

その結果として出てきたのが、いじめ対策として学校の先生により厳しく、生徒を罰するという方向性が出てきたときに、現場を預かる我々としては、これはちよつとという思いを持つたんです。なぜならば、当然、先生の中には、もちろん問題のある方もいらっしゃると思います。でも多くの先生は本当に一生懸命、真摯に教育に向き合つていらっしゃると思いますので、あの方向をまともにやると、いい先生までやる気が失せてしまうような可能性も出てくるんじゃないか。

そこで、松山市は、昨年の十二月に、この方針とは一線を画すというふうな方向性を打ち出しまして、独自でいじめ対策を実行に移すということを考えました。総予算額、市の独自財源で三千万円を議会に提案しまして、いろいろなことをやりました。答えはありません。こうすればいじめはなくなるという答えはないんです。ともかく、気づいたことは全部やるんだというふうな姿勢を持つて、いろいろな事業を立ち上げました。

事例で申し上げますと、例えば、松山市内にいる小中学校全校の代表者たち二百人以上に集まつてもらいました。そして、私の方から、いじめの問題というのは君たちの問題なんだ、君たちの友人たちも悩んで苦しんで命を失つたらどう思うか、そこをみんなみずから課題として考えてほしい、だから、いじめ問題でまず立ち上がるべきは君たちなんだという呼びかけをいたしました。子供さんたちは本当にしっかりと聞いて、延々

四時間議論をし、みんなで立ち上がるという決意までしてくれて、それぞれの学校で対応を協議することを誓ひ合つて、散つていきました。

間髪を入れずに、今度は地域の公民館の皆さんに呼びかけまして、緊急いじめ対策のシンポジウムを開催し、子供たちが今動きをスタートさせようとしているので、ぜひそれをサポートしてもらいたいというふうな呼びかけをし、連動する仕組みをつくりました。同じようにPTAにも呼びかけをいたしました。連動する賛意を得ています。そして最後に、学校の先生にお集まりいただきまして、緊急のいじめ研修会を実施いたしました。これは実は、申しわけなかったんですが、教育再生会議を使わせていただきましたが、この議論のままやたらどうなんだというのを皆さん考えてほしい、だから、それではなくて、自分たちでやるんだというエネルギーにこの議論を変えてほしいんだという呼びかけをしまして、いじめの研修会を実施し、いわば子供たちが主役で、それを学校の先生と地域の皆さんと親がサポートするということを駆使して、みんなでこの問題に関心をもち、地域みんなが心配しているんだというメッセージを送ることがいじめを防止することにきつとつながっていくんだというのが独自予算で立ち上げたいじめ対策であります。

なぜこんな話をしたかと申しますと、仮に国の権限が強化されたときに、いつもそれが正しい結論であるとは、人間の考えることですから、ないというのを前提にしなければならぬではないでしょうか。むしろ、市町村というのは、まさに我々も日々日々預かっている立場でありますからスピーディーに動けます。そして、地域の皆さんやいろいろなところと簡単に連携ができる立場にあります。いろいろな問題が起こつたときに、やはり現場というものを中心に据えるべきなんではないかというのが私の考え方でありまして、現行法でも、どうしようもないときには国の関与が認められることになっておりますから、あえてここ

まで言う必要があるのかなと、いろいろな御意見があると思うんですが、これは個人的な思ひであります。

次に、教職員の免許法及び教育公務員特例法の改正における免許制度の導入等々についてであります。

教員の資質向上は不可欠であります。更新制度などの法の整備はそれに有効な手だてであるというところは私も賛同できるものでありますけれども、もし仮にこれを実施するときに一つお考えいただけたらありがたいのは、既に、私どもは中核市でございまして、教職員の研修はみずから行つております。資質向上のために市独自の財源でいろいろなことをやっております。年間にしますと、大体この独自研修で教職員の負担、年間二十三時間費やしております。ここにさらに十年研が入ってきますと、この既存の二十三時間への影響はどうなるんだらうか。

恐らく、今のお考えだと、新たに導入ですから、拘束時間がより一層長くなる可能性もあつて、そのときの対応をどうするのか、代用教員の問題も含めていろいろな問題が出てくると思ひますので、この点については、既存のそれぞれの市町村が行っている研修への影響というものをぜひお考えいただきたいということを申し上げておきたいと思ひます。

最後に、こうした教育現場の問題でもう一つ悩んでいるのが、施設面での整備なんです。やりた

いことがいっぱいあるんです。例えば、子供たちが通う学校現場ですから、特にこの地域は今後三十年以内に東南海地震が五〇%の確率で発生すると言われております。五〇%ですから、起こらなくても当たり、起こつても当たりで、非常に微妙なところなんですけれども、そういつたことを受けまして、全学校の耐震化というのを本当にやりたいです。でも、お金がありません。

三位一体改革で、松山市は財源が年間五十億円減つていきますので、それは自助努力で全部吸収は

いたしたけれども、今後、見通しが立たないので、思い切った予算措置がとれない状況になっています。

この耐震化は、例えば、松山で全校やった場合、百億円かかるといいます。もちろん、これは国の交付金の対象事業になっておりますけれども、算出単価が平米当たり上限二万三千六百円の二分の一という非常に低い単価に抑えられているため、場合によっては、一校をやると市の負担が四分の三以上になる可能性があります。すなわち、百億やったら七十億以上の負担の可能性も出てくると思いますので、子供の安全確保のためにも、こうした交付金ということについても格段の御配慮をいただきたい。

それから最後に、市のレベルでもいろいろなことをやっています。子供たちの学力アップのために、地域の人材をフル活用して、教師とともに授業に入って学習をしていただく学習アシスタント制度も松山市独自の事業として立ち上げています。それから、障害のある子供たちをサポートするために、生活支援員制度というのも、これは全国で初めて立ち上げたのが五年前でありましたが、本当は全国でやったらいいのになという事業がたくさんあります。いろいろな情報をお集めいただきまして、特に財政面でのバックアップ、子供たちへの財政面のバックアップに国民はだれも反対しないと思うんです。ぜひ、関係する委員の皆さんのお気持ちで、手厚いと言ふと余り言葉がよくないので、非常にその点は御考慮をいただけたらというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げまして、私の方からの意見開陳とさせていただきます。

どうもありがとうございます。

○小坂座長 ありがとうございます。

次に、井関和彦君にお願いいたします。

○井関和彦君 愛媛県教育委員会委員長の井関和彦です。

教育再生会議の第一次報告について感想を述べさせていただきます、その後、三点に絞って意見を申

上げたいと思います。

教育再生会議での第一次報告で最も重要な提言は、やはりゆとり教育の見直しであろうと思います。授業時間の一〇%増、基礎、基本の反復徹底と応用力の育成、薄過ぎる教科書の改善などが提唱されているところであります。こうした現実的な提言は、高尚な理念を掲げるよりもはるかに学校現場を確実によい方向に変えていくんだらうと思います。中でも、基礎、基本の反復徹底は教育再生のまさに核心であると思います。

ゆとり教育の最大の課題は、基礎学力の軽視であつたのではないかと私は思います。

一九八九年に新しい学力観が登場したころから、伝統的な読み書き計算の反復学習が否定的に扱われ、著しく軽視をされてきた。反復学習が詰込み教育、個性を殺すあしき鍛錬主義だとみなされて、みずから学び、みずから考えるを目指す新しい学力観に対する古い学力の典型と受けとめられたのではないかと、こんなふうに思っております。

新しい学力観の登場で小学校では読み書き計算の反復学習が廃れていき、基礎的な計算能力や言語能力が著しく落ちていったのではないかと、そんなふうに思います。どんな習い事も反復せずに身につくものはありませんし、また、反復練習を否定すれば大切な基礎、基本は決して身につかないと思います。

ゆとり教育や新しい学力観が目指した、みずから学び、みずから考える、創造力を育成するなどの方向は間違っていないと思いますが、しかし、それは読み書き計算といった確かな基礎学力の上に成り立つものだといふふうに私は思っております。今後の教育は、基礎学力や規律を徹底した上で、今申し上げましたゆとり教育の理念に沿って進めていくのがいいのではないかと思います。既にこれは文部科学省の方針を出しておりますし、小坂先生が文部大臣のころにも言われておつたこととございます。しかし、現場ではややもすれば基礎学力を軽視する、古い学力だといふふう

なことで、先生方もかなりそういう考え方がしみてついておりますので、これを直していくのにはまた少し時間がかかるのかな、そんなふうに思っております。

特に、ゆとり教育が導入されて以来、二〇〇二年の週五日制の導入に際してもそうですが、いわゆる授業時間を削減すると同時に新しい科目を導入してやるわけです。総合学習がいいとかなんとかいふふうなことで、絶えず時間を削減する中で科目をふやす。これは先ほど市長が言われましたように、委員さんやいろいろな人が発言してあれもこれも大事だという意味でやっていくのはいいんですけど、木材で申し上げれば、肝心の幹が細つておるのに枝葉をどんどんつけていくような改正がなされておるのではないかと危惧しております。幹がしつかりしたものであつてその上に枝葉をつけていくのならいいんですけど、やはりその辺のところは、あれもこれもいろいろな委員さんが来て言うたびに何か一本ずつ枝葉をつけていくような感じがして、肝心の大事なところが細つておるのではないかと、そんなことを感じております。

さて、今回の公聴会に当たって、私の方で、まず第一番は免許更新のごとでございます。これは先ほど市長さんからもありましたが、いわゆる受講料の負担や旅費、宿泊費、そういったものが余り過重にならぬようにしてほしいと思いますし、小規模学校では代替教員が必要となるのではないかと、さらに、かなりの費用を要すると考えられるわけですが、それに見合う実効性の高い内容にすることが必要であらうと考えます。

教員の資質向上、また指導力不足教員への対応というのは大変大事なことでありますから、このこと自体に反対をしていくわけではないんですけども、そういったこととあわせて、制度運営のためのコスト、全国的なデータベースの構築等及び維持管理等にも相当の事務的な負担が危惧されるわけでありまして、特に、地方は今予算的にはもう本当に厳しい状況にありますので、負担が増加

をすることについてはぜひ御配慮していただきたいというふうなことで、これも重複しますが、現在実施をしております他の研修制度、五年研修とか十年研修をしております、その辺の整合性にも十分配慮をしていただくことが大事なかなというふうに思います。

次に、地教行法の関係では、先ほど中村市長さんが言われた反対のことを私は申し上げる立場になりますが、今回の改正法案においては教育における中核市への人事権移譲は盛り込まれていないわけでありまして、人事権移譲は引き続き検討すべき事項として中教審でも位置づけられております。責任ある財政運営のもとに主体的な人事を行うためには、人事権と給与は一体のものとするべきであると考へます。

中核市に人事権を移譲する場合は教員の給与も中核市が全額負担すべきものと考へますし、それ以上に、当愛媛県のような、島嶼部や中山間地域など過疎地域を抱える県では都市部に志望が集中し、特に今のお医者さんの関係もございまして、これもやはり地域には行きたくない、そういったこともあり、地域間格差や人事異動の停滞のおそれもあり、広域的に人事を調整する必要があると思っております。現在、政令市においても同様の問題が存在をしておりますので、これらの問題を整理することが必要ではないかというふうに思っております。

三番目は、先ほど申し上げました公立学校の授業時間数について、今回の学校教育法の中で具体的な言及はないようですが、地域においては地方経済が大変厳しい中、公務員または上場企業の限られた大手企業だけが完全週休二日制を実施しておりますので、大半の中小企業ではよくて月二回が休みでございます。ひどいと月一回あるいは休みがない会社もたくさんございまして、いわゆる土曜日に両親が不在の家庭もたくさんあるわけがございます。実際に両親がいないときに子供さんが何をしておるか。大半がテレビやゲームで遊んでおるような実態でございます。

そういったことで、中学校においても、公立と私立を比べますと、授業時間が公立では週二十八時間から三十時間でございますが、私立では週三十六、七時間となっております。大学進学を考えると、私立の中高一貫校への志望者が増加をしておられるのもそういった時間の要素も一つ大きいのではないかと思います。さらに高校においては、授業時間数の確保の点について私立よりも不自由な状況に置かれております。高校において、特色ある学校づくりのためにも、学習指導要領の一層の弾力化をお願いするとともに、私学との関係にも留意を必要があるかと思ひます。

そういう意味で、授業時間数について、都会と地方ではやはりいろいろな条件が異なるわけがございますから、ぜひ弾力的な運用ができないものか、そんなことを希望する次第であります。現に、高校では大体半数が土曜日の補習を行っているし、毎週行っている学校も半数近くあります。

そういった点で、いわゆる都会と同じような時間設定ではなくて、地方で時間数を少し弾力的にやるのができないかなというふうなことを希望させていただいて、私は三つの点について意見を述べさせていただきます。

どうもありがとうございます。

○小坂座長 どうもありがとうございます。

次に、片岡至君にお願いをいたしたいと思ひます。

○片岡至君 新田高等学校に勤務をいたしております片岡至でございます。よろしくお願ひをいたします。

私学の高等学校に籍を置く者の立場から、私見を述べさせていただきますと思ひます。

余分な前置きになりますが、昨年末に公布、施行されました改正の教育基本法の第八条に「私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によつて私立学校教育の振興に努めなければならない。」の条文が新しく設けられました。こ

のことが基本法でうたわれたのは初めてでございます。私学人として、大変に心強いことであります。

この私立学校に関する教育行政が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正案におきましてどのように取り扱われるのか、非常に深い関心を持つと同時に心配しながら審議の過程に注目してまいりました。従来どおりの都道府県知事の事務の管理下に置かれるのか、教育委員会の指導下に入るのか、審議の過程を注視しつつ、私学人の間では活発な議論も行つてまいりました。

この地教行法の改正案で新設された知事と教育委員会の関係について、第二十七条の二では「都道府県知事は、第二十四条第二号に掲げる私立学校に関する事務を管理し、及び執行するに当たり、必要と認めるときは、当該都道府県委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができ」と規定され、従来どおり知事の管理下に置かれ、私立学校の建学の精神や独自性、自主性が尊重される条文になっていることは非常にありがたいことであります。

この規定の具体的な運用に当たっては、知事が教育委員会に助言または援助を求め、それらに基づいて私立学校への対応を行うときは、私立学校の自主性、独自性を尊重する観点から、より具体的にかつ客観的であること、例えば、学校教育にかかわる法令制度などの解釈あるいは運用、教育委員会が保有し提供できる情報、資料、研修会への参加など専門的な分野に限定することなど、この法案が施行される際に何らかの形で担保していただくように希望をいたします。

一方、私立学校の現場の私どもにおきましては、必修教科目の未履修問題のような法令違反を深く反省し、法が定めた最低限度の基準は断固として遵守していかなければならない、そういう反省の念でいっぴいでありま。

次に、学校教育法等の一部を改正する法律案では、学校教育の充実を図るため、各学校種の目的、目標の見直しが行われております。

今や高等学校への進学率は九七％を超えており、生徒の学力のレベルには相当の差があるのが現状であります。そのため、義務教育の補完に重点を置く学校もあり、一方、大学などへの進学に全力を注いでいる学校もあるのが現状でございます。

第六章の第五十条、五十一条の高等学校の目的、目標の各条文の文言に高等学校の抱える現況を理解した観点が盛り込まれているのは、まことによいことだと考えております。

これまでも、私立学校は、中高一貫教育、国際理解教育、習熟度別教育、帰国子女教育など、個性に対応した教育を目指した教育実践を展開してまいりました。これらの成果は公立学校の教育にも取り入れられるなど、公教育の主流を形成しつつあると考えております。

この法案の改定に合わせて、高校現場の実情と基準、すなわち学習指導要領との関係を再考するのは、今が絶好の機会であらうと思ひます。学習指導要領の内容や必修科目の設定あるいは標準単位数などは柔軟に対応できるよう、私立学校の建学の精神に基づいた教育活動において創意工夫が十分に生かされるよう、一層の大綱化や弾力化を図っていただくようお願いをして、私の意見陳述を終わりにしたいと思います。

○小坂座長 どうもありがとうございます。

以上で意見陳述者からの御意見の開陳は終わりました。

○小坂座長 これより委員からの質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。西村明宏君。

○西村(明)委員 自由民主党の西村明宏でございます。

本日は、お忙しい中、このように御出席いただきまして、まずもって心から感謝を申し上げます。きょうは、こちらの地方公聴会が開かれる前

に、小坂元文部科学大臣を団長として、委員全員で松山市立清水小学校の方に行つてまいりました。今教育を再生しようという中で、しつけや、本当に子供たちから自然な笑顔が出る、そんな教育が行われることを今目標としてやっているわけですが、い意味でこの清水小学校では、規律、しつけの部分の家庭のしつけ、そして学校のしつけの部分のしつけが行われていて、子供も本当にしっかりと心から楽しく学校生活を送っている。すばらしい教育が行われていると本当に感心いたしました。

そしてまた、松山独自の俳句ポストみたいなものが置かれていて、まさにこの松山に生まれて、松山の文化をしつかりと継承してやっつけよう、そういった学校の姿勢も感じられて大変好ましく思つたんです。

そういった意味で、教育の現場というのが、先ほど教育委員長の方からもお話ししましたけれども、何より大事だ。私も大学で長年教鞭をとつておりますので、現場というものがいかに大事かということが肌身にしみてわかつております。そしてまた、それをしっかりとサポートしていただく地方自治体の役割が本当に重要である。これは当然の基本であるというふうに思つております。

ただ、その中で伺ひさせていただきたいのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案の中で、文部科学大臣の教育委員会への是正の要求及び指示に関してでございますが、この件に関しては、地方自治の理念に反して国の権限強化につながるのではないかとこの意見がございます。

地方における教育は各地方自治体が責任を持つてやっつけていただくというのはいささか当然の基本でございます。この前提のもと、教育委員会や首長、そしてまた地方議会といったものがしっかりと機能していることが何よりなんですけれども、万が一、自浄能力を発揮できずに十分に責任を果たし得ない、そんな状況が生じた場合に、先ほど市長

の方からありましたけれども、国が教育に果たす役割といった観点から見ると、必要最小限度の関与を残しておく余地があるのではないのか。国が教育について責任を果たすという上でこのような規定を置いておく必要もあるのではないのかと考えますけれども、地方教育行政を担うお立場から、この規定について、中村松山市長と井関教育委員長に御意見を伺いたいと思います。

○中村時広君 先ほどと話が重複してしまうかもしれないんですが、趣旨は本当によくわかるんです。ただ、現行の法律の中でも、ある程度そういった指導ができるということなので、最初の素案の段階で出てきた条件も、本当に無条件に近いような形で指導ができるというのと全然趣旨が違うんですけれども、今回のように、いろいろな議論の過程の中で条件がどんどんつけられていく作業がありまして、そういうふうな文言がつくのであれば、今の法律の中でできるのと同じく変わらないんじゃないかなということを受けとめたんですね。ですから、あえてそれを出し出す必要はあるのかなというのが個人的な考えではあります。もちろん、市長会の中には地方分権の流れと逆行するという意見も根強くあります。

私がおう一つさつき例として出させていたのが、今立派な方々によって構成されてはいるんだけど、やはり人間の考えることですから、問題によっては現場の状況とはかけ離れた結論が出てくる可能性もあると思うんですね。特に、この前のいじめの問題では、私は物すごく違和感を感じたので。そういうふうな意見をにじみの御旗に地方におろされたときは、かえって現場が混乱する可能性もあるんじゃないかな。そこあたりは十分議論をしていただく余地があるのではないだろうかというのが私の意見でございます。

○井関和彦君 国の関与については本当に最低限にしたいんですが、やはりできるだけ地方に任せればいいんでしょうけれども、私がいろいろな議論の中で一つだけ疑問に思いますのは、分権の時

代だから何もかも地方におろしたらいという理屈が通るのは少しおかしいんじゃないかと思うんです。ですから、分権の流れの中だけでも、この部分についてはやはり国が守っておかなきゃいけないことをやってもらうという考え方でむしろ判断をしていただくのがいいんじゃないか。ですから、教育長の人事まで国の承認が要するようにするのは、やややり過ぎかなという感じがします。

最低限のものは持っていたらいい、ただ時代の流れはこうだから地方によせとか、あるいは国がどうこうというふうな決め方じゃなくて、本当にそれぞれの分野で適切に判断をしてやっていくことが必要だというふうに私は思います。

○西村明委員 ありがとうございます。先ほど私が申し上げたのと同じように、やはり現場と地方自治体の果たす役割が重要だということとは十分認識いたしました。ただ、その中で、国として果たす役割というものもぜひ御理解いただければなと思っております。

ちょうど今そういった国とかかわりの件で話が出ましたので、もう一点、私立学校の事務に關しまして、都道府県知事は、その事務を管理し執行するに当たって、必要と認められるときは当該都道府県教育委員会に対して学校教育に関する専門的事項について助言、援助を求めることができる」と規定されております。この規定についてお伺いしたいと思います。

この規定自体が私学の建学の精神を侵すものではないかというお話もござりますが、決して私学の建学の精神、そしてまた教育の現場にきちんとして突っ込むという話で議論されたものではないんです。それを踏まえた上で、どういうふうにお考えになられているのか、井関教育委員長と片岡高等学校長に御意見を伺いたいと思います。

○井関和彦君 個人的には、愛媛県の場合は私立学校を十分指導できるような人が知事部局に少ないということも含めていえば、むしろ教育委員会が担当してもいいのではないかとこのように私は思っています。やはり、公立と私立のすみ分けと

いいですか、今そういった点も非常に微妙な段階にありますので、特に中高一貫校も含めて私立がほとんどそういうふうなことで志望者をたくさん集めるような時代に、教育委員会でもとめて調整をする方がうまくいくのではないかなという感じも持っております。

その程度しかわかりませんが、よろしくお願ひします。

○片岡至君 私学の現場といたしましては、やはりそれぞれ私学の特色というものがございまして、それが発揮できるようにさせていただきたいという願いはありますが、昨年度の未履修問題のようなときには、これは自分たちの誤りでありまして、素直に反省すると同時に、やはり国の統一した見解といましようか、そういう指導は受けるべきではないかというふうに思っております。

我々は、愛媛では私学文書課の管理下にありまして、教育委員会と連携がよくとられており、教育委員会の指導とほとんど変わらない一面もあるのではないかとこのように受けとめております。

以上でございます。

○西村(明)委員 今、私学の話が出ましたので、さらにもうちょっとお伺いしたいんです。

私立高校には国そして都道府県から私学助成の補助金が交付されております。これまで都道府県は私学に対しては、先ほど述べたように、建学の精神を尊重しなさいかぬという立場から、カリキュラムへの関与というのは非常に抑制的なものになってきていると思います。このため、お話のあった、公立学校では学校週五日制を実施されている中で、私立では土曜日も授業をやっている学校もある。

こうした状況の中で、一部の私学関係者の間からは、補助金は出すがカリキュラムには関与しない対応が望ましいのではないかと御意見も耳にいたしますけれども、この件について、井関教育委員長と片岡高等学校長に忌憚のない御意見を

お伺いしたいと思ひます。

○井関和彦君 確かに関与すべきでないと言つて補助金をもらつておるといふのは、余りにも虫がいいのかなと。やはり使途なりいろいろなことについてきちつとするのは当然だろうというふうに思います。

それ以上は、私は細かいことはちよつとわかりかねますので、お答えできません。

○片岡至君 私ども私学全部が、いわゆる学校運営で申しますと今学校週五日制を実施してあるわけではございません。生徒の必要度といましようか、生徒や保護者のニーズにこたえて、一部の生徒あるいは一部の学校が休日を利用しておるといったような状況でありまして、決して、私学は私学ということで全く国の施策を無視して自由にやっておるところはありませんで、やはり助成金をいただいておりますというのは十分に受けとめておるつもりでございます。

○西村(明)委員 今、教育委員会の監査事務のうち基本的な方針などについては教育長に委任する、これができなくなるといふ規定を盛り込まれておりますけれども、この規定自体は、教育委員会が責任を持つて重要事項をみずから決定することを明確にした重要な規定であるというふうに認識しているんですけれども、この規定について教育委員長はどのようにお考えでしょうか。

○井関和彦君 正直なところ、そういうことについては十分熟知していない面もありますので、この件につきましては、お答えを私はできないというふうに申し上げます。ようしないというふうに思います。

○西村(明)委員 それでは、教育委員会について今度は松山市長にお伺いしたいんです。

今、教育委員会について、ある意味厳しい御批判のある部分、そしてまた逆に教育委員会の役割の重要性、そういったものをさまざま考えると、教育委員の選任について、今も大変真剣に考えて御人選をされていると思ひますけれども、これから教育を再生していくという上で、慎重と言うと

言葉があれですけど、より深く考えながらいい人選をさらに進めていかなきゃいけないというふうに思われるんです。

今後の教育委員会の委員の選任について、今の選任に当たって御自分の考えられてきたものと、そしてさらに、こういったものを含めてやっていった方がいいのではないかとというような思いがございましたら、ちよつと教えていただきたいと思ひます。

○中村時広君 その前に、先ほど小坂座長を初め、清水小学校に行っていたのだというところをお聞きしたんですが、あそこは特別な思い入れのある学校です。全校に余裕教室の状況を自己申告してほしいということを数年前に実施しました。なかなか学校現場というのは余裕教室を出してこないんですけれども、あの清水小学校は、これぐらい余裕がありますということをストレートに申告してくれた学校だったんです。

そういうところは思い切った事業を立ち上げようというふうなことを考えまして、六年前なんですけど、ごらんいただいたかどうか知らないんですけども、あの小学校の中にディケイアサービスセンターを設置しております。実は、今はそんなことは無いと思うんですが、当時の文科省の方々は非常におかしくて、文科省管轄の施設の中に厚生労働省関連の事業が入ってくるのを非常にちゅうちょされるような傾向があつたんですが、半ば強引に実施してみた事業です。

非常にいい交流が生まれておりまして、きつとそんな事業が、ごらんいただいた子供たちの笑顔につながっているのではないかなというふうにも思つたりしました、根拠はありませんけれども。足を運んでいただきまして、ありがとうございました。

さて、教育委員会の問題でありますけれども、実は、私が就任した八年前、松山市の教育委員さんは一人を除いて全員教職員だったんです。恐らく全国的にもそんな傾向が当時は色濃くあつたのかなと。いわば教員さんによって持ち回されてい

るポスト、そんなふうなところがあつたのかなと思ひました。もちろん、先ほどの教育再生会議も同じなんですけど、現場を知る人の声というのも重要であります。だから、常にある程度の枠というのは確保しておく必要があると思ひます。

ただ、非常に狭い世界でもありますから、いろいろと私の友人や知人と触れ合つても、学校の先生は教育の外の経験をお持ちでない方が多いので、例えば民間の実態であるとか町づくりであるとか、そういったことが不得手、経験のない方々も多くいらっしゃるの、やはりそれをカバーする方々を委員として選任する必要があるのではないだろうかというふうに個人的には思ひました。

そこで、今現在、経済界、しかも中小企業で非常にきつりと光るような技術を持つて会社を成長させている方にお願ひしていますし、あるいは大学の関係者、それから、もちろん法律の方で決めたいただいたPTAの関係者、幅広い人材によつて構成される教育委員会になっていきます。

いわば制度というよりも、個人的には、人の問題なのではないだろうか。使命感のある、非常にすばらしい発想をお持ちの委員さんによつて教育委員会が構成されれば、とてもいい働きをしてくれると僕は思つていますし、この数年間やつた実感でもありますので、これからはそういった多様な人材の確保ということは常に念頭に置かなければいけないのではないかなというふうに思ひます。

ただ、もう一点申し上げると、例えば、私は市長という立場で選挙戦に臨みますと、トータルのパッケージの政策を打ち出します。これは、町づくりであり、福祉であり、環境であり、産業活性化であり、いろいろな政策があるんですが、その中の重要な柱として必ず教育問題を入れていきます。

これはどこの市長さんでも入れると思うんですね。もちろん、市長部局の限界はあるんですけども、教育委員会の皆さんは細かいことは出しませんけれども、その根本の市長の公約、公約は政

治家にとって命ですから、この公約を実施するために私は仕事をしているつもりだということを市民の皆さんにも申し上げるんです。その公約をやはり受けとめていただける委員さんであれば、あとはもう心配なく、人材の問題さえきつとすれば、いい働きをしてくれるのではないかな、そんなふうなことだと思つていきます。

○西村明委員 今、中村市長の方から、大変思ひの伝わつてくるお話をいただきました。中村松山市長が国会議員として活躍されていたときからお姿を拝見しておりましたけれども、大変熱意ある、心温まる政治家でいらつしやいますので、ぜひともすばらしい松山の人材を育てていただきたいと思ひます。

そしてまた、教育委員長でございますけれども、木材の関係のお仕事もされていらつと。私が山形の小学校の視察に行ったときも、やはり木材と山に触れ合つていらっしゃる子供というのは、先ほど言つたようなすばらしい笑顔を持つた、落ちついた子供がたくさんそこら輩出されるという話もお聞きしましたので、松山として愛媛のすばらしい自然と山に囲まれた、そんな心温まる教育をぜひ御推進いただきたいと思ひます。

そしてまた、高等学校長、本日に私学は公立学校にできないさまざまな教育がでけると思ひます。ぜひ公立と違つた意味のすばらしい教育にこれからは邁進されますよう心から御期待申し上げます。質問にかえさせていただきます。

本日は、本当にありがとうございました。

○小坂座長 次に、牧義夫君。

○牧委員 きょうは、こういう機会をお与えいただきまして、それぞれのお立場から有意義な御意見を聞かせいただきましたことを私からも改めて感謝を申し上げます。

今御指名をいただきました私は、民主党から参りました。御存じのように、今回、政府提出の法案とともに、私も民主党が昨年出した日本国教育基本法案、そして、パッケージになつております、それに関連する法案三本、合わせて四本の法

案を提出させていただいておりますから、その私どもの案についても御意見を賜ればと思つております。

ただ、時間に制約がございます。せつかく松山まで参上いたしましたから、特に国と地方との役割分担、責任分担の部分について、それぞれの考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

ちょうど昨今の今時分に教育基本法の改正の議論が国会でも行われていたわけで、夏を挟んで昨秋に至るまでその議論が続いたわけでありました。そんな中で、たまたまといひますか、そういう議論があつたからこそだつたと思うんですけども、先ほど来お話でございますような、いわゆる未履修の問題ですとか、あるいはいじめによる自殺の問題等々がマスコミでもクローズアップされるということに相なつたと思ひます。

この辺の理由とか、どういう制度のもとで、あるいはどういう運用のもとでこういう問題が起こつたのか。一言でお答えいただくのは大変難しいとは思ひますが、やはり私は、これはだれかが最終責任をとれば解決をするという問題ではもちろんありませんけれども、ただ、現行の制度は最終的な責任の所在が余りにはつきりしないんじゃないかなという考え方を持つております。

そんな中で、冒頭、中村市長のお話を聞かせただいて、できるだけ現場に近いところで現場主権で教育行政を行う、あるいは教育の運用そのものを行つていくんだという考え方が私どもには大変近いように感じさせていただきましたけれども、そんな観点から、それぞれちよつとお答えをいただきましたと思ひます。

現在のこの制度のもとで、やはり未履修の問題やら、あるいはいじめの自殺の問題、それが起こつたのがこの制度のせいだとは申しませんけれども、現場から教育委員会へ、そして教育委員会から文科省へ非常に伝わりにくい仕組みがあつたというのは私は否めなないと思ひます。そこら辺の問題点についての御認識をそれぞれちよつとお聞

かせいたきたいと思います。

○中村時広君 ちよつと答えが難しいテーマなんですけれども、もちろん市町村によって取り組みの考え方、手法も違いますし、それから、先ほど井関委員長がおっしゃったように、市町村の規模によっても、できること、できないことが変わってきますので、一概にこうだという答えは出せないと思うんですね。

ただ、私も、余り組織の弊害とかそういうことを考えたことがなくて、先ほど西村先生にもお話しさせていただいたとおり、物事を効果あらしめる最大の要素は人だと思っておりますので、いい人材をしつかりと配置し、そして連携を密にしていけば、ほとんどの問題には対処できると僕は信じています。

今、確かに教育委員会と市長部局では、予算の権限は市長部局は持つていないですけれども、それとは別に、やはり頻りに、市長、副市長、収入役、まあ収入役はこれからいなくなりますが、けれども、それから公営企業局長、教育長と、しっかりと定期的な会議を持つて常にお互いの意思疎通を図る。それで、それぞれの立場からのアドバイスというのが思わぬ活路を見出すヒントにもつながることがありますので、これをずっと今までやってきたことによつて、私どもの町ではそれなりの対処はできてきたのかなというふうには思っています。

ちよつと答えになったかどうかわかりませんが、

○井関和彦君 未履修問題につきましては、非常に長年経過しておる中で発覚をしたということだと思えます。もちろん、現場の校長先生にきつとやつてもらわないうかぬかつただろうということとは間違いないんですけれども、教育委員会としても十分な指導ができておらぬという点は反省すべきだと思ふんです。

ただ、これも先ほど言いましたけれども、やはり高校の指導要領にしましても、時間が減る中で、教科がこれに要る、あれが要るとふやして

くようなやり方なので、その辺のところと、もう一つ大学入試との関係で、やはり本当に履修科目にして、いわゆる試験のために勉強するんじゃないかという点から、やはり本音の部分としては試験に關係ある科目をやりたいというのは私立に限らず公立でもある。やはり進学校とすれば、どここの学校へ何人入ったというようなことは、これは建前は別にしまして、本音としてはやはり校長先生もプレッシャーを感じながらやつておるわけでありまして、やはりそういった点が現場と、先ほどの国なりが思っていることの違ひだろうと思ひます。

そしてもう一つは、未履修がゼロの県がたくさんあつて、愛媛県なんかは非常に多かったんです。これも本当にフェアに、未履修をやつておるのかどうかの査定も、私は、今度の高校野球の特待生にしても、解釈の仕方によつてないという県があつたりするものも、必ずしも同じルールで同じ判断によつて未履修の学校をピックアップしたんじゃないかと思ひます。やはりその辺は同じ基準できちつと未履修を発表するようなことを国としてはやつてもらいたいというふうな感じがしております。

いじめについて言われたのは、これはマスコミの方がおられますから言いにくいんですが、あれだけ集中的にやられて、それでももちろん教育委員会なり学校側の対応が悪かつたこともたくさんございまして、それで、もうでないものまでほとんど学校側が頭を下げるようなパターンのあれをされるのはいかげんなものかなというふうなことを思ひます。

それで、あることで申し上げたんですけれども、学校が身内を保護する、隠したがるというのはこれは当然のことなんです、むしろ逆に、いじめを発見して、ただだけ対応したかというふうな加点的意味も含めて、いじめ対策に対して、とにかくあつたらいいんだということではなくて、あるのが意味では当然だ。どの社会においてもいじめはあります、大人の社会においてもある

わけですから。ある場合にどう対応していくかという、むしろ前向きに対応していくことに對して評価をする、そういった視点も要るんじゃないかなというふうなことで現場にお願いをしております。

○片岡至君 教育課程の変更は、そんなにたびたび現場で行うものではありません。生徒の進路の希望によつて、学校としてどう取り組んでいくかといったような討論を繰り返しながらやつておるわけでございます。

そうした中で、いわゆる解釈があいまいになつてきた、そういうことが未履修の問題につながつたんだらうと思ひますけれども、これは学校現場、特に私学の場合には、学校現場を預かつております校長がふだんからきちんとしてチェックをし、また、最終責任は私学の場合には校長にあるというふうな考えです。

○牧委員 時間が来てしましましたので、一点だけちよつと市長にお伺ひしたいんですけれども、今回の法改正によつて、地方教育行政法の四十九条、五十条、国の関与が強められた、是正の要求あるいは是正の指示ということが盛り込まれたわけですが、けれども、教育にまつわる問題、いじめや未履修を例に挙げましたけれども、これだけじゃないわけですね。これがそのさまざまな問題について何らかの根本的な解決策になるとお思ひかお思ひじゃないか。そこら辺のところをちよつと。

○小坂座長 恐縮ですが、手短にお願ひいたします。中村時広君。

○中村時広君 なるかどうかというのとは別として、要はもう、さつき申し上げたように現行法上できることですから、その範囲に文言がなつてきていますので、あえて入れる必要はないんじゃないかなというのが個人的な意見です。

○牧委員 ありがとうございます。

○小坂座長 次に、高井美穂君。

○高井委員 民主党の高井美穂と申します。本日は大変お忙しい中、貴重な意見をありがとうございます。

うございました。

先ほど中村市長が清水小学校のことをおっしゃいましたけれども、私、拝見しに行つて、デイサービスの事業がもう実施されて四年になるそうですね。何か問題があつたり何かしたことはあるかといへば、何一つない、いいことばかりだということをおっしゃつていまして、ではなぜ全国的に広がらないのかなと思ひました。

その回答を先ほどいただいたような気がいたします。まさに、地方が各地で取り組まれている事例は国会の方でも持ち帰つて議論をして、できるだけ広めていけるように頑張つてまいりたいとお話を聞きながら思ひました。

そこで、時間が少ないので、牧議員と分け合つた時間の中で、本日は二点に絞つてお伺ひしたいと思ひます。

実は、私学の問題意識は西村委員が御質問なさつたこととは重複しております、大変失礼ながら片岡先生は割愛させていただきます、中村市長と井関教育委員長を中心にお伺ひをしたいと思います。

一点目は、まず教育委員会の件についてでございます。

牧議員からいろいろな話が提示されましたけれども、私も、私どもは、教育委員会をいつそのこと廃止して、予算権限を持つておられる市長に責任を持つて一元化してやつていただくというような法律の仕組みを提案いたしました。

この背景にある問題意識としては、二十年ほど前から、さまざまな議論の中で、教育委員会がある意味で形骸化しているのではないかと。名譽職になつていっているのではないかと、上つたり国の方しか見ないような委員会になつてしまつていっているのではないかと。一〇〇%そうは思ひませんが、そういう指摘がなされてきた経過もございます。

そして、いろいろな団体や、地方分権改革推進会議それから地方制度調査会、ひいては全国市長会、町村会なども、この教育委員会の必置規定を撤廃して選択制にしてはどうかというふうな意見

もさまざまなところで出されているわけでございます。

もちろん、私がさつき述べた不要論、教育委員会は要らないんじゃないか、それから必置規定撤廃論、つまり市町村が選べるような選択制ですね、もしくは、教育委員会はもとと権限の強化をするべきではないか、機能を強化するべきではないか、こういう議論が今国会でもさまざまな行われているわけでございます。

そこで、個人的な御意見でも結構でございますので、この教育委員会制度について、こういうさまざまな議論がある中でどのように考えられるか、お二人にお聞きしたいと思います。

○中村時広君 さつきの清水小学校の事業が広がらないのは、簡単なことで、お金がないんです。それに尽きると思います。

まず市教委のことなんです、恐らくこちら辺は井関さんとは意見が異なるところだと思いますけれども、教育委員会が全部なくなつて、では市長の方で全部やれといつても完全にパンクします。今、市町村合併で、いろいろな合併先のことでも考えながら、分権で仕事もふえていますので、この上教育も全部責任を負えというのはとても自信がありません。そういった役割分担という中で、いい仕事をしてくれら十分機能するんじゃないかなというふうに僕自身は思っています。

いろいろな意見がありますけれども、先ほど申し上げたように、市町村というのは規模によつて、あるいは人口によつて、面積によつて考え方が違うんですね。だから、コンパクトなところだつたら、もうすべて市長部局の方でという考えも出てくるでしょうし、我々なんかはともそこまでは担えないというところもあるでしょうし、すべて統一した見解を出すのは難しいんじゃないかなというふうに思います。

ただ一点、横から見えて、繰り返しになつてしまふんですけれども、人事権がない限界というもの、いろいろな市教委の仕事ぶりを見て、市

長として感じます。一体感がどうしても生まれないんですね。研修はやります。中核市ですから、研修の権限は持ちましたからやります。でも、やはり心はどこかここにあらずというところがあるのかなと。

県の立場もありますけれども、中核市の市長としては、人事権というものをセッティングした中で、一体感を持った責任体制を確立した方がいいんじゃないかなというふうに思います。

○井関和彦君 県と市町村、村はないので、市町村によつて随分教育委員会の役割も違うんだろうと思います。ですから、小さな市、特に町において、東洋町では、町長さんが毎週二、三回学校へ行けとか言われて、五人が辞表を出したなんてこともあります。教育委員の立場というのは、もう御存じのとおりで、レーマンコントロールというふうなこととあわせて、仕事を持っていながらの教育委員でございます。いろいろな知識や、また教育行政のことについてはかなり疎い面があります。

ただ、先ほど中村市長も言われましたように、県の場合は、今民間の方が二人、一人がPTAの代表、あとは義務教育と高校から一人ということ、どちらかという民間の人が教育委員長をしながらやっておるというふうなことで、普通の委員会の中でも、具体的な例を申し上げて恐縮ですが、民間の校長を採用するのとかどうかについて、先生の立場と民間の人で意見が分かれたりします。そういう中で議論をしながら、いろいろ進めております。

教育界の人だけでと本当に教育界を擁護するのはもう当然のことですけれども、民間の人が入ることによつて随分活発な意見も出ますし、最近のいろいろなことについてはインターネットで全部会議録も出しております。

そういったことで、県の教育委員会としては、自分で言うたおかしなことですけれども、なくしても、それではだれがやるのかという、また別の名前を変えた組織をつくつてやるのであればほとんど意味がないんじゃないかなという気がいた

しております。

それと、少なくとも各市町村に五人ずつ要るのかどうかは、それは私はちよつと市町村のことはわかりませんけれども、県としては今の体制でやっていて、スムーズにある程度できているんだというふうな自信をしておるんです。そんなことで、答えになりませんけれども……

○高井委員 私どもも率直に、市長に全部教育の責任を負わせようというのではなくて、やはりナンバーズリーとして教育長がいらつしやる、県の方でも知事の部局の中に教育担当部局がある、そこを強化しよう。より監査的な、中立的なチェックの機能に教育監査委員会制度というのを、つくり上げて役割分担をしようじゃないかという提案でございます。本当に二人のおつしやつた御意見というのはよく私もわかつているつもりでございます。また国会の方でも、引き続き議論を深めていきたいというふうに思います。

もう一点、免許法ですけれども、先ほど二十三年間の独自の研修をしておられるというお話がございました。実は今回の法案は三十時間の研修を導入しようという法案でございますが、伊吹大臣の答弁からすると、土日、夏休みなど休みを使つてやつていただける研修にすることということで、今のところそういう話で進んでおります。

となると、現状二十三年間ある研修に加えて三十時間の研修が入ることになる。十年研修は目的が違うということでもそのまま残すという法案の仕組みに今なっております。となつてくると、かなり現場の先生方は部活や休み等に影響が出てくるんじゃないかということを含め、私は現場の多忙化、それから、冒頭中村市長がおつしやつた、一般的な先生は一生懸命頑張っておられるというその前提に立つて、同じような意識を持つておりますから、とてもじゃないけれども約百万人の先生に同じような研修制度を三十時間余分に設けて資質向上に資するのとか、大変懸念を持つております。

その点から、この免許法の改正について、個人

的な見解でも結構でございますので、そうした懸念というのはいかがお思いになるか、教えていただきたいと思ひます。

○井関和彦君 今、県でも実施をしております。ほぼ同じような時間の長さだと思ひますけれども、これはやはり、どちらかに調整をさせていただくことで、賛成、反対というのはちよつと言にくいんですけれども、ダブつてやることはちよつと無理があると思ひます。

先ほど言われたいろいろな問題点もございまして、その辺のところの調整をさせていただかないと、ただ国であれしたものをやりなさいと言われても、県の今やつていふことをどうするのか。さらに、いろいろな手続や事務の複雑さも含めて、そこまでやらないかぬのかなということ。

同時に、あわせて指導力不足教員の認定をもう少しうまく機能させていたでいて、十年になつて皆試験を受ける、更新をするというよりも、本当に指導力不足のあれば、税務署なんか、神社の寄附でも国宝に近いものなら税の控除ができるけれども、税務署長ではどうにもなりませんというふうなことで国へ基準を預けておるんですね。

現場の校長先生も、なかなか指導力不足教員の認定をしにくい立場にあるんだろうと思ひます。ですから、愛媛県でも、一万三千人おつて七、八人というのはいかにも少ない。だから、その辺のところをもう少し、国が基準を設定するなり何かして認定をしやすくする。御退場いただく先生と言ふ言葉は悪いんですけれども、そういう面の厳格化とあわせて検討していただければいいんじゃないかと思ひます。

それで、評価の本当にいい先生まで皆十年ごとに、特に自費も含めて払わせてやるのがいいかどうかということについては、そこまでしなくてもという感じが若干いたしております。

○小坂座長 市長さんもお答えになりますか。それでは恐縮ですが、時間が経過しておりますので、手短にお願ひいたします。

○中村時広君 どちらの案にも講習の義務づけと

いうのがあって、時間よりもやはり現場の状況というのを十分踏まえた上で、そこにしわ寄せがないような工夫をしていただけたらというふうに思います。

○高井委員 ありがとうございます。

○小坂座長 次に、西博義君。

○西委員 公明党の西博義でございます。

きょうは、三人の意見陳述者の皆さんに大変お忙しい中貴重な御意見をちょうだいいたしましたし、心より御礼を申し上げます。

早速でございますが、初めに、先ほどから若干議論になりました教育委員会と行政部局との関係のことでございます。

市長さんから、公約の一つに教育という問題が当然入ってくる。私は、大勢の市民の皆さんが大きな関心を寄せている問題だけに、これは大変重要なことだというふうに思っております。一方で、教育委員会そのものは中立的な行政機関ということで、この間の大臣の答弁の中でも政治的な中立性を担保するということがしばしば出てくるわけでございます。現実の問題として、市議会なんかも市長さんに教育の問題をお尋ねになつてお答えをされたりということがあるのではないかとこのように思っております。

日ごろから余りそういうことを意識しないケースが多いんじゃないかという気もするんですが、その辺の日ごろの教育に関する市長さんの、教育委員会というものを一方に置きながら、もちろん教育長さんもう一方にやるわけですから、その辺の立て分けの感じということ、それから同時に、教育委員長さんから見ても、これは県と市ですとかさきようは言いやすいんですが、同じ市同士だとなかなか難しいかもしれません、市長さんのリーダーシップもしくは知事さんのリーダーシップというものと、それから教育委員長さん、それから教育長さんの独自性というもののバランスが大変難しい。日ごろ僕らも実はそう注意深くしよつちゅう物事を考えているわけじゃないんですが、そのことについての率直な御感想をお二人

からお聞かせいただきたいと思ひます。

○中村時広君 うちでは定例的に五役会という会議を催しているんですが、例えばその中で、あくまでも押しつけじゃなくて、こんな実例を聞いたんだけれども教育長どうかというようなアドバイスなんかはよく、私だけじゃなくて他のメンバーからも出てくるんですね。それをいいなと思つてやるかやらないかは自由ですから、そこは強制は全くありません。

ただ、選挙のときの公約というのは民意が示されたことでもありますので、当然その民意というのを受けとめて教育長も教育行政を考えるはずですから、あうんの呼吸で消化していただいているというふうに思ひます。

それで、その中で事業実施を考えていくんですが、冒頭にお話ししたとおり、最近、子供の安全、安心の問題、いじめの問題等々、もう教育委員会だけでは手に負えない課題がすぐふえてきているんですね。そのときは市長部局が前面に出て地域への呼びかけ、団体への呼びかけも積極的に行つていきますので、こうした事業については市議会でも私が直接答弁をしています。ただ、教育オリジナルの出身についてはすべて教育長ないしは教育委員会の事務局長答弁ということで、そのあたりのすみ分けというのは明確にして進めているところなんです。

○井関和彦君 県でも同じような対応をしておると思ひます。特に五役会とかそういうことは私は参画をしませんけれども、今市長が言われたような格好で対応をし、県議会の答弁にしましても、よほど大きな問題であれば知事さんが答えることはあります。後は教育長、他県では委員長さんで答弁したりしておりますけれども、愛媛県では教育長がすべて答弁をしております。

それで、議会にも愛媛県の場合は委員長さんが交代で出るようにして、議会中全部出席はできませんので、どうしても交代で出るというふうなことで、答弁は教育長さんが基本的にははされておるようでございます。

○西委員 そこで、市長さんにお伺ひしたいんですが、先ほど、いじめ等のそれこそ子供たちの生命とか非常に緊急的な課題というのはどこにでも今あり得る話だと思ひます。そのときに大変リーダーシップを発揮されて、地元の、しかも教育委員長を初め教育長の任命権者として主体的にやつていくというお話、これは私はある意味では当然のことだと思ひます。

実は、今回のこの指示という国の関与のあり方の部分も、文部科学大臣からそれぞれの地方の教育委員会に対して指示をする、ただし限定された範囲で指示をするということが入つていっているんですが、私も、いろいろ党内でもこのことについて議論をして、当然、文部科学大臣が緊急に指示するというところもあり得るけれども、普通は市長さんなり地元の方が対応される、まず手を出すのはそこじゃないのか。

ただし、この法律は地教行法ですので、それは市長さんの関与はもちろん法律に入るはずはないんですが、そういう気持ちを持つておりまして、このことについて、多分、当然というふうに今の答弁からはおっしゃるんだと思ひますが、一言御感想をお願いしたいというふうに思ひます。

○中村時広君 現行の地教行法でも十分可能というお話をさつしていたので、私はその考え方に立つてはいるんですが、もう一つちょっと特色的なのは、やはり先般のいじめ問題での教育再生会議の議論というのが、私は申しわけないんですけどもどうしても消化できませんでした。先日、何かお乳を飲ませて子守歌とか、ちよつと待つてくれというような議論があつたので、やはり国が決めたことが全部それぞれの地域、オールマイティーに適用できるのかどうかというところはぜひ御考慮をいただきたいというふうに思ひます。

○西委員 確かに、冒頭おっしゃられたように、国の権限を強化するというところの中で、国の判断が常に正しいとは限らないというお話がありまして、詳細は地方の方がよく知つていいるということ

だろうと思ひます。その辺のことの調整も実は必要だというふうに私は思つております。

それから、教育委員長の井関さんにお伺ひをいたします。

幹が細つていけるのに枝葉をつけるのは難しいんじゃないかというお話がございました。実は私、一週間前の日曜討論でもよく似た話をいたしました、根っこは意欲だ、学習意欲だ、幹は判断力とか思考力だ、葉っぱが学力だ、根っこがない限りは木は起きられないんじゃないか、こういう話をさせていたんだんですが、そういう意味で、木材の専門家として大変また有益なお話を、私にびつたりのお話をいただいたというふうに思ひます。

きょうも学校へ行かせていただいて、本当にみんなが一緒に先生の目を集中して見ている、その興味といいますか、勉強しようという意欲はすごいなと思つて、校長先生にもお話をさせていただきました。今、意欲のない、また学ぶ意欲を持たない子供たちも出てきているというふうに聞いておりますが、そういう面では、またしつかり委員長さんの御活躍を期待したいと思ひます。

そこで、今回、学校教育法で新しい職を設置することになりました。今のようには校長、教頭という方だけではなくて、副校長、それから主幹教諭、指導教諭、こういう形でそれぞれ役割についていただくということにしております。いわば四十人の職員室の中で、今までは中心者が一人、二人だけだったのが、四十人といったら学級のクラスとよく似たスケールですが、職員室の中でももう少し役割分担をきつちりつけていこうという趣旨なんです、このことについての御感想をお願いしたいと思ひます。

○井関和彦君 副校長制度は、今高校の分校においてはスタートしております。義務とか一般校では、高校ではまだスタートしておりませんけれども、権限のうちで、いわゆる事務局が担当するような権限まで校長にあつたのを副校長におろしたりして校長の権限を少し軽くしたり、そういう

たことの対応でして、行政の副市長と同じで副校長をつつたのかなという程度しか私も正直なところ感じていないんですが、権限が、副校長になったことによつて、従来の教頭よりは少し幅広く持たせるようなことで今対応をしておるところでございます。

このことは、ある面、やはり校長の負担を軽くできますし、教頭先生も副校長になったことによつて、少し権限を委譲してもらふことによつて、将来のことも含めて勉強になるのかなというふうに思っております。その程度しか私はわかりませんけれども。

○西委員 片岡校長先生にも一言コメントをお願いいたします。

○片岡至君 学校現場は今までいわゆる横並びの組織でございまして、ピラミッド型というのは余り経験を持っておりませんから、即座にこれがなじむかどうかということについて一つの懸念はあります。

仕事が非常に煩雑になつてきておりますので、副校長というようなポジションを私学で将来置きますと、例えばきょうのこの会に私が出ておりますと学校はもうあと教頭だけというような状況でございまして。そういった面からしますと、いわゆる責任を持った者が学校内に残るという意味では非常によくなるというふうな感じを持っております。

ただ、現実的にはそういう組織図を描いたことがありませんので、今ここでお答えすることはちよつと難しいと思います。

○西委員 先ほど公立と私立のお話が若干出ておりました。御当地の愛媛県下でも、例えば高校で公立と私立の定員も、少子化を控えてかなり悩ましい問題ではないかなというふうに思っております。教育委員長さんは、一手にやつた方がいんじゃないのか、こういうお話でございました。実は、私どもの党のいろいろな議論においては逆で、やはりお互いの緊張関係があつた方が、つまり知事部局で私学がおられて、違う立場からお互

いを見ていった方が、一手に吸収されるよりも私学の皆さんは少し安心されるのではないかなということを議論しておりました。

このことについて、校長先生はいかがでございましょうか。

○片岡至君 確かに愛媛の場合も、私学対公立というのは非常にシビアな関係にありまして、生徒確保あるいはその確保した生徒をどのように伸ばしていくか、非常に比較されやすい一面がございます。努力することについては大変な面がございますけれども、やはり我々私学は、知事部局で指導を受け、その中で切磋琢磨していく、公立とは違った意味の特色といひましようか校風を持つてやつていく状態が私どもにとつてはいいんじゃないかというふうに個人的には思います。

○西委員 もう最後になるかもしれませんが、もう一点、これは今のお答えでもよろしいんですが、私立学校の教育行政の役割の話です。

私立学校に関する事務については、必要と認めるときは教育委員会に対して学校教育に関する専門的事項について助言、援助を求めることができると。今まで皆さん皆さんに不評の再生会議等の案は、教育委員会が直接私学に対して指導、助言を求めることができると、主語が教育委員会というふうに当初の原案はなつておりました。

私どもはそのときに、私学というのはあくまでも建学の精神と独自性が命だと。そのために多くの個性豊かな人材を輩出していただいておりますのも事実だということで、教育委員会が一律に公立の学校と同じように指導、助言に入るということは好ましくない、また立場は違うということから種々議論をして、最終的に今のような形に、首長さんが必要な事務について教育委員会に御相談なさつて、そしてその結果でもつて、今までの体制で首長さんから私学に対して必要なことを指導していただくということに決着したわけでござい

す。これでもう十分かと言われますと、なかなかそうもいかない面もあるかなと。このことについて

も、どうということだつたらいいとかいうことは限定的につけないかぬというふうな気持ちを私自身も持つていらっしゃるんですけれども、このことについて委員長さんと校長先生お二人のお話を聞いて、終わらせていただきたいと思います。

○井関和彦君 知事部局も県によつて随分人材のあれも違うんだらうと思います。未履修の問題があつたときも、知事部局では対応できないから教育委員会がやつてくれというところもところもありまして、全部教育委員会が統括するのがいいかどうか、これは非常に微妙なことだと思ひますので、それ以上は言えませんが、そういう面では、何かあるとやはり教育委員会に頼んでくるというふうなところもありますので、部局がいいのか教育委員会がいいのかは非常に難しい。この間のフランスの選挙ぐらいの感じでよくわからぬところだと思ひます。

○片岡至君 私学といたしましては、今先生がおつしやられたように、途中の議論というのを非常に目を見開いて眺めておつた。願わくは従来の方法、いわゆる知事部局と委員会というふうに分けておいてほしいという考え方で我々は議論をしてまいりました。

今のところそういう希望がかなえられておるといふことなんですが、やはり同じ私学であつても微妙に特色が違うという点からしまして、公の学校、いわゆる公立と私学とが同じ指導を受けるということになりまして、私学としての、言葉はいつても同じでありますけれども、建学の精神というのは全くなつてしまふといふたようなことから、私どもとしましては、現在の指導のあり方を希望したいというふうに、これは私見でありますけれども、思ひます。

○西委員 ありがとうございます。

○小坂座長 次に、保坂展人君。

○保坂展人 次は、保坂展人君。社民党の保坂展人です。まず、中村市長と井関委員長に同じことをお尋ねしたいと思ひます。現在、内閣そのものが教育再生ということを

語つて、法案の審議をしているわけですから、教育における危機が広がっているという認識をこの間広く提示をしていると思ひます。

ただ、私は、実は、国会議員になる前から、校内暴力の現場をつぶさに歩いたり、八〇年代、九〇年代のいじめの現場、いろいろな子供たちや学校の様子を見てきたりしたわけなんです。確かに問題を抱えながら学校全体があると思ひますけれども、今、特別に悪くなつて、ひどいことになつていくという認識は実はありません。もちろん、手を打たなければいけないことは多々ありますけれども、危機的な事態だという認識は余りないので、市長の方が、教育の再生より充実をと言われたことに同感をするわけなんです。

ただ、とはいつても、メディアが発達している時代ですから、それぞれ御就任になつた一九九九年ですか、今から八年前を振り返つて、松山市あるいは愛媛県で起きた学校の現場での事件、あるいは子供にかかわる事件、教育の問題という範疇でお聞きしたいと思ひますが、印象に残つてい

る事件を一つないし二つ挙げていただいて、その原因が果たしてどの辺にあるのかということについてお感じになつてきたことをお話いただけないかと思ひます。

○中村時広君 今、振り返つて事件ということとは、もちろん不祥事といったことはありましたけれども、そのたびに情報も開示し、おわびをし、例えば松山市の場合、これは教育長も受けとめていただいて、まだまだのところもあるんですが、失敗しても報告する行政というのが公約なんです。ですから、情報開示、アカウンタビリティーはもとより、失敗しても速やかに報告するんだ、そのためにおしかりは受けるだらうけれども、それこそが改善へのエネルギーになるはずだといふふうな考え方で進めているので、何か起こると片っ端から出していくことをやつてきました。

あったんですけれども、最近は余りなくなつて、教育委員会はちよつと時間差があつたのは事実です。本来だつたらおととい出しておくべきものを二日おくれてしまつたとか、そのあたりは同じような感じになるようにこれからも不断の努力を続けていかなければならないと思います。

そんなふうになつてきましたので、問題ということで振り返つて何かといつても、余りこれはいふふうにはないんです。

むしろ逆に、さつき申し上げた、例えば、子供たち二百人が一堂に会して、いじめ問題に立ち上がったとこれと呼びかけたときの子供たちの熱心な、これほどやってくれるかというぐらい熱心な議論の姿であるとか、あるいは、本当は好ましくないんだけれども、PTAと地域が立ち上がった子供たちの安全、安心を市ぐるみで守つていこうじゃないか、そのためにはこういうふうなことを役割分担でやつていこうという、コミュニティの崩壊が言われて久しいんですが、それが復活の兆しを見せる風景とか、そういう方が印象に残っています。

○井関和彦 県で先生方の不祥事とかそういったことの処分をするときに、いつも決まつてマスコミが入つてこうやられるんですけれども、それはそれで、それがいい悪いということを申し上げておるんじゃないかと、その中で、なぜ先生がこんなことをするんだらうという事件が以前は結構ありました。生徒に対するセクハラも含めたようなことについても、かなり指導、処罰を厳しくしたからという意味じゃないんでしょうけれども、そういうことに対しては絶対いけないということをはつきりして、処罰規定もあれしかり、飲酒運転一つとつてみても、残念なことにまだあるんです。最低停職とか何かですから、飲酒をして運転するなんてことはあつてはいけないことがあるのは残念なんです。

これも言い方がおかしいんですが、やはり、一万三千人おられる中でたまに起こるのが、もつてそれが先生の質がどうこうと言われることが私は

非常に寂しい。大半の先生は本当によくやつていただいておりますので、そういった事件だけで何か今の先生はなつておらぬとかいろいろ言われることについては、ちよつと私個人的には寂しい思いをすることがあるぐらいです。

○保坂(展)委員 続いて、市長にお聞きいたします。

私も教育再生会議の提言について大変違和感を持った一人でありまして、今市長が言われた、逆にこの提言をばねにして地域の取り組みをやつたというのは、新鮮に聞かせていただきました。

そこで、お尋ねなんです、このいじめの問題もずっと長らく学校現場にありました。そして、一番我々が避けなければいけないのは、それを学校や周辺が放置をして、そしてついにその被害者である子供が亡くなつてしまふという事態は最大限避けなければいけないと思いますが、文部科学省の統計では、一九九九年以来いじめ自殺はゼロ名である、いないんだ、こういう統計が現にございまして、これは、ちよつと統計のとり方の指標が、どうも、いじめ自殺といふところにカウントしなくても友人との不和といふところにカウントすればいい、こういうことになつていたので問題が表面化しづらい、その責任の半分は国の方にもあつたんだらうというふうに考えています。

未履修の問題も同様だと思ひますが、しかし、この間の、昨年の教育基本法をめぐる議論が、私もその問題を投げかけた一人なんです、どうも地方の教育委員会や学校などがよくないということ、国の指導権限を強めるべきだという結論になつていくことに、現場として、市長としてどうお感じになつておられるかということをお聞きしたいと思ひます。

○中村時広 ちよつと繰り返しますが、いじめといふのはいつの時代でも存在しています。それで、決してなくならないと思ひます。人間の心の弱さ、マイナスマ面に起因する、本能にも似た行為がもたらしません。だから、いつまでたつても不変の課題として我々に投げかけられてくる

と思うんですが、こうすればなくなるという答えなんか絶対に見つかりつけないと思ひます。だから、もう気づいたことはすべてやつていくしかない。地域によつてはそういうふうな取り組みをしようとしていますので、そういうところに目を向けて財政的な応援をしていただいた方がむしろ効果的な事業ができるのではないかなというふうな思ひがあります。

だから、何も関与とかいふふうなことは余り僕らは感じてはいないんですけれども、言葉の表現とか空気があるじゃないですか。人間というのはやはり、僕がよく気をつけているのは、職員さんにして教育委員会にして、やる気をどう引き起こしてあげるかということに一番重点を置くんです。そのためには、厳しいこともやりま

す、あるいは逆に、本当にバックアップしてあげることもやりま。考えられるあらゆることをやつて、一番大事なことは、どう現場の人たちのやる気を引っ張り出すかということではないかなというふうな思ひで、すべての事業とか法律をそんな考えのもとに練り上げていただけないかというのではないかなというふうな心からお願ひをしたいと思います。

○保坂(展)委員 次に、井関委員長に、同じ点なんです、国の指導がある程度必要ではないか、こういう意見ですね。

例えば、生徒の教育を受ける権利が明白に侵害されているとか、緊急に生徒の生命身体を保護する必要があると、そのことを教育委員会がやつていないときに国が是正とか指示に入るんだということがある程度やむを得ないという御意見でしたが、どういふ事態が何か具体的に考えられますか。

○井関和彦 なかなか具体的に思ひ当たることがないと言つたら、自分のところはちゃんとしておるよに聞こえてもいけませんけれども、そんな感じなんです。ですから、そういうことがあればそのくらいは国が関与してもいいのかなという程度しか私は推測ができないんですが。

○保坂(展)委員 具体的に余りないのであれば要らないのではないかと私は思ひますけれども、もう一点、委員長に伺ひます。

一九九九年以降教育委員会にお入りになつて教育委員長を長らく務めてこられて、学校の先生の世界、教育界といひましようか、ごらんになつてきたと思ひます。去年はいじめ自殺が続いて、文部科学大臣が死んではいけないというメッセージを出したり、芸能界からスポーツ選手、あるいは民間の機関まで、子供の命をめぐるキャンペーンをやりました。ところが、未履修の問題が発覚すると、全国で何人かですけれども、その責任をとつて亡くなる校長先生が現におられたということで、これはちよつと言葉を出していくといふか、どういふ事態なのか。

子供たちにまさに命を教えなければいけない責任者が、逆にその責任感の重さの余り命を絶つてしまふといふふうなことについて、何か学校の先生なり教育界の体質の中に、上意下達というかヒエラルヒーといひます、そういうものがあるのだらうかといふことを私は感じています、その点についてはいかがですか。

○井関和彦 まず、命の問題というのは非常に難しいので、私はやはり、今、幼から文科省のあれになりましてけれども、保育園や幼稚園のところも含めて本当に幼少な時期に、いけないことはいけないんだといふふうなことを家庭でやることとが一番大事な根本だらうと思ひます。ですから、それを、三歳か五歳かは知りませんが、その年代のときにきちつと家庭で教えることができれば、そういう命にかかわるようなことはしないんだらうと思ひます。

それで、未履修で愛媛県で校長先生が自殺されたのは、ある高校の先生が最後のような発表をされた後、さらに迷つていたらしくて、それを少し責任みたいなきことを言われて、結局、生徒にどう対応したらいいか、本人が悩んでいるところにタイムリミットを失したような感じで、非常にまじめな先生ですから自分を責めてあいつたことになつ

たのは私どもとしても本当に残念で、心情としてはわかるんですけども、後の文科省のいろいろな対応策が出ればそこまでしなくてもよかったんだらうというふうな、気の毒に思いますし、また残念なことだというのは感じてございます。

○保坂(展)委員 もう一点なんです、教育委員長として、教育長を初めとした事務方がいろいろ起案されて原案を持つてくるところなんです、これを教育委員会として、ちょっとこれはだめだということを押戻したり、かなり訂正させたりとかというふうな、そういう議論は愛媛県の場合はあるんでしょうか。

○井関和彦君 ございますし、事前にいわゆる協議という格好で三十分ぐらいそのことについて議論をするとか、例えば民間校長を入れるかどうかとか副校長をつくる前にも、いろいろなことについて事前に協議をします。

先ほど言いましたように、学校のOBの方と民間の人は随分意見が違いますし、例えば民間校長を入れるなどということについては、学校の先生の委員さんはほとんど一〇〇%反対されますし、民間の人はそれほどでもないんです。結論的には、愛媛県の場合はそうまでもなくとも十分いい先生が今おるんじゃないかというふうなことが一つの方向になっておるようでございますが、そんなことについても、いわゆる公開の場での議論じゃなくて、打ち合わせ的なことは事前にすることは非常に多いですね。

○保坂(展)委員 続けて、片岡校長先生と中村市長に、最後の質問になるかと思うんですが、現に今格差社会ということが言われています。十年前と比べると、生徒の家庭のあり方とか経済事情は大きく変わっていると思います。そういう中で緊急にしなければならぬとお感じになっていることがあれば、お話をいただきたいと思えます。特に、学力の点でいうと、家庭の経済状態によつて、例えば学習塾に相当時間行っている子とそうでない子の開きというのはいくら出てきていると思います、その点も含めてお願いします。

○片岡至君 私どもの学校では、入学と同時に、いわゆる中学校までの学力がどの程度かということとを推しはかるテストといましようかを行います。数学、英語、国語といったような基本教科につきましても、そのテストをもとにして、クラスは一緒でありますけれどもコースとして習熟度別に分けまして、教科によつて同じレベルを二つ、そして少しレベルの低いものを一つ、あるいは逆の場合もありますけれども、そういうことで一年生のときから取り組みをいたしております。

そういう取り組みをいたしますと、生徒の方も、背伸びをしてついていくよりはむしろ自分自身の力に合ったコースで学習ができるということとで、違和感はないようであります。もちろん、学期あるいは学年末等でメンバーの入れかえはやつております。私どもの現場ではそういう指導をしておるといふことでございます。

○中村時広君 これは中身に入つてしまうので、私の権限ではないんですけども、個人的に思うのは、義務教育段階での読み書き計算、この習熟度をやはりもっと高める。いわば基礎です。基礎さえしつかりしていれば、あとの応用というのはいろいろ広がり、可能性は生まれてくると思うので、この部分はもう少し考える必要があるんじゃないかなと。

特に、最近心配するのは、例えば大学生でも、最近読んだ本はあるかという、ないという学生が多いです。活字というのは、その読んだ人間に、想像をしたり主人公に自分を投影したりしながら思索をどんどん深めていく役割を果たしてくるんだけれども、例えば明治時代の若者というのは活字に飢えていた日本人たちが生きた時代だと思ふんですね。人口四千万人ぐらいの時代に福沢諭吉の「西洋事情」が一千何百部も売れた時代。だから、若者が日々日々活字をこなすことによつて思索にふけれる非常に特異な時代だったと思うんですが、今活字離れが言われて久しいんだけれども、そのことが常態化する中で思索というものが非常に浅くなつてきているのかなと。

だから、格差の答えになるかどうかかわからないんですけども、早い段階で読み書き計算という本場に基礎的な知識を徹底的にやはり鍛えていくということがその後の格差を広げないエネルギーにもなっていくのではないかな、そんなふうに思います。そのことを踏まえて、カリキュラムであるとか学校の教科書の中身であるとか、どんなお考えをいただきたいというふうに思います。

○保坂(展)委員 ありがとうございます。経済的な格差によつて、基礎がうまくつかない子供たちがこれからふえていくことをとても懸念しています。ぜひそれぞれのお立場で、そういうことがないように、公的な、社会的な支援の方をしつかりお願いしたいと思えます。我々もそういう議論をしていきたいと思えます。

ありがとうございます。

○小坂座長 以上で委員からの質疑は終了いたしました。この際、一言ごあいさつを申し上げます。意見陳述者の皆様方におかれましては、御多忙の中、長時間にわたりまして忌憚のない御意見を述べいただき、まことにありがとうございます。

本日拜聴させていただきました御意見は、当委員会の審査に資するところまことに大であると思っております。ここに厚く御礼を申し上げます。

また、この会議開催のため格段の御協力を賜りました関係者の皆様には、心から感謝を申し上げます。まことにありがとうございます。

以上をもちまして地方公聴会を終了いたします。

これにて散会いたします。

午後二時五十八分散会

平成十九年五月二十一日印刷

平成十九年五月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

D